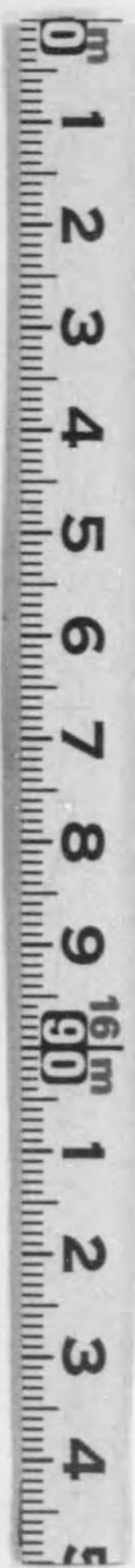


348

402



始



444 45.

348-402



碧海郡誌

碧海郡教育會



參河國碧海郡誌序

本誌の編纂は、明治十二年の頃、本郡長市川一貫氏が、郡書記高橋古三郎氏をして、調査せしめたるを嚆矢とす、是時に於て本郡古社寺及名家に藏する古文書古記録等に依り、精密調査を遂げ、略ぼ大體の脱稿を告げたりき。其後明治三十一年郡教育會に於て更に之を増補改訂して發刊せんことを企圖し、當時教育會の評議員中、宍戸俊治、黒田定衛、加藤新右衛門、原田高敏、鶴田勝藏、村上忠淨、の諸氏を委員とし、編纂者には曩に起稿せられたる高橋氏を聘して、之れを完成せしむべく議決しぬ。されば當時高橋氏の郷里福島縣に在りしを其意を齎らして來杖を促したるに、氏は齡既に古稀に達し、遠隔の地に旅行するは、健康の許さざる所たりしを知り、

遂に氏を迎ふるを得ずして事やみ、原稿は空しく匣底に蠹魚を養ふの料とはなりぬ。明治三十五年脇屋義純氏本郡長に赴任せらるゝや、該事業の完成を期せんとし、委員に諮り、之を尾村丈太郎氏に委嘱し、原稿の修正に着手せり、然るに業半ばにして明治三十七八年の戦役に際會したるを以て、此の事變に於ける郡内の奉公事蹟を蒐集掲載するの必要起り、時局終結に至る迄、之を延期することゝなりぬ。尋て又明治三十九年五月行政區劃の變更ありて町村の境域等に變革を來し、且又明治四十年小學校令の改正に伴ひ小學校の設廢ありしを以て、本誌内容の體裁を一變せざるべからざるに至りぬ、是を以て、明治四十一年十二月醫學士宍戸俊治氏を編纂委員に、石川榮四郎、後藤善一、長谷川義男の三氏を同係に委嘱し編纂の再興に着手し、爾來數年間に互り略其材料及史實を發見

蒐集しぬ。

余は大正二年二月本郡に來任、該事業を繼承したりしが、大正三年三月光榮ある大嘗祭悠紀齋田の本郡六ツ美村に點定めらるゝや、此の光榮を恒久に記念すべき事業の一として、本誌の刊行をなすべく、同年八月更に文學士磯部康吉氏を聘し専ら内容の鑑修と史實の考證とに委ね、編纂事業の進捗を圖りぬ、爾來一年半の日月を費し、多年の計劃になれる本郡誌も玆に全く其の完了を告げ、當に梓に上すを見るに至りぬ。本誌其名は、碧海郡誌と題するも、其内容に至りては、本郡を中心としたる郷土史と謂ふべく、能く地方事蹟の煙滅せんとするを救ひ、史實を闡明せしは啻に碧海の郡治並に教育上に貢獻する而已に止まらざるを信ず。而して磯部氏並に宍戸氏其他諸氏が克く其責任を全ふし、此の修史の業を成就さ

れし勞は頗る多とする所にして、其效績や實に偉なりと謂ふべし、茲に一言を述べて序となす。

大正五年三月

碧海郡長正六位勳四等 井 深 基

緒 言

大正三年春三月、大嘗祭悠紀齋田の本郡六ツ美村に點定さるゝや本郡教育會に於ては此の無上の光榮を永遠に記念せんが爲め其の事業として多年着手中の儘なりし郡誌の編纂を此の機に於て完成すべく議定されき、當時予は猶ほ笈を負ふて東都に在りしが本郡教育會とは特別の縁故ありしを以て余に此の編纂の事業に當りては如何にとの旨を通ぜられき、予は之れに對して來る秋に於て幸に業を卒へ歸郷することを得ば奮て其の事に従ふべしと答へたりき。

斯くして予が本會の郡誌編纂委員に囑託されたるは同年の秋九月にして爾來一年有半の日月を之れに費し本年の一月に入りて漸くに其の稿を脱しぬ、僅か一郡の志にして素より簡明を主旨とせる此の一小誌に一年有半の長日月を費したるは洵に餘りありしものゝ如くなれども細かに之れを算すれば内に於て私用に空費したる時間と編纂の材料を蒐集すべく郡内郡外を縦横に奔走せし徒勞に空過したる時間とは正に十中の六七に居り残る三四分の僅少なる時間を以て此の誌の編纂に費し得たるのみ、加ふるに本會に於て本誌發刊の日は一日も猶豫し得べからざる事情ありければ専ら脱稿の日を急ぎたりき。

本誌内容を分ちて總説、沿革、悠紀齋田點定記念、行政、兵事、教育、産業、

交通、社寺、名勝舊蹟、風俗、人物傳の十二編となす。

二
總説の部に於ては本郡の地勢氣候等の自然地理と國家の治亂英雄の興亡とが如何に此の地に影響せしかを知らんが爲に本郡を中心とせる郷土史の主要とを記し之れに行幸啓の一節と本郡現行地名の一節とを併せたり。特に地名を此部に入れたるは歴史上の人事は總て記録文書の散逸と共に全く煙滅に歸するものなれども地名は時代の推移に伴ふ變化と轉訛とは免れずとするも比較的古へを存し考古學上有力なる徵證たればなり、殊に彼の明治の地券改正に際して古名の廢されし村里の多きは考古學上の恨事とする所なれば本誌編纂に當りては現行地名の外知り得らるゝ限り廣く古名を蒐集するの豫定なりしも遂に之れを爲すの暇なかりしは余の最も遺憾とする所なり。

沿革の部に於ては古記録古文書等を根本とし之れに口碑傳説等を参照し本郡建置の初めより時代を追ふて今日に至るまでの郡境域の變遷と鄉村莊園の廢合並に地名の變遷とを明にし次に徳川時代に於ける諸藩の位置及領地と各鄉村の石高等を擧げ更に天領朱印地及び旗下の采地等を併記せり。此の部を起草するに際しては先に本郡々書記たりし舊重原藩儒臣高橋古三郎翁が時の郡長市川一貫氏の囑託に依り數年に亘りて蒐集せられたる本郡古社寺及名家に藏する古文書古記録等に據る處多ければ特に其の事を明にし翁の効績に據りて得たる利便の大なりしことを謝す。

悠紀齋田の點定並に新穀供納の事に就ては他に全美の著書出版物等數多あれば詳事は之れに譲り本誌記念の部に於ては先づ御大禮の大意を叙し次に碧海郡時報及新愛知名古屋新聞等に掲載されし所に據り悠紀齋田の點定より齋田に關する式典の模様耕作並に新穀供納に至るまでの經過の大體を記したるに止む、次に行政兵事教育産業交通等の部に於ては明治維新より現今に至るまでの制度を幹とし其の改廢に伴ふ各部の移變改善等の枝葉を記するを以て其の主旨とし別に是れに至れる變遷の順序を明にせんが爲めには徳川時代以前に於ける是等に關する制度文物の主要を併記せり。例せば往古の道路藩政時代に於ける地方自治各藩の學館寺子屋等は是れなり。是等の部を起草するに當りては本郡々役所々藏の諸帳簿を借覽し又本縣藏版愛知縣史其他諸新聞諸雜誌等を通覽して多大の便益を得たることを謝す。

社寺の部分に於ては神社の緣起寺院の由緒等は多くは本郡々役所々藏の社寺臺帳に據り之れに里人の口碑傳説等を併記し其の沿革は徳川時代に成りし多くの地誌に據り是れに當社寺所藏の古記録古文書等を附し更に古代保護建築物を擧ぐ、特に神社の部に於ては式内神社の一節を設け延喜式神名帳に載する本郡六座の神社に就き古書古記録等に見ゆる處と古人の調査に係る結果並に學說議論等を其儘

に記述せり。名勝舊蹟の部に於ては是れを名所古城址古戰場塚墓等の部分に別ち是れに關する古記録に存する處を擧げ口碑傳説を記し古人の詠歌詞文等を蒐集せり。風俗の部は日常生活の状態を示すを以て主旨とし方言娛樂俚謠祝儀弔祭宗教古傳説等に細分して記述せり、最後に人物傳は郡とし傳ふべき者のみを採り傳記の繁簡は近代に繁にして上代に及びて漸く簡なり、本誌の各部分總て周密なる注意を拂ひて編纂したるは同じ情なれども此の人物傳の部は特に故人の人格を尊重し多くの意見を參酌し更に周密なる注意を拂ひて記し置きぬ。

本誌編纂の大意右の如し、從來世に行はれし地誌の多くは土地順により種々雑多の事件を列記するが通例なれども斯くては事物事件の系統を缺き全誌の體裁を亂すのみなりと私考しければ予は之れを如上の十二編に分ちて試みぬ、されば其の體裁に於ては斯く改まりたる所ありとするも其の内容に至りては類似の事物事件を稍々系統的に配列したるのみ、是れを總觀すれば本誌も亦矢張り從來の地誌の類に模せる一雜録たるに過ぎざるなり、予は初め本誌を編纂するには從來の舊様に依りては詮なき勞のみ宜しく研究的態度を以て編纂せざるべからずとなし先づ古文書其他の記録に據り國家の治亂英雄の興亡が此の地に及ぼしたる影響と之れに隨伴する地方の制度文物の移變を究め史實のあらん限りを盡して郷土史の編成に筆を起し更に進みて歴史地理學の正徑に依り古文書古記録等は勿論地中發見

物其の他の遺物を博採し其の微證を根本とし地名及び口碑傳説等を參照し本郡地形の變遷郡境域の變遷鄉村莊園の廢合並に其の境域の變遷道路河道の變遷古城址の位置並に其形狀古戰場並に合戰の地理名所舊蹟の位置等を其の地理の實際に就きて究め其の舊態を畫き出し其他には先住人の古墳に就て其の形態並に發掘物等を明記し是れを以て本誌の終尾となすべき考へにて此の編纂に着手し稍々進捗する處ありしが斯くては本誌に包容すべき豫定のものゝ十が一をも充すことを得ず且つ之れのみにも多數の日子と紙數とを要し到底豫定の期間に豫定のものを編纂し能ふべきにあらざることを知りければ遺憾ながら中途にして此の企圖を放棄しぬ、看官幸に是れを諒せられよ。本誌の總說沿革名勝舊蹟等の部に於て諸所考證的に記述したる所あるは此の初めの企圖に成りしものにして予に研究的頭腦の貧弱なる其の微證の批判眞偽を認り論斷には推理を誤りたる所なきを保せず深く諸賢の是正を待つ所なり、予の淺學寡聞素より本誌の完璧を期するは絶望なるも相踵で現はれ來る古今の事物は悉く之れを迎へて一一之れに何等かの曰くを附し其の由來と位置と順序とを明にせざるべからず編纂のこと一として意の如く進捗せず徒勞に費す時間のみ多くして然も日は一日一日と過ぎ往けるを見ては徒に長大息あるのみ豫定の日限に能く此の編纂を成し遂げ得るや自らに覺束なみたるも屢々なりき、されど思へば此の總纂は予が編纂のことに筆を染めたる初めなれば

如何なる事情の起るあるも豫定の如く之れを爲し遂げざるべからず予が忍耐力の程を試す好事業なりと固く覺悟し鞭撻叱咤勵々撻まず一年有半の日月を是れに費して此處に到りぬ、其の漸くに作し上げたものは此の内容の貧弱なる雜然として統一する所なき一小雜誌に過ぎざれども予は己が初心を貫徹して幸に此の脱稿の曉ありしを喜ぶ。

此の誌編纂に就ては郡内郡外に廣く史料を求めたれども其の意外の所に潜在し發見の端緒を得ずして爲めに漏したる金玉も亦た少からざるべし、又本誌記載の事項は妄斷臆説の嫌を避け其の出所を明にせんがため或は徵證古文書を附記し引用書名を挙げ或は原文を文中に引用しぬ、されば別に引用書目名を列記せず、本誌は素より一雜誌たるに過ぎず更に研究的態度を以て後來の學者が之れに増補改訂を加へられ完全なる本郡々史たるの日あらんを希ふ。

本誌編纂に當りては本郡の社寺舊家等に於て史料採集に多大の便宜を與へられたること、醫學士宍戸俊次氏石川榮四郎氏後藤善一氏等の諸賢が懇篤なる助言と貴重なる材料とを給與せられしこと、本郡々役所應員諸君が編纂のことに付き絶へず便宜を與へられたる厚誼とに對し深く感謝の意を表す。

筆を洗ふに際し編纂中の概況を略記して緒言となす。予の文に訥なる流暢の口調を馳るを得ず乾燥無味に陥り且つ文理用字を誤りたる所多かるべし、看官幸に

諒せられよ。

大正五年春三月

編纂委員 磯部康吉誌

參河國碧海郡誌目次

碧海郡教育會編纂

第一編	總說	一
第一章	位置及面積	一
第二章	地勢	一
第一節	山系水脈	一
第二節	地質	三
第三節	第三紀 第四紀	三
第三節	海灣	五
	知多灣 海水深淺 暗礁	五
第三章	氣候	七
	氣溫 等溫線 降水量	七
第四章	地形の變動	一四
目次		一

汀線降下 河水作用 矢作川河道の變遷 油ヶ淵……………二〇

第五章 郷土史の概要……………二〇

其の一 上古……………二〇

其の二 國造 國司 領主 武家政治……………二二

其の三 尾參諸豪族の勃興 江戸開幕……………二五

其の四 地方諸藩 廢藩置縣……………二九

其の五 本郡現況の一般……………三三

第六章 行幸啓……………三七

第七章 碧海郡地名……………三八

第一節 各町村並大字名……………三八

第二節 各町村の小字名……………四〇

第二編 大嘗祭悠紀齋田點定記念編……………九八

第一章 御大典の儀……………九八

第一節 即位の禮……………九九

第二節 大嘗祭……………一〇二

第三節 大嘗祭と齋田……………一〇六

第一章 悠紀齋田の儀……………一〇九

第一節 悠紀齋田の點定……………一〇九

第二節 齋田地附近の概況……………一一三

第三節 悠紀齋田記事……………一二五

第四節 悠紀齋田の主要なる式典……………一三〇

第五節 齋田に關する施設……………一二六

第六節 齋田に關する作業一斑……………一二九

第七節 齋田點定に於ける郡村の狀況……………一三三

第三編 碧海郡沿革……………一三五

第一章 郡ノ沿革……………一三五

第一節 郡の制定……………一三五

郡 郷 里 村 莊園 等の概要……………一三五

第二節 碧海郡の建置……………一三六

青海郡 青海郡名考 碧海郡の稱……………一三六

目次

第三節 碧海郡境域

第一項 境域

第二項 舊鄉村

智立郷・采女郷 刑部郷 依網郷 鷺取郷 谷部郷
大市郷 碧海郷 櫃禮郷 櫻井郷 大岡郷 葦野郷
若見郷 驛家郷 河内郷

第三項 舊莊園

志貴荘 平田荘 重原荘 碧海荘 上野荘 矢作荘
平貴荘

附 姫郷 小川郷 岩根郷 藤野郷 矢作郷 和田郷

卜部郷 中島郷 江原郷 畝部郷 蘆島郷 長瀬郷

泉田郷

第四項 境域の變遷

附 三河二葉松碧海郡鄉村 三川堤碧海郡村里

第二章 町村ノ沿革

一、大濱、棚尾、鷺塚、二、平七、伏見屋、前濱、霞生場、三、高濱、吉濱、
高取、四、西端、東端、根崎、榎前、五、和泉、六、米津、中根、城ヶ入、

目次

石井新田、七、姫小川、小川、木戸、寺領、八、藤井、野寺、九、櫻井、
東町、堀内、一〇、川島、村高、一一、青野、在家、高橋、合歡木、一二、
三ッ木、福種、安藤、一四、中島、高畑、一五、正名、定國、中國、正、一
六、和田、宮地、井内、野畑、坂左右、法性寺、牧御堂、土井、赤澁、中郷、
福島新田、一七、河野、島、佐々木、一八、小望、池端、一九、
牧内、二〇、桑子、新堀、富永、二一、本郷、暮戸、二二、筒針、渡、
二三、矢作、二四、大友、二五、中園、軸越、森越、北野、二六、橋
目、二七、小針、柿崎、二八、宇頭、尾崎、二九、大濱、茶屋、宇頭
茶屋、三〇、坂戸、館出、三一、里、今、三二、別所、別郷、三三、
高木、大岡、山崎、三四、上條、三五、安城、三六、古井、赤松、三
七、福釜、箕輪、三八、半城、土野、田高棚、三九、小垣江、高須、犬
ヶ坪、四〇、刈谷、元刈谷、四一、熊、四二、高津波、四三、小
山、四四、重原、四五、知立、四六、八橋、來迎寺、牛田、四七、
西中、谷田、八ッ田、四八、篠目、四九、一ッ木、築地、五〇、泉
田、五一、今川、五二、今岡、五三、境、五四、井ヶ谷、五五、
乙尾、五六、堤、五七、花園、五八、吉原、中根、五九、駒場、
中田、六〇、若林、六一、竹、六二、大林、六三、渡刈、六四、

鷺嶋、西田新郷、六五、上野、國江、馬場、粟寺、五個新郷、六六、隣松、寺、阿彌陀堂、六七、廣畔新郷、六八、福受新郷、六九、配津、川端、宗定、中切、中島、

第三章 舊諸藩

第一節 刈谷藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 一九四

第二節 岡崎藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 一九九

第三節 西尾藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 二〇五

第四節 西端藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 二〇八

第五節 重原藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 二〇九

第六節 沼津藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 二一一

第七節 西大平藩 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 二一一

第四章 天領 (一) 藩主 (二) 領地 (三) 石高 二二三

代官 村名 年代 石高

第五章 朱印地並諸氏采地 二二六

第一節 朱印地 (一) 村名 (二) 社寺名 (三) 石高 二二六

第二節 諸氏の采地 (一) 諸氏名 (二) 村名 (三) 年代 (四) 石高 二二〇

第四編 行政 二二三

第一章 普通行政 二二三

第一節 廢藩置縣 (一) 三河縣 (二) 刈谷縣 (三) 西端縣 (四) 重原縣 (五) 西尾縣 二二三

岡崎縣 額田縣 (一) 愛知縣の建置 二二五

第二節 諸藩の處置 二二七

(一) 刈谷藩 (二) 岡崎藩 (三) 西尾藩 (四) 西端藩
 (五) 重原藩 (六) 西大平藩

第四節 郡區劃並其名稱の變遷……………三三
 第一項 大區……………三三
 第二項 郡區町村編成法の施行に基く碧海郡名の復古……………三七
 第五節 町村區劃並其名稱の變遷……………三八
 第一項 小區……………三八
 第二項 郡區町村編成法の施行に伴ふ町村の廢合……………四三
 附 各組戶長役場……………四三
 第三項 市町村制施行に伴ふ町村の廢合……………四九
 附 新町村名並町村役場……………四九
 第四項 明治三十九年市町村制に據る町村の廢合……………五五
 附 新町村名並其區域 役場位置……………五五
 第六節 郡長並郡役所……………二
 第一項 歴代碧海郡長……………二
 第二項 碧海郡役所位置……………二

第二章 地方行政……………二六

第一節 藩政時代に於ける地方自治……………二六一
 小前 組頭 庄屋 大庄屋 兼帶庄屋……………二六一
 第二節 郡及町村……………二六三
 自治團體の組織機關並權能……………二六三
 第三節 財政……………二六四
 郡有財產 町村有財產 國稅 縣稅 郡經濟 町村經濟……………二六四
 第三章 土地及戶口……………二七五
 第一節 土地……………二七五
 官有地反別 民有地反別並地價……………二七五
 第二節 戶口……………二七九
 (一) 本籍並現住戶口 (二) 人口出入別 (三) 生死數並歩
 合 (四) 町村別人口 (五) 町村別戶數……………二七九
 第四章 警察……………二八九
 安城警察署 大濱警察分署 巡查派出所並駐在所……………二八九
 第五章 衛生……………二九二
 第一項 沿革……………二九二

目次

10

第二項 碧海郡衛生會並規則大要……………二九七

第三項 本郡醫師會……………二九九

第四項 傳染病者累年表……………三〇〇

第六章 感化救濟……………三〇一

感化事業 救濟事業 救恤費……………

第四編 教育……………三〇五

第一章 維新前の教育……………三〇五

第一節 藩政時代に於ける教育の大要……………三〇五

第二節 各藩設立學校……………三〇六

第三節 寺子屋教育の大要……………三〇七

第二章 維新後の教育……………三〇七

第一節 學制公布後の教育……………三〇七

第二節 現時教育の施設……………三〇八

第三節 小學校に類する各種學校……………三〇九

第四節 實業補習學校……………三〇九

第五節 圖書館……………三〇九

第六節 公立學校……………三〇九

第三章 教育に關する各種團體……………三〇九

第一節 本郡教育會……………三〇九

第二節 三河郷友會碧海郡委員部……………三〇九

第三節 碧海郡教員協會……………三〇九

第四節 青年會……………三〇九

第六編 兵事……………四一九

第一章 徵兵……………四一九

第二章 戰役並出征軍人……………四二五

第一節 出征軍人……………四二五

第二節 戰病死軍人……………四三一

第三章 戰時に於ける町村民後援事業大要……………四三三

第四章 軍事的私設團體……………四三八

第一節 日本赤十字社愛知支部……………四三八

第二節 帝國軍人後援會名古屋支部……………四六〇

第三節 愛國婦人會愛知支部……………四六一

第四節 表忠會……………四六一

第五節 在郷軍人會……………四六一

第六節 本郡尙武會……………四六四

第七編 産業

第一章 農業

第一節 總説……………四六七

第二節 耕地……………四六九

第一項 土地種別……………四六九

第二項 開墾及埋立……………四七三

第三節 灌溉及排水……………四七七

第一項 水利組合……………四七七

第二項 著名用水路の開鑿改修並組合事業の沿革大要……………四八〇

一、明治用水 二、枝下用水 三、鹿乘川惡水 四、高橋用水

五、北野用水 六、村高用水 七、安藤川惡水 八、占部用水

九、油ヶ淵惡水

第四節 耕地整理……………五〇〇

第一項 耕地整理の概況……………五〇〇

第二項 著名耕地整理事業の概況……………五〇三

- 一、新川町外三箇村聯合耕地整理事業
- 二、六ッ美村大字下中島耕地整理事業
- 三、上郷村耕地整理組合事業
- 四、金山揚水耕地整理組合事業

第五節 産業組合……………五一九

第六節 碧海郡農會……………五二三

第一項 沿革……………五二三

第二項 規則大要……………五二四

第七節 農産物……………五二七

第一項 米……………五二七

第二項 一反歩收穫高……………五二八

第三項 稻の主なる品種及作付歩合……………五二八

第四項 麥の主なる品種並特徴……………五三〇

第五項 農産物産額……………五三二

目次

一四

第八節 特用農産物……………五四四

第一項 藍綿茶……………五四四

第二項 果樹栽培……………五四六

第三項 蔬菜栽培……………五四六

第四項 養蠶……………五四六

一、蠶兒 二、蠶種 三、桑園……………

第二章 畜産業……………五五〇

第一節 牛馬並市場……………五五〇

第二節 養豚並市場……………五五五

第三節 養鶏並養鶏組合市場……………五五六

第三章 水産業……………五六〇

第一節 水産業の保護獎勵……………五六〇

第二節 漁業の種類並水産物……………五六一

第三節 水産養殖……………五六二

第四節 水産に關する組合並市場……………五六四

第四章 商工業……………五六五

第一節 碧海郡商工會並規則大要……………五六五

第二節 蠶絲業……………五六七

第三節 綿絲業……………五六九

第四節 綿織物……………五七〇

第五節 醸造業……………五七〇

一、清酒 二、味淋酒 三、醬油並味噌溜……………

第六節 高濱土器……………五七二

第七節 銀行……………五七三

第八節 市場……………五七三

第九節 諸工場並諸會社……………五七四

第一項 諸工場累年表……………五七四

第二項 諸會社一覽表……………五七六

第八編 交通運輸……………

五八四

第一章 往古の道路……………

五八四

驛家郷 鳥捕驛 鎌倉街道
 徳川時代の宿驛並人馬駄賃

目次

一五

第二章 置縣以後の道路

五九四

第一節 國道東海道

五九五

第二節 縣道

五九五

一、師崎街道 二、大濱街道 三、新街道 四、土呂街道

五、西尾街道 六、岡崎街道

第三節

里道附郡重要道路……………五九八

鐵道沿線 福岡線 城ヶ入線 新川線 北部線 渡刈線

舉母線 大濱線

第三章 鐵道

六〇一

院線東海道線 私線三河鐵道並西尾鐵道

第四章 車輛

六〇五

第五章 水上交通

六〇六

一、船舶數 二、河津港灣

第六章 通信

六〇八

郵便制度の沿革 郵便局 電信局 電話

第九編 社 寺

六二

第一章 總説 附本郡社寺數

六二

第二章 神社

六三

第一節 本郡神社名

六三

附 社格 祭神 鎮座地

第二節

式内神社……………六三

(一) 知立神社 (二) 和志取神社 (三) 酒人神社

(四) 日長神社 (五) 比蘇神社 (六) 精目神社

第三節

著名神社由緒沿革……………六四

第三章 寺院

六五

第一節 本郡寺院名

六五

附 宗旨 創建年代 開山名 其他略歴

第二節

著名寺院由緒沿革……………六七

第三節

廢寺……………七三

第四章 特別保護建築物

七二

第十編 名所舊蹟

七四三

第一節 名所並古蹟

七四三

- (一) 八橋 (二) 矢作川と矢作橋 (三) 矢作里
- (四) 末野の原 (五) 依網の原並依網の森 (六) 引馬野
- (七) 然菅の里に然菅の渡 (八) 緑野池 (九) 藤野の村
- (一〇) 二村山 (一一) 鷹取山 (一二) 衣が浦 (一三)
- 一夜權現傘松 (一四) 柳堂

第二節 古城址

七六八

- 大濱 福釜 刈谷 藤井 泉田 櫻井 姫村 小川
- 川島 木戸 安祥 高木 佐崎 桑子 本郷 渡
- 浅井 青野 和田 浦邊 中島 境 上村 下村
- 鷺嶋

第三節 古戰場

七八一

- 大濱 福釜 重原 緒川 刈谷 石ヶ瀬 十八町驛
- 櫻井 安祥 佐々木 渡理川原 善明堤 藤波堤 矢
- 作 上野 野寺 和田 明大寺川原

第四節 塚 墓

七八九

第十一編 風 俗

八〇〇

第一章 古傳説並古墳

八〇〇

- (一) 御陵傳説地 (二) 古塚諸傳説 (三) 犬頭絲物語
- (四) 三河國三川の説

第二章 方言

八〇六

- 第一節 名詞の部 八〇七
- 第二節 代名詞の部 八五三
- 第三節 數詞の部 八五四
- 第四節 形容詞の部 八五五
- 第五節 動詞の部 八五八
- 第六節 副詞の部 八六四
- 第七節 接續詞の部 八六六
- 第八節 助詞の部 八六八
- 第九節 動詞形容詞の活用形 八六八
- 第十節 助動詞の活用形 八六九

第十一節 時法等の云ひあらはし方……………八七〇

第十二節 待遇上諸種の言ひあらはし方……………八七六

第十三節 語詞の組立方……………八七八

第十四節 方言分類例……………八七八

第三章 文學技藝……………八八五

第一節 文學……………八八五

第二節 茶道……………八八六

第三節 生花……………八八六

第四節 園茶將棋……………八八七

第四章 宗教……………八八七

第五章 歌舞音樂……………八九〇

第一節 三河萬歲……………八九〇

第二節 盆踊……………八九一

第三節 神樂……………八九二

第四節 能樂……………八九三

第五節 芝居並獅子舞……………八九三

第六章 俗 謠……………八九四

第一節 里 謠……………八九四

第一項 萬歲歌……………八九四

第二項 厄拂ひ……………八九六

第三項 地搗歌……………八九七

第四項 木遣歌……………九〇〇

第五項 農事雜謠……………九〇二

第二節 童 謠……………九〇四

第七章 祝儀弔祭……………九〇九

第一節 祝儀……………九〇九

第二節 弔祭……………九一三

第八章 年中行事……………九一五

正月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月

十月 霜月 師走……………九一五

第十二編 人物傳……………九一五

第一章 武人

人

水野忠政 同信元 同忠重 同勝成 同清久 夫人水野氏 松

平親氏

同親忠 同長親 同信忠 同清康 同廣忠 同信定

同信一 同清定 同家次 同忠正 同忠吉 同家廣 同信吉

同康親 同康時 同親盛 宇都忠茂 大久保忠俊 同忠勝 同

忠員 同忠世 同忠佐 同忠教 同忠鄰 同景實 加藤嘉明

酒井正親 高木清秀 土井利勝 板倉勝重 本多廣孝 本多正

信 同正重 同修理 同宗信 安藤家重 同直次 同重信 植

村榮安 植村榮政 阿部正勝 同正次 平岩親吉 渡理忠景

鳥居忠吉 内藤清長 同家長 同信成 石川親康 同清兼 同

家成 同數正 同康通 長田親致 同直吉 同重吉 永井直勝

渡邊守綱 長坂守重 長坂信政 米津道壽 寺坂信行

第二章 文人

人

僧蓮願 僧如光 僧順正 石川丈山 永田德本 野本新十郎

渡邊彌藏 本多又左衛門 柴田助大夫 石川伊右衛門 神谷五

左衛門 都築勘助 太田利右衛門 同とのめ 井村祖風 中島秋

舉

都築彌厚 清水幸三郎 石川喜平 加藤秀親 都築彦馬

松本奎堂 宍戸彌四郎 濱田雅昌 僧臺領 僧義玄 深見篤慶

山中獻 村上忠順 岡本兵松 伊豫田與八郎 原田高敏 鶴田

勝藏 黒田定衛

目次終

參河國碧海郡誌

碧海郡教育會編纂

第一編 總說

第一章 位置及面積

碧海郡は愛知縣の中央南部參河の西南隅に位し、西北は境川を以て尾張の知多
 愛知二郡に界し、西南は知多灣衣が浦に面し、北は西加茂郡の丘陵に連り、東は
 額田郡に東南は幡豆郡に何れも矢作川を以て界となす。緯度北緯三十四度五十分
 餘に起り、三十五度三分餘に盡き、經度東京偏西二度三十四分餘に起り、二度四
 十一分餘に盡く。東西約四里南北約八里、其の面積十八方に餘る。郡内を分ち
 て、安城、知立、刈谷、高濱、新川、大濱、矢作、依佐美、明治、棚尾、旭、櫻
 井、六ツ美、上郷、高岡、富士松の七町九ヶ村となし、人口總て十五萬を抱有す

第二章 地勢

第一節 山系水脈

第一編 總說

第一編 總 說

二

本郡の地は山岳と見るべきもの更に無く、概して平坦なる原野をなせども、地勢上猶ほ之れを南北の二部分に別つを得べし。其の北部と云へるは、土地一般に高くして所々に丘陵の起伏するを見る、逢見山金山等を初めとし、富士松村、高岡村、上郷村等の地に亘れる一帯の赭山即ち是れなり。又其の南部と云へるは、北部に比して地位稍々低く、凸凹緩漫なる平野をなして田圃よく墾く、知立、刈谷、依佐美、安城、明治、櫻井、高濱、新川、大濱等の諸村に於ける田野即ち是れなり。河川は多く西南流して海に注ぐ、其の主なるものには東に矢作川あり、西に境川あり、其他逢妻川、猿渡川、市原川、蜷川、新川、御手洗川、堀川、廣田川、占部川下り松川、前川、恩田川、發抗川、吹戸川、白砂川等郡域を相交流す。而して其の流域及河口に於ては盛に新陸地を構成す、低濕なる平野をなし自然の沃壤にして、直ちに耕耘に適す、矢作町、六ツ美村の大部分及び上郷村、櫻井村、等矢作の流域に於ける低地即ち之れにして、富士松、知立、刈谷、依佐美等の諸町村に於ける境川、逢妻川、猿渡川等の流域の地、亦是れなり。海は郡の西南に知多灣あり、其の海濱を衣が浦と稱す、山を去ること遠く、平野是れに沈み、本郡の河川亦悉く是れに流入して、水一般に淺し。

是れを要するに本郡は北方木曾山脈の西南に延び西加茂郡に丘陵を起伏するもの、猶ほ南して漸く平坦ならんとする所の地即ち之れなり。其の北部一帯の地に

於ける赭山は、西加茂郡に起伏する丘陵の餘勢と見るべく、從て河川は皆西南流し、平野亦西南に向く其の平野の遂に水に没する所是れ衣が浦の海なり。

第二節 地 質

本郡の地層は新生代の構成に屬し、第三紀系、第四紀系の發達せるものにして第三紀新層及第四紀新古兩層、即ち洪積層、沖積層の三層より成る。火成岩に至りては未だ其の噴出せし跡を見ざるなり。

第三紀新層の發達せるは、郡域北部の地にして、富士松、高岡、上郷等の諸村に於ける、西加茂郡の丘陵と相連れる一帯の赭山即ち是れなり。砂礫粘土等の累層より成り、屢々砂層を夾む。礫は主に石英岩類のものにして、長石の分解物、凝灰岩の泥土等によりて膠結せらる。其の土性良質のものにあらず、乾に過ぐるの嫌あるも、尙ほ灌溉に供すべき水利を得ば、以て農耕殖林に適すべし。

第四紀古層即ち洪積層の地は、郡域の大部分を占め、上郷、高岡、富士松等の諸村の南部以南、刈谷、知立、依佐美、安城、櫻井明治、高濱、新川、大濱等、諸町村の地皆是れに屬す。粘土砂利礫等の互層より成り。下部に粘土層あり、中間に砂層ありて、上部に埴摺質粘土層あるを常とせり。其の土性は第三紀新層の地と同じく、概して良好のものにはあらざるも、彼に比すれば此は地位稍々平衍

にして、灌溉水利の便を得ば直に有用なる生産地たるや疑ひなし。概して洪積層の地は往時荒蕪の原野にして、獨り矮松の占有に委棄するの狀態なりしが世の進運に伴ひ漸く池堤を築き水路を鑿き以て灌溉に供し逐年耕地に開墾さるゝもの少からず、本郡洪積層の地又是れにして、明治用水開墾後は開墾の事業着々として進捗し昨日の荒野は一日にして今日萬頃の沃野と化し以て、本郡主要の生産地となす。

第四紀新層即ち沖積層の地は、専ら河水の流勢により、上流の土砂を漸次流下漂積して成れる新陸地にして、河川の流域及河口に發達す。地位最も平夷にして水利の便に富む。されど時としては、堤防の決潰、悪水沈滞の害なしとせず。其の土性は、各種岩石の粉末織砂等より成れるを以て、地味自ら肥沃にして、最も耕地適す。本郡に於ては、矢作川、境川、逢妻川、猿渡川等の流域に於ける福地皆之れにして、矢作川の流域に於けるもの最も廣濶に、上郷、矢作、六ツ美櫻井等諸町村耕地の大部分を占め、更に數十の部落を此所に起しぬ。是れに次げるを、境川、逢妻川、猿渡川等の流域河口に於けるものとす。此の外洪積層の凹所、丘陵の間等に於ける、細川小流の流域なる通常本田と稱するものは、其の區域は極めて狭少なりと雖も、之れ亦各々其の水流の構成になる沖積層の地なりとす。是れを要するに本郡の地は、三種の地層より成り、各其地位に高低あり、即ち

北部第三紀新層の地は最も高くして一帯の高臺をなし、南部洪積層の地は稍々平衍にして凸凹緩漫なる原野をなし、次に沖積層の地は一層低くして河川の流域に於て是も平夷なる平野をなす。其の高低の順序必ずしも斯の如きものにはあらずるも、本郡に於ける地層は右の如き顯著なる高低をなし、是れを區別すること甚だ容易なり。

第三節 海 灣

本郡の地は其の西南部海に面す、知多灣是れなり。知多灣は知多半島の東浦と本郡との間にありて、稍々弓曲して東北に灣入せり。其の渥美灣伊勢海等を経て外海に通ず。本郡に屬する海岸線は、南大濱町の權現岬より小垣江、刈谷等の入江に至るまで、是れを總て其の延長五里に餘れり。屈曲多しと云ふにあらず、矢作川、境川、逢妻川、其他大小の河川、皆な是れに注ぎて、海は概して水淺く、海岸には泥砂多し。權現岬は矢作川河口に於ける流砂の遠く海中に突出せるものなりとす。殊に新川町以南の海岸は、白砂青松詩興を湧かしむるの特趣あり。

水路志云、三河灣は、南は渥美半島により、西は知多半島に依て成る所の一大灣にして、東入及北入の兩灣に分れ、前者を渥美灣後者を知多灣と曰ふ。知多灣は幡豆崎と生田鼻との一線以北にして其勢宛も北に向へる牛角の如し、灣入

海水の深
三尋線

凡十五海里、其の幅灣口に於て六海里、夫より漸次狹隘となり境川に達す、其灣内水深九尋以下、底質概畧泥灣周總て遠淺にして、殊に生田鼻の處は灣口の半に及ぶ迄淺水となる、故に實際船を行るべき處は灣口に於て二海里、中央最潤處に於て三海里半、大濱權現鼻附近に於ては一海里に満たず、灣の東側は一般に平坦の耕地にして一山を見るなし、其最突出せる權現鼻に至るまでは、沿濱松樹密に併列す、灣の西側は知多半島にして、南方より北方に下る所の疎樹低鬱脈四九九呎以下連亘するも目標となるべき一秀峰なし。權現鼻は知多灣東岸中最突出せる石堤角なり、大濱村は南方に延び、高瀬面上高さ五呎にして著名の目標なり、此の鼻の南方、矢作川附近の沙堆は年々移動すと云ふ、凡權現鼻以北の海面を衣が浦と曰ひ、見る所廣しと雖も其の水深五尋以下三尋以上の地は全浦の六分一に過ぎず、然れども底質泥土且能く西方を保障し錨搔き善きを以て、小艦に在ては最好の錨地とす。

五尋線

知多灣海水の深淺其の三尋線は、知多郡半田の海岸より略一海里を東に距りたる北緯三十四度五十二分半の点に始り、是れより南するものは知多半島の沿岸に沿ひ、武豊に至りて忽ち二町の沿岸に來り、其以南は二町乃至四町の距離を以て大井港に達す、東するものは即ち碧海郡の沿岸に沿へるものにして、大濱の西徹北畧一海里に至り、之れより權現岬に向ひ半海里外を陸に並行して進み、矢作川

十尋線

河口に至りて一海里の沖となり、幡豆郡平坂港外に至りて二海里の沖となり、又忽ち一海里となり、屈曲一二回にして渥美灣の三尋線に合す。

晴港

五尋線は總て三尋線外二町乃至三町を距りて畧ぼ三尋線に沿ふ、只だ矢作川河口に於ては遙に二海里の沖に距れり、十尋線は知多郡師崎の海田鼻の北端より始まり、凡そ十町の幅を以て日間賀島角石以西を南進せり。是れより南は漸く深く師崎沖の三十四尋の深所を以て最深の部とす。されば知多灣普通深所は九尋を越へず本郡の面する部分は極めて淺く、新川以北の灣内は普通深所三尋に達せず。潮候時は師崎に於て五時二十分權現鼻に於て五時二十九分の差あり。大潮漲の時平水より高きこと師崎に於て八尺、知多灣に於て六尺なりとす。矢作河口の砂洲は年々堆積して海を埋め、航行を害する逐年大なり。沿岸一帶魚貝豊に海草よく生ず。良港には乏しけれども、刈谷、元刈谷、小垣江、吉濱、高濱、新川、大濱等の何れも船舶の出入せざるなし、特に大濱、新川の二港は、近年に至り商工業の盛なるに伴ひ、商港としての設備稍々成り、大小船舶の出入するもの漸く多し。

第三章 氣 候

凡そ地面上に於ける氣候區分は大概緯度によりて分つを常とすれども然も緯度の高低のみを以て氣候發現の要素となすべきにあらず地勢の状態海陸の差異潮

氣候

流氣流等に起因する極めて大なり而して一地方に於ける氣候は一地方一定時に於ける天氣に關する現象を平均したるものを以て其の地方其の時季の氣候とす、氣候の現象起因既に斯の如し碧海郡のみ獨り特別の氣候あるべきものにあらず南太平洋に面し且つ其の潮流の影響を受け北は中部山脈の高峯によりて限定さるゝ東海面一般の氣候の然らしむ所に依るべきなり而して氣象發現は沿岸の地平原の地及山嶽の地によりて各異なる

氣温
 十五度等
 温線
 十四度等
 温線
 十三度等
 温線

本郡の地は平野より開け西南部海に面す寒暖其の和を得風雨また時に隨て到り四季愉快なる氣候を見る試に最高度の年平均温度を見るに十五度の等温線は知多半島の西邊に沿ひて三河灣に入り幡豆寶飯兩郡の海岸に沿ひ渥美八名の郡堺に從て静岡縣に入る十四度の等温線は尾張最北部の犬山より國境に沿ひて南東に走り西加茂郡の北部より南下し東加茂郡の西南部を占め更に南下して額田郡の中央より東に折れ南設樂郡の南部に進み北上して八名郡の北部を過ぎて東方に去る次に十二三度の等温線は東加茂郡の最北部より其の中央を北より南に貫通し額田郡の北部を掠めて南設樂郡の中部に至り是れより北東に向ひ北設樂郡の東南部を占めて北東に去る又十二度の等温線は北設樂郡の北西より南下して東加茂郡の東邊を過ぎ額田南設樂東加茂の三郡堺を経て南設樂郡の西部を取り北上して北設樂郡の中央より北東に向て過ぐ而して最寒なるは北設樂郡の中央より稍々西邊なる段戸

平均温度

降水量

氣壓

山にして九度とす是れに反して高温なるは渥美半島の西邊より三河灣の南部地方にして十五度五に及ぶ即ち本郡の地は年平均温度十四度乃至十五度の間にありて寒暖其の和を得たりと云ふべきなり

降水量の最も多量なるは北設樂郡中部の年總量三千耗にして是れより南西するに従ひて漸次減少し二千耗の線は東加茂郡の北部より其の中央を南下して額田寶飯兩郡の北東部を過ぎ八名郡の南邊を東に去る最も少量なるは尾參國境に屬する地にして西加茂郡の西南部碧海郡及幡豆郡の西部並に知多郡の東浦より同郡の南部に亘る地方にして年千六百耗を超へず一般に降水の大なるは空氣の昇騰と地勢の如何によるものなり前者の場合は風が山腹に衝突して吹き上げられし場合又氣層の安定なる状態を失して急劇に轉換する場合又旋回的暴風の四國より吹き込みたる場合にして豪雨あるは實に此の時なり地勢上よりする降水の大は湖海に接近する沿海地方濕風と直角なる山麓暴風の衝路に當れる地方にして本邦の東海方面は地理上實によく降水量を大ならしむる條件に叶へり碧海郡及其の地方に於ける降水状態並に其の量の多少に就ては是等の條件以て是を律すべきなり

本邦は亞細亞大陸を西北に控へ太平洋の波其の東南を洗ふされば本邦に於ける風位は主として此の兩者によりて支配さる即ち本邦附近の氣壓は冬春兩季に於て亞細亞大陸方面に高く北大平洋方面に低きを常とし夏に入りては六月頃よりは亞

第一編 總 說

細亞大陸に於て著しく温暖に赴き之れと緯度を同ふする大平洋に比すれば氣壓大に低下し北太平洋に於ては却て氣壓の高部存在することゝなる故に氣壓は其の平均を保たんが爲め冬春の頃は西北亞細亞大陸の方面より烈寒の風大平洋方面に向ふを常とし六月以降にありては南風又は西南風の太平洋より亞細亞大陸に向ふを常とす而して太平洋より吹き來る温暖にして温潤なる風は温度低き大平洋面の地に衝りて水滴に變ず此の季に於ては連日陰鬱なる降雨を見る梅雨即ち之れなり又二百十日と稱し多く九月上旬に於ける颶風は大平洋面に生じたる低氣壓の北進して九州琉球を経て土佐沖を通り其より本島を北に横りて日本海に入るの時に起る左に碧海郡附近に於ける明治二十九年より同四十五年に至るまでの温度雨量霜雪等に就ての一覽表を掲ぐべし

各地月別平均氣温表 自明治二十九年 攝氏最高最低平均 至明治四十五年

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
半田	四、二	四、四	八、二	一三、三	一七、六	二一、五	二五、一
西尾	四、一	四、一	七、二	一三、三	一七、七	二一、五	二五、二
知立	三、七	四、〇	七、六	一三、四	一七、九	二一、六	二五、五
岡崎	三、七	四、〇	七、五	一三、一	一七、五	二一、三	二五、二

各地最高最低氣温 自明治二十八年 至明治四十五年

觀測所	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
半田	二六、六	二二、六	一六、三	一〇、九	六、二	一四、七
西尾	二六、八	二二、七	一六、三	一〇、六	五、八	一四、七
知立	二七、一	二二、九	一六、三	一〇、四	五、六	一四、七
岡崎	二六、八	二二、〇	一六、三	一〇、五	五、七	一四、五
舉母	二六、六	二二、四	一五、九	一〇、二	五、三	一四、四

觀測所	最高氣温			最低氣温		
	示度	年	月日	示度	年	月日
半田	三五、〇	明治三十二年	七月十七日	零下五、八	明治二十八年	二月廿二日
西尾	三六、五	明治三十四年	八月六日	零下二、二	明治二十八年	二月廿二日
知立	三六、五	明治三十七年	八月五日	零下二、〇	明治二十八年	二月廿二日
岡崎	二七、四	明治三十七年	七月十七日	零下七、五	明治三十七年	一月廿六日
舉母	三六、四	明治三十九年	八月三十日	零下九、三	明治三十七年	一月廿六日

第一編 總 說

降水量

第一編 總說

各地月別平均降水量

自明治二十二年
至明治四十五年

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
半田	五五、二	五九、一	一一三、三	一五一、四	一五〇、二	二二七、九	一七八、〇
西尾	五九、〇	六二、九	一一九、九	一五三、九	一五三、四	二〇七、〇	一七二、三
知立	五七、四	五九、二	一一七、九	一五八、八	一四六、六	二二二、〇	一七八、一
岡崎	五八、〇	六一、三	一一三、四	一六六、四	一五二、五	二〇三、四	一八九、七
舉母	五七、八	五七、五	一一五、六	一六六、六	一四七、二	二〇六、五	一九八、九

觀測所	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年	降水日數
半田	一五六、五	二二九、六	一四〇、一	八五、六	五五、二	一六〇、二	一三二
西尾	一七一、七	二五七、八	一四七、三	九二、一	五四、四	一六五、七	一三八
知立	一六八、八	二二六、七	一三四、五	八六、一	五六、二	一六〇、三	一三〇
岡崎	一六五、一	二三一、〇	一三七、五	八五、二	五六、六	一六二、〇	一三七
舉母	一五八、〇	二二〇、九	一二七、五	八二、一	五四、四	一五九、三	一四三

各地最大雨雪量

自明治二十二年
至明治四十五年

降水量

觀測所	最大雨量 (二十四時間)		最深積雪量	
	年	月 日	深サ尺	年 月 日
半田	二七二、〇	明治二十九年九月八日	〇、五〇	明治二十六年二月十三日
西尾	二三八、二	明治二十九年九月八日	〇、八〇	明治三十九年一月廿四日
知立	二〇一、五	明治二十九年九月八日	〇、九〇	明治三十九年一月廿四日
岡崎	一七一、四	明治三十一年六月八日	一、三〇	明治三十九年一月廿四日
舉母	一八六、五	明治三十七年七月十一日	一、〇〇	明治二十六年二月十三日

各地霜雪期節

自明治二十一年
至明治四十五年

觀測所	霜期節		雪期節
	初霜	終霜	
半田	平年 最 早	平年 最 晚	平年初雪 平年終雪
西尾	十一月九日 明治二十二年十月廿二日	三月十四日 明治二十九年五月八日	十二月二十日 三月一日
知立	十一月六日 明治三十三年十月十七日	四月七日 明治二十九年五月八日	十二月二十七日 二月二十八日
岡崎	十一月三日 明治三十二年十月廿一日	四月九日 明治三十八年五月五日	十二月二十四日 三月十一日
舉母	十一月二日 明治三十二年十月十三日	四月十六日 明治四十一年五月十四日	十二月二十二日 三月九日
觀測所	平年 最 早	平年 最 晚	平年初雪 平年終雪
半田	十一月九日 明治二十二年十月廿二日	三月十四日 明治二十九年五月八日	十二月二十日 三月一日
西尾	十一月六日 明治三十三年十月十七日	四月七日 明治二十九年五月八日	十二月二十七日 二月二十八日
知立	十一月三日 明治三十二年十月廿一日	四月九日 明治三十八年五月五日	十二月二十四日 三月十一日
岡崎	十一月二日 明治三十二年十月十三日	四月十六日 明治四十一年五月十四日	十二月二十二日 三月九日
舉母	十一月一日 明治三十三年十月十七日	四月十八日 明治四十一年五月十六日	十二月二十二日 三月九日

第一編 總說

第四章 地形の變動

地形變動

元來地形の變遷を來すべき原因を分ちて二となす。地球の内力と外力と是れなり地球の内力とは地熱作用にして、山脈の生成、汀線の昇降、火山地震等は是れによりて起り、又地球の外力とは大氣、水及生物の營力にして、水成岩の生成、沖積層及砂丘等の推積は是れによりて成る。而して地形の變遷を來すべき是等の作用には、急激なるあり、緩慢なるあり、大なるあり、小なるありて決して一樣のものにはあらざるなり。例へば地熱の作用による汀線の昇降は、其區域大なりと雖も、極めて緩慢なる作用にして、其を目撃するには實に數百年の長日月を要すべし。是れに反して地震火山等の作用は其の區域は大ならずとするも、其の作用は極めて急激のものなりとす。又沖積層の生成は河水の運搬作用に依るものにして比較的新らしきものなるも洪積層の生成は是れよりも古しとす。本郡に於ける地形の變遷は、又是等の作用に依らざるはあらざるも、其の跡の最も著しきは汀線の降下、河水の堆積作用及河道の變遷等是れなりとす。

汀線の降下は陸地隆起の現象にして、汀線漸次水甍を離れて下降するが故に、海産動物の遺骸又は波浪侵蝕の痕跡を海岸より隔りたる内地に存し、或は海灣の深さを減じ、入江を變じて湖水となす等其の證左なり。吾人本郡を旅行するに

汀線

河水

河川

當り、河川の畔或は沖積層と洪積層との分界線に於て種々の海産動物の貝殻を發見し、或は洪積層の斷崖に於て、波浪侵蝕の痕跡を見るには屢々にして、是等は以て本郡の地が一般に隆起するを示すものと云ふべきなり。又油ヶ淵は實に此の陸地隆起の作用によりて出現したる湖水にして、古昔は猶ほ遙に大なる海灣なりしも土地の隆起するに従ひ、潮水次第に退きて其の深潭たりし部分のみ湖形をなして水を漂ふるに至りしなり。油ヶ淵の出現に就ては尙ほ後に説く所あるべし。

河水の破壊作用、運搬作用並に堆積作用によりて成れる沖積層の平野が地形の變遷を來すことの大なるは本郡地勢の部に於て明なるべし。矢作川、境川、逢妻川、猿渡川等の流域及河口に於ける沖積層の地が、如何に大なる地形の變遷を來したるかは以て知るべきなり。猶ほ此の沖積層の構成發達と離るべからざるは、河道の變遷なりとす。

河川は元來洪積層以上の土地の凹所を流下するものにして、其の流下する土砂は長年月の久しき遂に其の凹所を埋め、又其の河口に堆積して、今日見る沖積平野を現出するに至りしなり。されば沖積平野は、素より其の河川の一部を形成するものにして、河水の自由流域たるべき性質を有す。されど其の地を耕し其所に部落の起るに及びては河水の氾濫を防ぐの必要あり。即ち此の要求により河水を一所に定めて流下せしめたるもの即ち堤防なり。故に沖積平野を流下するものに

して普通に河川と稱するは、河川の全部にあらずして、其の水筋のみと知るべきなり。堤防は斯くして河川の水筋を一所に定めたりと雖も、河川の地理的規定は是れが爲めに破壊さるゝものにあらず、沖積層の平野は依然として河川の流通區域にして、一度堤防の決するあらば、全部其の氾濫區域たらずんば止まざるなりされば堤防を設けざりし以前に於ける河川の水筋が、其の堆積層の地に於て如何に自由の遷變をなせしものなるかは知るべきのみ。特に洪水に際しては、土砂を流出し亦之を堆積することの大なるが爲め、忽にして河床の高低を變じ、減水の日に於ては、河道は舊日と其の位地を變ずることなしとせず。特に其の土地織砂より成るに於ては、其の變動最も著しきものあるべきなり。

矢作町大字北本郷神明社に藏する重代記録なるものあり。天正十五年の改寫に係る。其の内に本郡東境に於ける當時の矢作川河道を記する詳なるものあり。是れに依るに矢作川は、弘治二年西郷彈正左衛門の岡崎築城の時に至るまでは未だ堤防を設けず、河道は東川西川等何ヶ瀬にもなりて流れ、其の附近未だ人家も稀に漂々たる河原野なりしことを知る。然るに此の築城に際し、其の要護の爲め、堤防を築き東川西川等數流を合して一所に限定してよりは、河水は防堤に従て流れ流下する土砂は其處に堆積して河床年々に高まること著しく、遂に河水は平地よりも遙に高所を流るゝの奇觀現出するに至りぬ。彼の鹿乘川は其の源を矢作町

大字北野に發し、矢作川の福地を流下して、南方櫻井村大字藤井に至りて、矢作川に落つ。其の流に沿ひて、島、川島、河野、小川等の地名あり。附近の地勢を見又是等地名の水に縁深きに鑑み、又神明社重代記録に徴するに、此の鹿乘川が古昔矢作川の數條をなして流れし折り舊河道の一なるや知るべきなり。又佐々木上宮寺記を見るに、其の附近に古昔數多の池沼ありしことを傳ふ。是等の池沼今は全く其の跡を留めざれども、亦矢作川舊河道の痕に水を漂へしものなるや知るべきのみ。

現今の矢作川は、櫻井村大字木戸より二派となる。一は左して幡豆郡に入り、横須賀村に至りて海に注ぐ、矢作古川之れなり。一は右して幡豆碧海の郡界を流れ、本郡旭村の南に出で、前濱新田に於て海に入る、今の矢作川本流是れなり。抑々矢作川は、舊と矢作古川に依りて海に注ぐの一流のみなりしが、慶長年間徳川氏の命により、吉田了以其の下流を改修し、木戸村より米津村まで延長十二町幅二十間深さ八尺を開鑿し、洪積層の臺地を貫きて流水を新に鷺塚の海に落しぬ。是れより矢作川の本流之れに遷り、幡豆郡に入る從來の河道は是れを矢作古川と呼ぶに至りぬ。此の新河道は其後屢々の改修ありて河幅を増しき。斯して矢作川本流の鷺塚の海に注がれてよりは、其の河口に於ては亦地形の一大變動を來しぬ。即ち東國紀行東關紀行等により其の當時に於ける此の附近の地形を見るに、衣

河口ノ變

油ヶ淵

が浦の海は鷺塚東より一大入江をなしたりき。又三河二葉松其他の舊記には、鷺塚、棚尾等は皆磯にして港とあり。然るに矢作川の此所に注がれてよりは、土砂を流下して其の堆積する作用の大なる、漸次其の河口を埋め、遂に油が淵の現出となり、平七、伏見屋、前濱等の諸新田の築造あるに至らしめき。

矢作川河口に於ける地形の變遷に就き、特に記すべきは油ヶ淵の現出なりとす。油ヶ淵は明治村、旭村及新川町の間に介在する一池沿にして、周圍皆低濕の耕地にして明治村大字根崎、東端、西端、旭村大字鷺塚、等洪積層の臺地高く之を圍めり。一度此の附近の地勢を見ん人は、誰しも此の池沼が嘗ては海灣なりしことを思ふなるべし。實に油ヶ淵は舊と海灣中の一深潭たりしを、土地の隆起により漸次潮水退き加ふるに矢作川河口に於ける土砂の堆積により遂に海水と遮斷さるゝに至りしなり。土地の隆起は極めて緩慢なる作用にして短日月の間に見得べきものにはあらざるも、矢作川の土砂の堆積は、極めて甚しきものにして、油ヶ淵の出現をして最も速ならしめしものなりとす。三河國二葉松其他舊記によるに棚尾鷺塚等は皆磯にして港とあり、衣ヶ浦の海が鷺塚の南より油ヶ淵に至れるまで一大入江をなせしものなること以て知るべきなり。現今油ヶ淵を一名北浦と稱し又平七、伏見屋等の地を東浦と稱す。是れ古は北浦東浦等相連りて入江の形をなせしによる名なるべし。斯の如くにして北浦は遂に海水より遮斷され其の深潭の

川境川逢妻

み池沼となりて残り周圍は耕田と化したりと雖も矢作川の河床年毎に高く常に滯水の排出に苦しみ、矢作川の水反りて北浦に逆流することなしとせざるなり。此の矢作河口の地形の變遷に就ては、猶ほ平七伏見屋前濱等諸新田の築造あれども是等は特に後章に於て説く所あらんとす

翻て西方境川逢妻川等の流域に於ては、舊記には小山、高津波、熊、刈谷皆磯とあり。又小山は知多郡横根へ渡る海上十三町三十間、高津波は同郡村木に至る海上十二町三間、刈谷は小川に至る海上十五丁とあり。又耆老の傳に、舊と港高札は八橋村邊にありしを、後世一ツ木村に遷し、更に高津波村に遷し、後年更に是れを刈谷に遷せりと云ふ。是等は以て此の流域に於ける桑滄の變を語るの一證たるべきか。猶ほ其河口及猿渡川河口附近に於ては、後年元刈谷小垣江等の海岸に於て新田の築造ありき。猶ほ是れより衣ヶ浦の海岸に沿ひて下る時は、吉濱、高濱、新川等の衣ヶ浦に臨める洪積層の斷崖に於ては、波浪に侵蝕されし痕跡を明に認め、又其の海岸に於ては後年新田の築造されしもの少しとせず。

右の外郡内に於ては溜池を設け、或は用水を通じて灌漑に供し、山野を墾きて耕地となし、高きを削りて低きを埋め、道路を開通し、鐵道を敷設する等、地相の變遷は須臾も止む時はあらざるなり。

第五章 郷土史の大要

其の一

地勢ト氣

凡て地理上の事情は、直に其の地に於ける生物の發育成長に、重要な關係を有するものにして、殊に氣候は是れを左右すること極めて大なりとす。されは其地の開發、文化並其の進歩、發展は、遂に其の地の地理上の規定に反くを得ず、本郡の地たるや、既に之れを記述せるが如く、其の氣候は、極めて順調にして、寒暖相和し、風雨時を違へずして到る。地勢優秀にして、郡城の大部分を占むる乾地の原野は、森林よく繁茂し、墾かば以て耕地たるべく、福地の平野は、自然の沃土にして直に耕耘に適し、郡内の池沼河川の水は以て灌漑に供すべし。

人文ノ發
芽ノ期

此の優秀なる地勢を有し、此の温和なる氣候に支配さるゝ本郡の地が其の天産物に富み、其の文化の古き知るべきなり。森林の連る所鳥獸の棲巢たるべく、其所に木の實を拾ひ、落葉の下菌をあさるべし。此所に文化の萌芽あり。春の流れはぬるし、緑の野あり、麥穂花咲き雲雀高く囀る。秋の氣は清し、金風の音するあり、稻穂豊に實りて、露に重く垂る、沃野の開くる所五穀を耕し、畜類を飼ひ河海水を湛ふる所、網を曳き海草を採る。此所に文化の榮あり。本郡の地、北には猿投の峻峯を高く仰ぎ、南には衣が浦の波岸を洗ふ。猿投の峻峯に雪を戴きて

人文ノ發
展上古ノ部
落

冬到り、衣が浦の波涼味を齎して夏來る。此所に、本郡の風あり、俗あり。山海の秀麗と、氣候の温和とは、相合して之に光輝を添ふ。是に於てか本郡の地、人文の進歩、發展、將に見るべきものあらんとす。

一般の歴史に徴するに、上古の部落は、概ね河岸に起り、河岸の中にも、洪積層の高地に限るを常とせり。是れ河岸の地は、氣候順調にして、身體の健康に適し、地味肥沃にして天産物に富み、且つ其の臺地は水害の憂なく、又敵を防ぐに強なればなり。凡そ上代に遡る程、人は自然に依頼し、天恩の大なる所を擇みて住居を構ふ。是れ衣食の資を得るに易く、敵を防ぐに便なればなり。斯くて一度海岸に部落起るや、河水は交通の媒となり、舟により或は河岸の平地に通路を開き、上流下流を相通じ、人口稠密するに至りては、山野を墾きて耕し、或は海濱に出でて漁す、されは先史時代の遺物、即ち石器土器等の發見さるゝは、悉く洪積層の地にして、然も河岸の高處に在るを常とし、更に有史以後の遺物遺蹟と雖も、其の最も古きものは、又同處に於て發見され、未だ沖積層の地に於て是等の發見ありしことを聞かざるなり。本郡に於ては矢作川の沿岸なる渡刈、鷺嶋、柗塚、北野、橋目、小針、柿崎、宇頭、大岡、上條、古井、櫻井、小川等矢作川の沖積層に臨める洪積層の臺地に於て、到る所先住人の古墳古塚を存し、是れを發掘れば常に土器を發見し、間々金環、玉石等の裝飾品及武器と見るべき瓦礫

古墳

鐵片、腐蝕したるもの等を發見す。即ち知る此の附近に於ては、既に大古部落の起りしものあることを。其の部落の起れるは、抑々幾千年の昔なるや、遂に知るべからずと雖も、其の漸く發育して、小社會をなし更に國家形成の分子とし、進歩發展し來れる蹟を尋ぬるは、本郡今日の狀態ある所以を究むるものにして、又、實に趣味津津たるものあるべきなり。

其の一

茲に本郡の事を知らんと欲す。先づ是れと相關連する、周圍附近に於ける、古今の事の概要を知らざるべからずとなす。

今其の上代を尋ぬるに、成務天皇の朝、出雲色大臣命の五世孫知波夜命、初めて參河國造に定賜さる。雄略天皇の朝更に穗國造を置かる。穗の國は、今の寶飯郡の地なり。即ち知る、當時參河國と稱したるは、西三河の地のみなることを。穗の國は其後廢止されて、參河國に合せらる。抑々參河國は、日本武尊の東征以後、東海に出づるの關門として、重要な位置を占め、名門名族の此所に分置されしもの多かりき。垂仁天皇の皇子落別王の後に三河之衣之君あり、大碓命の後に守君あり、一族を率ひて皆此の地に住しき。文武天皇の朝、持統上皇、參河に行幸あり。宮路山に御駐蹕あらせらる。御途次本郡末野原に鷹狩し給ふ。此の時高

市連黒人參河國司たり、和歌をよくするを以て名あり。又當時大伴直、御立史等本郡に住したりき。元正天皇の朝、大中臣清磨國司たり。聖武天皇の朝、正五位大倭小東人國司たり。此の時本郡の人、長谷部文選、白鳥を献じ、其の瑞祥により、小初位の上を授けらる。文德天皇の朝、仁壽三年、阿部朝臣氏主、三河守たり。治蹟多く任滿ちて去り、天安九年重ねて參河守となる。氏主卒して藤原廣基權守となり、貞觀元年大藏大輔從五位下安倍朝臣良行三河守となる。陽成天皇の朝從五位下、佐伯直是嗣三河守となる、一條天皇朝大江定基三河國司となる。顯るに孝德天皇の御代、大化の革新ありてより既に久し。奈良朝に於ては所謂大寶の律令成り、文化燦然として香へると共に、郡縣の制亦其の美を極めたりきされど郡縣の制は一時の花なりき。平安朝に入り藤原氏獨り朝に在るや、漸く權威を擅にし、良房人臣にして大政大臣となり、攝政となり、相嗣ぎて皇室の外戚となり、遂に政權を一門の手に掌握して、之れを世襲するに至りぬ。藤原氏は實に大化革新の主腦として、氏族制を倒して郡縣の制を立て、此所に至りて、自ら是れを亂して亦舊の氏族制度を復興しぬ。更に地方に於ては、是れまでの賜田、功田は、遂に其姿を改めて莊園となり將に勃發すべき大潛勢力を蓄へぬ。大化革新の制茲に全く其の根底を滅ぼしぬ。藤原氏天下を三分して其の一を保ち、政權を世々に掌握して朝廷にあり、皇室の外戚として、榮華を極む。此の時なり、道

長の「望月の缺けたることのなし」と詠ぜしは。只だ文藝に耽り、逸遊を事とし、齒を染め、眉を塗り、長袖長く垂れて、殿上婦女子の憐を博するを以て唯一の能事とし、偶々外に出づるも、楓葉霜に染む處に一杯を傾け、櫻花春を飾る處に一首を吟みつゝ、靜かに鷹を放ちて狩りするのみ。朝廷遂に地方を忘れて活氣を失ひぬ。

時こそあれ、此の時に當りて起れるを武門となす。莊園に甲を藏し、馬を蓄へて立ちぬ。天慶の將門、純友は、地方の亂るゝ初めなり。藤原氏は武を忘るゝこと既に久しく、往いて彼等を討ずるの勇氣なし。然も尙ほ、將帥の任を以て賤しとし、征討の事は、概ね、源平二氏に委ねて、之を省みず、只だ殿上に骨肉相争ひ、榮華に戯れ、酒色に耽るのみ、藤原氏遂に危い哉。源平二氏武將を以て自から任じ、遂に兵馬の權を一手に掌りぬ。國司の任既に軽く、任地に赴かずして、僅に目代を置くのみ。是れも遂に武門のものとなり、國司國守の名は全く空しきものと成り果てぬ。

白河天皇の朝、藤原爲基三河の國司となる。堀川天皇の朝源仲家の子、惟清三河守たり。頼政の祖父にして、仲正の父なり。後白河天皇の朝、藤原師仲三河守たり、左大臣頼長の子なり。高倉天皇の安元二年、花山院忠邦三河守たり。幡豆郡西尾の砦に居る。後鳥羽天皇元暦年間、源範頼三河守たり。其の舅比企盛長を

莊園ト武士

院政ト武家ノ政

幕朝ノ開

目代として、政務を執らしむ。

是れより先き、後三條天皇は、御母は三條天皇の皇女にてましましければ、藤原氏を憚り給ふことなく、政を親し給ふ。藤原氏の權勢是れより衰ふ。在位五年にして御子白河天皇に御讓位あり。白河天皇御父後三條天皇に似させ給ひ、益々藤原氏を押へて、善政を施き給ふ。天皇はやく位を御子堀河天皇に譲り、院に在りて政を聽き給ふ。院政こゝに初まる。また武士を登用して北面とし給ふ。院宣の勢、詔勅よりも重く、大臣關白は名のみとなり、武家の權威是れより漸く重し平氏の豪奢と榮華とは、院の權威を已れに移したるものなり。源氏の開幕は平氏の權威を已れに移すと共に、院の政權を已れに掌握したるものなり。武門の政は其れ院政に胚胎するか。

源頼朝武家の棟梁として、兵馬の權を掌り、六十六國總追捕使に任せらるゝや國に守護を置き、莊園に地頭を置く。次で征夷大將軍に任せらるゝや、府を鎌倉に開き、馬上天下に號令す。武門の政此所に始まる。

其の三

北條氏の時、足利三郎義氏軍功あり、三河の守護となり、幡豆郡東條に城き、長男義繼をして是れに居らしめ、更に西條に城き、次男長氏をして是れに居らし

今川氏

吉良氏

新田氏

織田氏

松平氏

松平氏の
勃興

む。長氏後に駿河を領す、依て西條を子の満氏に譲りて、次男國氏を伴ひ駿河に移る。國氏初め三河今川の莊に居る。故に駿河に至りて今川氏と號す。是を今川家の祖とす。満氏父の讓を受け、西條に在り、其の地を吉良と呼ぶを以て、後吉良氏と號す。後嵯峨天皇、寛元寶治の頃源頼氏三河守たり、大炊助義重の男にして式部大輔義國の孫なり。後年新田の一族三河に勃興するの遠因となし。後醍醐天皇延元以來、三河新田の一族が終始吉野の朝に仕へて、忠勤なりしは萬世不朽の譽にして、足助次郎重範の名は、普く人の知る所なり。後龜山天皇、天授年中斯波義將、尾張の守護として清洲に在り、織田常昌守護代たり、常昌初め斯波氏に仕へて、越前織田の莊にありしが、此の時尾張に移る織田氏の尾張に住するの初めなり。後小松天皇應永三年世良有親三河に來る、世良氏は其の先は新田義重に出づ、有親の子親氏は三河酒井氏の養子となり、二男泰親は松平氏の養子となる。三河松平氏はれより漸く民望を收む。後花園天皇の御宇、仁木右京大夫儀長三河半國を領し、西郷彈正貞滿をして守護代たらしむ。而して吉良氏は牧野出羽を以て守護代とす。此の時に當り足利幕府の權威地に落ち、英雄四方に割據し、土豪強大にして制し難し。三河の豪族亦強大にして、仁木、吉良の陣代、是れを鎮むるの力なく、文安二年松平泰親の子、和泉守信光、戸田彈正左衛門の二人をして、是れを鎮めしめ、其の征服せし所を以て私領となすを許す。松平信光四十

織田氏の
勃興

八子あり、威國中に振ふ。時に細川成之亦領土を遠三に有す、長臣、東佑近江守寇兵を征服する能はず、今川義之に命じて是れを伐たしむ。義之是等を征して其の土を私領す。近傍の諸豪其の武威を恐れて麾下となる者戸田、牧野、鶺鴒、奥平、菅沼、板倉等の諸氏あり。松平信光獨り屈せず。岡崎を占領し、安祥を取り愈々兵威を逞しふす。明應二年、今川氏親兵三萬に將として西上し、松平氏を征む。時に親忠岩津にあり、安祥長親の援兵を得て、父子七百の寡勢を以て、善く其の大軍を迎へ撃ちて之れを退く。松平氏の兵威四隣を壓す。是れより先き尾張に起れる織田氏は、信安に至り主家斯波氏をしのぎて、尾張大半を有し、其の勢漸く熾なり。

松平清康立つに及びて、岡崎の西郷彈正左衛門を伐ち、野田の菅沼新八郎、宇利の熊谷直盛を破る。享祿二年には尾州科野を陥れ、又田原の戸田頼光を降し、轉じて吉田城を攻め、牧野傳藏信成を討ち、三年には翠母の城主中條重成、梅坪の城主三宅政盛を攻めて是れを降し、三河の大半を占有す。此の時尾張に於ては織田信秀の兵威愈々熾なり。清康茲に東、今川氏に和親を入れ、以て兩織田氏に當る。次で天文元年、上郷、竹谷、大塚、形原の四城を攻めて之れを降し、三年には緒川の水野忠政を降す。天文四年十二月西、信秀を討たんとして、尾張に發向不慮、其の陣中に歿す。子の千松丸首服して廣忠と稱し、尾州緒川の城主水野

松平氏の
衰退

忠政の女を嫁る、松平氏の勢威大に衰ふ。織田信秀の兵威愈々熾に屢々三河に兵を出し、上野、安城等を攻む。緒川の水野氏亦交を織田氏に通ず。

此の時に當りて信長、秀吉、家康の三傑、相次で生る。信長は天文三年那古野に生れ、其の五年に秀吉中村に生れ、十一年には家康岡崎に生る。天文十五年吉法師九元服して織田三郎信長と稱し、武者始めとして兵を率ひて三河に入り、大濱を攻む。是れより諸所に轉戦數年にして、尾張一國を占有す。兵威大に揚る。

今川氏全
盛

縹て三河松平氏は清康歿してより復起の能はず、天文十八年廣忠卒して嗣子竹千代人質として駿河に取らる。此の時駿河には今川義元あり。駿遠參三國を領し、兵を率ひて將に京畿に上らんとす。茲に於てか今川、織田、兩雄の衝突遂に避くべからず。即ち、永祿三年五月、義元兵數萬に將として、尾張に入り桶狭間に營す。信長の兵夜陰雷雨に乗じて之れを襲ひ、遂に義元を刺す。是より先き松平竹千代駿河に元服し、藏人元康と稱す。義元の軍に従ひしが、義元の桶狭間に倒るゝや、僅に時を得て岡崎に歸る。名を家康と改め、専ら民心の收攬に努む。信長は桶狭間に義元を敗りてより、銳意京畿に討て出でんとす。

桶狭間の
戦

信長の奉
勅

永祿五年十月密勅を賜はり、銳意京畿に討て出でんとす。永祿十年十月信長再び密勅を賜はり、十一年七月足利義昭將軍亦信長に幕府の復興を依頼す。信長茲に大兵を發し、近江に入り、佐々木氏を破り、將軍義昭を

長篠の戦

武田氏の
滅亡

本能寺の
變

家康の開
幕

藩

擁して京に入る。此の間に於て家康は三河全土を領し東遠州に入り濱松に城く。今川氏既に衰へたりと雖も、東には猶ほ甲斐の武田氏あり、勝頼嗣ぎて其の勇父信玄に譲らず。天正三年大軍を率ひて三河に入り、長篠城を圍む。家康信長兵を合して、長篠城を救ひ甲斐の兵を退く。天正十年十月更に家康信長兵を合して、甲斐に入り、武田勝頼を甲府に滅す。

信長京師に入るや、義昭を擁して將軍職を補佐し、近畿の諸豪を平定して宸襟を安んじ奉る。又應仁以來の甚しき皇室の式微を復し皇居を造營し奉る。義昭の密謀あるや、是れを責めて京師より放ち、羽柴秀吉を軍に將として、西の方毛利氏を討たしむ。惜むべし業半にして本能寺の變に歿す。秀吉遺業を嗣ぎて是れを大成し、家康民心の歸する所、遂に其功を收めて、征夷大將軍に任せられ、府を江戸に開き。徳川幕府二百有餘年の泰平の基を建つ。

其の四

徳川時代にありて、本郡又其の周圍を分割せし諸藩には、岡崎には本多廣高以下三代水野忠善以下七代松平康福本多忠庸以下數代の諸氏相襲ひ。刈谷には水野忠政以下四代松平忠房、松平定政、稻垣重種、本多忠良、三浦明教、土井利徳以下數代の諸氏。西尾には酒井正親以下二代、田中吉政、本多康俊、松平成重、本

多俊次、太田資宗、伊井直之、増山正利、土井利長、三浦義次以下二代、松平乗祐以下數代の諸氏。翠母には三宅康貞以下三代、本多忠利以下二代、内藤政苗以下數代の諸氏。西大平には大岡氏。半原には阿部氏。西端には本多氏等。相繼ぎて累世分領統轄し、他に猶ほ、岩代國福島藩主板倉氏の飛地、並に駿河國沼津藩主水野氏の飛地等あり。明治二年板倉氏は本郡重原に轉封され、沼津水野氏は總州菊間に轉封さる。

江戸幕府の政策は、徳川氏自家の安寧と、現状維持とを主眼として、他には何等の進歩發展の意味を含有せざりしもの、如し。徳川氏二百餘年の歴史を讀む人は、誰しも國力衰亡の史を讀むが如き心地するなるべし。彼の足利氏以降漸く盛になりし諸外國との通商は、織田豊臣の時に於ては既に西は歐羅巴に、南は南洋諸島に、東は亞米利加にまで發展したりき。然るに徳川氏となりては、一外教を恐れ、是れを禁ずるを名として、さしもに發展したる通商貿易をも禁止し、遂に國を鎖しぬ。是れを鎖國と云ふ。織田豊臣二氏の政策と大に其の趣を異にする所なり。斯くの如くにして外は國を鎖し、内は諸侯をして悉く邸宅を江戸に構へしめ、其の妻妾を常に之に居らしめ、巧に人質を取りて、參勤交代の嚴制を立て、野心を起すに由なからしめ、陽に朝廷を尊み陰に是れを押へて京都に所司代を置く。諸侯の京都に入るを禁じ、南伏見を通ぜしむ。徳川氏の収入は二百五十萬石

江戸幕府の政策

國學の復興尊王論

江戸時代の歌舞音楽

三河武士の泰平

尊王攘夷

にして、朝廷の収入は十萬石に過ぎず、大名中の寧ろ小なるもの、収入なりき。徳川氏自家保全の策現状維持の政盡せりと云ふべきなり。學問は是れを獎勵したりと雖も、町人百姓には何等の便宜を與へざりき。國學の復興するに及びては、遂に尊王論を生み、幕府衰亡の端を開きぬ。徳川氏が許したる唯一の學問が、遂に自家を滅すもの、導火線たらんとは、徳川氏自らも未だ一度の夢想だにも見ざりし所なるべし。只だ此の徳川時代を通じて大に從來の面目を一新したるものを文學となす。特に小説に淨瑠璃に名作家數多出で、歌舞伎に狂言に、其の他の歌舞音楽に、其の妙を極め盛を盡したりき。人情年と共に輕薄に、風俗日に卑猥となり、徳川氏自家保全の策、其の基礎は遂に動きぬ。

參河武士の名は二三百年前の事に屬す。其の名は徳川氏の建幕によりて一時其の精華を宇内に發輝しぬ。建幕の事ありてより星霜二百有餘年、外國を鎖して、國民奮興の刺激を絶ち。國民の元氣を消耗せしめたりき。嘗ては寒山の月に吼へて、百獸を懼伏せしめたりし獅子、靜に牡丹の前に眠りしもの、是れを以て三河武士二百餘年間の泰平となす。

弘化嘉永の頃より外船の渡來するありて、三河武士の建幕以降、所謂二百年の泰平の夢は破れ。忽ちにして攘夷の論四方に起り、尊王論は既に熱して大義名分自から明に、普く皇室の尊嚴を仰ぎぬ。文久三年將軍家茂入朝す。主上男山に行

政權の奉
還
廢藩置縣

御誓

文物の進
歩

幸あり、八幡社前に於て家茂に攘夷の節刀を賜ふ。幕軍常に振はず、幕府の威信遂に地に墮つ。慶應元年將軍家茂歿し慶喜ついで立つ。翌慶應二年、孝明天皇崩御あり。明治天皇嗣で立たせ給ふ。將軍慶喜時勢を察し、終に慶應三年十月を以て奏して政權を返上せんと請ふ。朝廷是れを嘉納し給ふ。次で都を江戸に遷し、名を東京と改めらる。諸藩其の藩籍を奉還し、明治四年廢藩置縣の御詔あり。是に於て全く大化改新の制に復して郡縣の制となり。又同時に國は開かれぬ。明治天皇御即位の初め、公卿諸侯を紫宸殿に會し、天神地祇を祀りて、御誓ありしことぞ畏しとも畏し。即ち舊來の陋習を破り、天地の公道に基き、智識を世界に求め、大に皇基を振起し、奉るべき時は來りぬ。顧るに幕政の時に於ては、國民の階級、町人百姓は士以上に對しては何等の權利なく、其の人格は侮辱され單に年貢の米を量るの器たるのみ、智識を求めんにも何等の便宜を與へられず、各自の修養も其の効果を認められず、反りて幕府の嫌疑を招きしものなしとせず惜しい哉。國民の進歩發展は、幕政の世、所謂泰平の時に於ては、是れを望むべくもあらず。亦實に其の進歩發展は、全く不可能の事に屬しき。然るに明治の御代となり、皇恩の大なる、庶民に至るまで其の志を得、天地の公道に基き、智識を世界に求めてよりは、皇基愈々重く、僅々十數年にして、我國の進歩發展實に目覺しきものあり。學術に、技藝に、宗教に、法律に實業に、道德に、何れも新

帝國の發
展

神社

舊蹟

生面を開きて活氣を帯び來り、明治十二年には府縣會の開會あり、二十一年には市町村制の公布ありて、地方自治の基を示され、次で二十二年には憲法發布され二十三年には國會初めて開會さる。專制尊大の陋習は此所に到りて地を拂ひ、國民各個の修養と人格の活動とにより、上下心を一にし、盛に經綸を行ひ、皇基の振起と、國家の進歩發展とに盡すべき、立憲政治の基礎茲に成る。愈々國力の發展する所に、二十七八年の戰役となり、三十七八年の戰役となり、更に韓國の併合となり、皇國の光輝世界に普く。此の大御代に生れたるこそ幸なる哉。須く修養以て身を持ち、進歩發展以て皇恩の萬一に酬ひ奉らざるべからざるなり。

其の五

本郡の地たる其の周圍の地と共に、其の文化既に古く、又皇朝の歴史に一異彩を放つ。其の文化や古し。山の奥まりたる所、洋々川の流るゝ邊り、數多の名社存す。本郡のみにても、延喜式に載するもの六、何れも此の地開發の祖神を祈り世々相傳へて吾人の氏神となす。一木の立つ所、一塊の石を積む所、必ず一種の古傳説を傳へて、其の地の昔を物語る。又本郡の地は、古來東海に出づるの要路に當り、平安朝の中葉に至るまで、官人の任地に下向する者、任滿ちて京に歸る者、其往還繁く、鳥捕驛の如き、矢作の宿の如き、宿驛榮へて人情既に濃に、八

古城址
古戰場

橋の如き、矢作の里の如き、名勝舊蹟所々に存す。殊に應仁以降、此の附近の地は、戦國の諸豪角逐の槍舞臺として、數多の名將勇卒の輩出せしことは云はずもがな、信長の如き、秀吉の如き、家康の如き、英傑英雄相續で出て、皇朝の歴史に、一時代を劃したるの異彩を有す。戦國の世や、大は小を呑み、強は弱を併す。所在の豪族各々自衛の必要よりして、其の居を圍むに、廓を築き、堀を穿ち、武を藏して、是れに居る。今日一般に古城址と稱し、古屋敷と稱するもの、多くは之れにして、尾參の地に其の數の多きこと、全國に其の比を見ず。本郡に於て、其の址の分明なるものゝみにても、其の數實に百數十に達し、大濱、藤井、櫻井、土井、福釜、安城、刈谷等の如き、其の著名のものとなす。從て古戦場の如き其の數極めて多く、桶狭間、長篠、長久手の如きは、皇朝史上に著名のものにして大濱、福釜、安城、刈谷、上野の如き、亦本郡に名あるものとなす。

此の戦國時代に於て、特に活氣を呈したるを佛教となす。尾參の地亦佛教繁盛の地にして、聖德太子の御巡錫を初めとし、親鸞上人並に蓮如上人の勸化ありて一般の信仰愈々深く、淨土眞宗最も隆盛を致し、彼の永祿の一向一揆の如き、此の地に於ける佛教信仰の大活動にして、佐々木の上宮寺野寺の本證寺針崎の勝曼寺等は實に其の主腦たりき、徳川時代に入りては、徳川氏亦佛教の信者にして、淨土宗の大檀那なりければ、士以上の者は悉く之れに赴き、其の勢淨土眞宗を凌

寺院

ぐものありき。特に三河は徳川氏出生の地として、其の祖先の香花院並に是れに由緒ある寺院多く、或は朱印地を有し、或は特別の格式を附與せられ、徳川時代を通じて、三河の佛教界は常に活力あるものなりき。明治の御代に入りては其の活動更に目覺しきものなしとせず。明治四年の菊間藩争動の如き、其の一なり。如何なる山間僻地に至るも、人屋邑を爲す所、必ず堂塔伽藍雲高く聳ゆ。木魚鐘聲相答へて、鳥長閑に歌ふ。何物かよく信仰の種ならざる、本郡の地、其周圍の地と共に、古今に亘りて數多の名僧智識を生み、幾多の名寺古刹を有す。

徳川時代に於ては、學術技藝新に起り、殖産に、興業に、世は泰平なり。此の間に處して、藩治の改善をなし、郷土の興益をなすを以て、己れの務となし、或は學藝に、或は開墾に、或は水利に、終身致々として怠らざりし者尠なからず。學者としての石川丈山あり、經世家としての都築彌四郎あり、共に徳川時代を通じて、本郡に輩出せし諸人物の儀標たるべきか。徳川幕府政を失するに當り、勤王攘夷の首唱者としての、刈谷藩士松本謙三郎並に宍戸彌四郎あり。維新の鴻業に、大功ありし、山中獻あり。其他勤王の士に通じ、常に善く之れを獎勵庇護したるもの、深見篤慶、村上忠順あり。

明治の御代開けてより、茲に五十年。教育に、産業に、興業に、急速の進歩を遂げ、更に大正の御代を迎へては、其の進歩發展、益々大ならんとするものあり

本郡の地今や人口十五萬を有す。東海道鐵道は、郡の中央を東西に貫きて、安城、刈谷の二停車場を設け。三河鐵道は、刈谷停車場を起點として、北は知立に至り、南は衣が浦の沿岸を走せて、大濱町に達し、此間に猶ほ新川町、高濱町、外三ヶ所の停車場を設け。西尾鐵道は、郡の東部、六ツ美村を過ぎて、中島に停車場を設け、北は岡崎に出で、南は西尾一色に至る。又國道東海道は、郡の北部を東西に通じ、大小道路の主幹をなす。西知立より南に支れ、刈谷、小垣江、高濱、新川を経て、大濱に達するを、縣道大濱街道とし、亦知立より東南、谷田箕輪、和泉米津を経て、西尾に至るを、縣道西尾街道とし、東矢作より南に別れ、櫻井米津を経て、西尾に至るものを、縣道岡崎街道とす。其他の縣道、里道、郡重要道路等、葉脈の如くに、郡中を縦横に相通ず。西南の一帶は、海運により、知多灣の諸港より、伊勢灣の諸港に通ず。矢作川には、廻行十里、舟楫の便あり。郡外に郡内に、交通の便、備はれりと云ふべく、物資の供給迅速を致す。特に記すべきは、其名夙に著はれたる、明治用水にして、其の三大井筋の幹線は、郡中に大動脈をなし、更に無數の支派之れより出で、郡内に隈なく流れて、疎通千里、灌溉の利澤を遍く霑す。

本郡の地たる土地平坦廣潤、氣候温和にして、實に自然の好土なり。地味豊沃にして五穀能く穰り、自ら各種産業の發達に適應し、壹ヶ年の生産額、祐に壹千

五百萬圓を超ゆ。教育普及し、風俗實直にして、農業、工業年と共に進歩し、物産益々饒多に、民生愈々豊富に、春夏秋冬北に秀麗なる猿投の泰山を仰ぐ限り、南衣が浦の海の、濱の真砂は、拾ふとも盡きざるべし。山に海に幸多き本郡なる哉。

第六章 行幸啓

明治元年京都より始めて江戸へ行幸の節東海道を御東下九月二十七日日本郡を御通過あらせらる。同年還幸の節十二月十六日池鯉鮒驛永田清一郎方に御駐輦あらせらる。

同二年江戸に御遷都の節三月當地を御通輦あらせらる。

同十一年東海諸國御巡幸の節十月二十五日より二十七日まで名古屋東本願寺別院に御駐輦二十八日より二十九日まで岡崎驛專福寺に御駐輦此の地方を御巡狩あらせらる。

同二十三年尾參の野に於ける陸海軍聯合大演習御統裁の際三月二十八日より二十九日まで名古屋東本願寺別院に御駐輦軍旅を閲し給ふの砌り本郡來迎寺尋常小學校に御駐輦あらせらる。

同四十三年秋十月第三第十五師團の對抗演習の尾參の野に於て施行せられし節

皇太子殿下には御見學の爲め十一月七日鶴駕を本郡に進め給ひ次で同月十九日は
在本郡安城町縣立農林學校へ行啓あらせらる
大正二年秋十一月濃尾參の野に互りて陸軍特別大演習を舉行あらせらる其の第
二日同月十四日日本郡に行幸あらせられ親しく三軍を嚮はせらる

第七章 碧海郡地名

第一節 各町村並大字名

○旭	○棚	○大	○新	○高	○依	○安	○大	○宮	○上	○東	○高	○高	○依	○高	○新	○大	○棚	○旭
村	村	町	町	町	村	町	村	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村	村
前濱	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋	伏見屋
新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田	外新田

○上	○矢	○六	○櫻	○明	○上	○尾	○森	○暮	○渡	○小	○上	○赤	○土	○下	○高	○上	○東	○藤	○榎	○米
郷	作	美	井	治	郷	崎	越	戸	中	望	佐	澁	井	三	畑	野	町	井	前	津
廣	尾	尾	尾	尾	廣	尾	森	暮	渡	小	上	赤	土	下	高	上	東	藤	榎	米
畔	崎	崎	崎	崎	畔	尾	越	戸	中	望	佐	澁	井	三	畑	野	町	井	前	津
新	崎	崎	崎	崎	畔	尾	越	戸	中	望	佐	澁	井	三	畑	野	町	井	前	津
郷	崎	崎	崎	崎	畔	尾	越	戸	中	望	佐	澁	井	三	畑	野	町	井	前	津
宗	字	北	矢	筒	新	下	中	井	上	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
定	頭	野	作	針	堀	々	の	内	三	中	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
川	茶	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野
端	屋	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野	野
上	和	橋	西	富	桑	河	宮	在	正	高	堀	寺	城	入	根	崎	東	端	西	
中	會	月	大	永	子	野	地	家	名	橋	内	領	ヶ	入	根	崎	東	端	西	
島	上	小	友	西	池	島	上	坂	定	合	川	木	根	崎	東	端	西	端	西	
野	野	針	友	本	端	島	和	左	國	歡	島	戶	崎	東	端	西	端	西	端	
阿	楸	柿	中	東	西	坂	法	下	中	福	村	小	東	端	西	端	西	端	西	
彌	塚	崎	園	本	牧	戶	性	和	中	桶	高	川	端	西	端	西	端	西	端	
陀	塚	崎	園	本	牧	戶	性	和	中	桶	高	川	端	西	端	西	端	西	端	
堂	塚	崎	園	本	牧	戶	性	和	中	桶	高	川	端	西	端	西	端	西	端	
配	塚	崎	園	本	牧	戶	性	和	中	桶	高	川	端	西	端	西	端	西	端	
津	塚	崎	園	本	牧	戶	性	和	中	桶	高	川	端	西	端	西	端	西	端	

○高岡村

國江 隣松寺 永覺新郷 鷺嶋 鴨渡 刈吉原
大林 西田新郷 竹駒場 中田 若林
北中根 花園 駒場 中田 築地 一ツ木
井ヶ谷 東境 西境 逢見 築地 一ツ木

○富士松村

知立 八橋 來迎寺 牛田 八ッ田 谷田
西中立 上重原 來迎寺 牛田 八ッ田 谷田

○刈谷町

重原 小山 高津波 熊 刈谷 元刈谷

○安城町

第二節 各町村小字名

安城町大字安城

戸崎 横町 横堤 前田 宮地 多寶坊 稻尾
八幡前 名廣 縣木 板橋 半ノ木 清水屋 下
座頭池 多門 拜木 以上 大辻 荒下 城堀
三平 五反田 小以 赤塚 三本木 文田 道上 上
常福寺 ハシカ 四繩欠 甲山寺 天草東 大山 小藪
縦町 龜山下 穴田 的場 辨天 龜山 猿松

古見塚 郷西 庚申 馬池 荒子 出郷 山庚申
社口堂 飛越 郷前 廣岸 宮前 四本木 知立道
廣叶西 照路 稻荷 東明治 天草西 目細 土器田
秋葉東 若宮 新田畑 西明治 栗ノ木 極樂坊 下小入道
郷東 才槌 田狹間 數馬 下毛賀知 惣兵衛田 辨天前
曲尺手 花ノ木 大山田下 池田上 上小入道 毛賀知 大山田中
長間谷 下間々 小堤 大山田下井 五斗間谷 池浦 濱畔上
三畝 大山田上 百々目木 石大會根 丸間谷 丸間谷 小山西
境目 追田 上原新切 小嶺 濱畔下 下原新切 上狹間
井東 横山 新定山 大山田東 八左 茶先木
茶先坊 管池 上原新切 新定山 大山田東 八左 茶先木
中細田 寺下 下細田 寺田 狐穴 下菅池
割田未 大山田中下 赤子 下細田 中割 尻添地
安城町大字篠目
古林 古林畔 段留 大向 井山 新郷 東ハセ原
西ハセ原 向土 富日 待童 石山 黒福
溝川 木郷 井原 小池 新段留 二又 龍田

長根肥田大西細田池下
 安城町大字箕輪
 新芳畔亥ノ請新田六畝清兵衛唐生芳畔
 正福田嬢畔福宜田神戶本屋敷青木樓現
 屋下門田鳥屋金切戶下半夏東山
 安城町大字福釜
 矢場砂渡犬田十郎鴻ノ巢道細嶽町
 中根蓬野河原大江細池長笠松横山
 東湫甲大道乙大道百々目清水中小六池藏前
 澗田宮添荒子釜夕淵野中下山六洲
 里添馬場荒子兀野中下山六洲
 尾山安城町大字赤松
 本郷北畑新屋敷上懸摺鉢南摺鉢
 高園乙菊小東向東山廣久手淨善
 梶園東菊小東向東山廣久手淨善
 前川堀切宮後西ノ山鐘茶屋根山下向留山

茱萸木石那園北新屋敷大北
 安城町大字古井
 甲賀勢東甲賀勢南畔五徳山北畔堀尻大堀
 上リ登南上リ登新道一本木山崎根小佛芝崎
 北芝崎堂前田大久後松山龜山山上寺
 金藏塚高見三ッ塚石原天皇南淡良本上神
 井ノ池宮前輕桶豐日松本井文田次
 海老良神ノ木大坪竹ヶ花稻尾塚金次
 西川塚越東川中屋敷鍋屋町中本神櫻塚
 釋迦山古井堤冠木山十王堂御堂山被岸田野邊
 上橋下下橋下
 安城町大字上條
 大通新造高野田菱田横土井三平川添
 大崎東上條吹付北浦向畔經根万五郎崎
 觀音小堤機操報土寺入谷南組井谷ヶ土
 中屋敷西荒井北組東土寺堂前浮橋春戶田
 五斗代千度山合小東組熊野林西浦郷場
 第一編 總說

第一編 總說

北浦	大土塚	天神	荒古	山伏	溝川	新造	永田	高畑	半崎	十三塚	橫道
安城町大字別郷	十六畔	蓮臺	大之内	前畑	向	大坪	寄田	下屋敷	神子田	安城町大字高木	弓の場
	西荒子	千河原	文	的場		福地	六人	上屋敷	御用米		法蓮寺
	築地	大堀	源	宮前		綾子	黒地		油田		中道
	梨畔	藥師	開	荒神		城跡	屋水		日長田		富士塚
	大山	山田	西	唐津		境	鷺針		知事構		濱道
	中畔	荒子	宮	船		大手	惣作		鳥居		山端連

東田	本郷	新古	屋下	戌新畑	濱道	屋敷山	柳原	高根	荒曾根	野池畑	大南	西大丸山
安城町大字西別所	中新田	庚申	安城町大字東別所	安城町大字大濱茶屋	南裏	貳番山	西大道山	馬捨場	西荒曾根	高瀬山	仲池田	奥海道
前田	觀音	午新切	廻間	四角山	南屋敷	北屋敷	小根	野池	前ノ池	高畑	島谷	東塔ノ下
屋敷	稻堤	戌新畑	新開	除葉池	北屋敷	新切屋敷	茅原	北高溝	池ノ浦	下之池	丁田	
下前田	仁三山	北牛引	應	北裏	北裏	見取場	上倉	南高溝	山之神	西樹塚	藥師	西塔ノ下
油石	牛引	山新田	中千切	西新切	見取場	西新切	橫根畑	西高溝	瓦屋	東樹塚	堂前	
			屋敷				東大道山	橫根山	東林	深田	東大丸山	川原畑

西側	上リ度	田尻	馬口	丸田	作野	横枕
南長根	唐池	大西	西山	東仲畔	東大塚	長根
東代官林	西代官林	西仲畔	西大塚	西ノ山	石田	鴻ノ池
西石田	平松	石畑	西向山	東向山		
安城町大字里						
高根	新林	三郎	足取中ノ切	足取池淵	愚通山	御坊主
戸倉	壹斗山	證文山	尻切	東大道	大道山	石橋
七曲ヲ	北井畑	南井畑	柿田	流田	黒福	中山畑
西山畑	池浦	大道畑	北山畑	南山畑	野池田	東野池
兒池	中野池	山崎	向山	西ノ池	島ノ内	南大道寺
西外面	壹町田	中畑	高保々	荒畑	横枕	溝下
柳下	川田	下田	脇ノ田	小藪	西ノ畑	山伏塚
南歌口	二夕股	今池	狭ノ口	本郷	下歌口	北歌口
荒井	早稻田	今池	高繩手	柿木島	池畔	御地藏
五郎兵衛	里前	翁林	新屋敷	用手木	重原田	下義信坊
足取	足取北側	上義信坊	南八幡	鴈戸塚	出崎	八幡

八幡山 日吉 長根 東山ノ田 歌口新切 西山ノ田 北大道寺

○依佐美村

芦池	九計蒔	門張	寺田	新池	石龜	井池
小牧	柿池	大道	新九山	中島	蛙池	茨池
新土田池	蛭田	上荒井	北ノ前	砂田川東	鬼子	砂田
切替	夜這池	廣久手	袴摺	彌四郎	惣兵衛	秋葉堂
申畑	下手	西山道下	澤摺	高曾根	中根道西	中敷
郷畑	東山	清水池	三反田	井荒井	濱道	土井ノ内
中根	鯨川					
依佐美村大字小垣江						
西山田	東山田	狐園	中山田	東高根	永井田	東永井田
明門	新切田	葎湫	二石目	池ノ内	珍重原	西永井田
南屋敷	角大新田	地蔵	大道西	北大道	西高根	上澤渡
下澤渡	中島	北白澤	袖ヶ坪	石ノ戸	東王地	西王地
須賀	下伊勢山	中伊勢山	上伊勢山	若宮	北成竿	南成竿
長湫	南子竿	關田	若古竿	荒畑	東中根	西中根

第一編 總說 廣 荊 下 二 東 馬 大 森 向 菰 中 六 庚 乙 三 本
池 裏 新 本 菰 池 脇 前 ヒ 神 山 ツ 申 ッ 又 鄉
井 大 荒 長 坪 沖 小 一 東 下 北 依 唐 高 治 掛 乙
杭 流 田 根 田 野 山 本 屋 菰 口 佐 池 林 兵 具 本
山 流 田 根 田 野 山 木 敷 神 芝 西 新 十 藤 大 西
姥 秣 塲 切 痕 大 下 西 北 源 芝 ノ 西 藤 大 西
湫 塲 割 替 下 脇 松 田 屋 敷 山 内 新 池 塚 間 湫 裏
南 二 西 南 北 鐵 栗 新 西 地 鹽 新 西 山 南 森
坪 ツ 塲 舞 菅 炮 上 屋 藏 田 池 十三 腰 ノ 大 下
田 池 割 山 口 湫 木 納 敷 山 田 塚 腰 湫 下
神 陣 北 落 菰 仲 筒 音 北 松 甚 大 中 荒 鹽
樂 戶 舞 合 神 道 林 神 地 本 戶 組 新 井 田
山 池 々 合 神 道 林 神 藏 本 池 組 切 畑 田
東 高 切 菅 藪 新 段 向 石 吹 大 中 北 山 東
長 林 戶 口 田 右 留 ヒ 佛 戶 原 中 十 崎 田
根 林 戶 口 田 右 留 ヒ 佛 戶 原 中 十 崎 田
明 大 西 伊 中 沖 六 十 東 時 大
專 ヒ 新 場 野 地 三 出 生 九 向 下
明 專 田 秋 根 道 藏 塚 口 堀 出 湫 山 馬

第一編 總說 荒 井 清 水 荒 諸 諸 北 東 北 南 水 荒 第
井 杭 流 田 根 田 野 山 木 敷 神 芝 西 新 十 藤 大 西
姥 秣 塲 切 痕 大 下 西 北 源 芝 ノ 西 藤 大 西
湫 塲 割 替 下 脇 松 田 屋 敷 山 内 新 池 塚 間 湫 裏
南 二 西 南 北 鐵 栗 新 西 地 鹽 新 西 山 南 森
坪 ツ 塲 舞 菅 口 湫 木 納 敷 山 田 池 十三 腰 ノ 大 下
田 池 割 山 口 湫 木 納 敷 山 田 池 塚 腰 湫 下
神 樂 山 池 々 合 神 道 林 神 藏 本 池 組 切 畑 田
山 池 々 合 神 道 林 神 藏 本 池 組 切 畑 田
東 高 切 菅 藪 新 段 向 石 吹 大 中 北 山 東
長 林 戶 口 田 右 留 ヒ 佛 戶 原 中 十 崎 田
根 林 戶 口 田 右 留 ヒ 佛 戶 原 中 十 崎 田
明 大 西 伊 中 沖 六 十 東 時 大
專 ヒ 新 場 野 地 三 出 湫 山 馬

依佐美村大字半城土

依佐美村大字高須

御茶屋下

第一編 總說

依佐美村大字井杭山

井杭山 家下 一本木 高見

○高濱町

高濱町大字吉濱

北吉久傳 長繩 東小牙 中久傳 南吉久傳 飛離久保 山田

蜂ヶ尻 北新切 南新切 中新田 前久傳西 小中根 柴林

東山 久名名 赤井戸 小池 惣山 正仙南 荒平

手振 川田 北屋敷 南屋敷 龍田東 龍田 高平

丸畑 砂田 横田 道治 六助 炮六 島越

道狭間 大坪 大清水 古新田 中吉新田 流作新田 芳川

蛇拔 服部新田 鞆新田 丸山東 境木 池ノ上 立石

碧海郡高濱町大字高濱

春日 赤松 北山 川ノ田 段留 四軒屋 守屋

西海戸 西浦 縣三 高田 二ツ池 東中島 中島

上坂 三本木 松本 丸山 丸山 研屋 田戸

王江 飯田 上林 境丸 丸山 池ノ上 立石

洲崎 瀬ヶ振 田上 丸山 境丸 丸山 池ノ上 立石

所ガ崎 外淵 清水 鹿島 三角 猿町 大明神山

古春日 琵琶首 蒲原 芦野 梶田 芋生 築地

中道 一色 欠戸 石神 大三味 高根戸 葎生

稗田 高根戸下 丸田 乞殿 青木 古郷 馬場

神ノ木 堀鼻下 鳴ヶ橋 塩田 釜野 一本木 山口

春日神田 澤渡 流田 小田 石ノ塔 藥師下 地尻

春日東 池田 平松 東平松 中根 東中根 湯山下

湯山 久傳 前久傳 東沼 葎池 目印 白澤北

比里久傳 神明 新田 中久傳 屋敷山 服部新田

高濱町大字高取

南七兵衛山 北七兵衛山 白澤 宮南 井戸尻 宮ノ腰 出井ノ門

一色畑 腰有出 地藏山 千把刈 四郎兵衛山 大久手 燒山

上畑 上田 柳下 藤ノ池 中根 鮫ガ尾 池田

大清水 大久美 鳥坪 六ノ山 山中 五反田 荒田

長池 向ヒ畑 西新田 坊ノ池 東大根 中大根 小林

中荒井 脊戸山 奥荒井 象鼻 北大根 中大根 下山

西大根 下小脇 上小脇 追込 八反田 大西田 南後世山

第一編 總說

○新川町

中後世山	北後世山	菅沼	蒲沼	折坂	清水	履成	丸岡
葎沼	菅沼	坂上	久杵	山界	大久手	高砂	
丸山	中島	六軒屋敷	田尻	北松江	稻荷	相生	
三角	旗中	松枝垂	神明	常盤浦	沖見平	郭前	
鶴見芝	羽久手	千歲塚	乙立	淺間	出崎	新川	
山神	寺子	小狭間	濱尾	笠清水	辻	住吉	
籠田	千福	長畑	千福東	大道副	三ノ辻	十三塚副	
稻荷山	駒穴	西道場山	川尻	馬場	宮後	宮ノ腰	
福清水	東道場山	西道場山	堀ノ尻	十三塚	光神明	井尻	
春戸田	丸山後	極樂寺	住吉裏	鷲田	東山巽	東山良	
天王	丸掛	堅用水	東山乾	東山坤	西山東南	蛇狭間	
東山下	丸島	西山西南	西山東北	西山西北			
西山下	西山飛地	西山西南	西山東北	西山西北			
權現	十二本木	元本堂	二本松	奥手	狐塚	大水落	
三葉松	宮前	西新切	二本松	下宮後	宮東	四ツ山	

○大濱町

外四ツ山	外二ツ山	二ツ山	燒山	外燒山	權田	六兵衛
伊勢屋	ドンノ山	南濱田	東埋地	姥神	西埋地	龍宮
谷畑	出口	ザンギ	三ノ寮	才勝	北濱田	長山
一濱	三郎	義長場	風呂ノ下	築山	北川	別當
濱道	荒子	小山	鹽取場	音羽	南赤土	濱家
本郷	西赤土	東赤土	海老取	善明坂	村神	西村神
東石橋	多賀谷	尾崎	羽根	六供	中松	墓臺
觀音堂	西石橋	鳥御堂	西能田	大道	上人	那知
極樂寺	赤子池	源古	野田	野中	南澤渡	南作塚
作塚	澤渡	細田	松本	池田	南澤渡	南作塚
○棚尾村						
源氏	加須	日影	志貴屋敷	中道	前畑	西山
森ノ崎	森下	濱田	兩池	龜ヶ下	上屋敷	田之崎
中久根	東川	後畑	畑中	堀切	後沙田	奥沙田
善明坂	春日東	澤渡	作塚溜	小栗山	神明南	申待
中山前	神明前	神明後	三軒家後	駒穴植出	山田狭間	植出狭間
中山後	中向山	中山	北中山	山田	荒子狭間	

第一編 總說

○旭

村

旭村大字平七

霞浦 鴻浦 北霞浦 山之上道西 山之上道東 南霞浦 宮下
家下 堀切下 龜ヶ下 田ノ崎

旭村大字伏見屋新田

鷺林下 芝樋下 大堤上ノ切 大堤中ノ切 古堀上ノ切 東龜穴上ノ切
西龜穴上ノ切 西龜穴中ノ切 東龜穴中ノ切 古堀中ノ切 大堤下ノ切 古堀下ノ切

東龜穴下ノ切 西龜穴下ノ切(天神下) 西假屋下 東假屋下 午新田
東新六下 西新六下 上鴻島 砂子 中鴻島 西三間下 東下洲

西下洲 旭村大字伏見屋外新田

三角 上廿間 上 繩 中廿間 二 繩 三 繩 下廿間

切所東 四 繩 五 繩 未新田 下 繩 舟 江 上流作

中流作 下流作 亥新田 中江

旭村大字前濱新田

稻荷前 河方 河西 端 葎 生 江堤 鴻巢下
惣田 潮 除 堤 外

旭村大字鷺塚

野錢下ノ切 野錢上ノ切 野錢中ノ切 柳原堤外 藪下 三畝通

五畝通 境目 繩手下 上 橋 八丁 荒井 鷺林

東大間 出口 西大間 橋向 川岸濱 三郎淵 東二本木下

西二本木下 荒子下 洲崎 東名古屋崎 西名古屋崎 狐塚 名古屋下

西間無 問無 名古屋 宮下 板屋塚 二木木 赤子

新道 踏分 中荒子 鎌田 尾白形 切戸 赤元

北天神 踏分 天神下 百度 尾白形 切戸 貓田

龜後 大塚 西籤下 神西 馬 毬 城山 水附

笹山 鷺巢 植出

○明治村

明治村大字米津

東大狼 西大狼 上泡原 順繩 北浦 落谷 赤元

八百目 五良田 雨堀 久手 櫻道 仲之畑 野寺道

川向 種木 荒子 渡場 天竺桂 蓮臺 宮東

宮前 宮浦 朝鮮 家下 白澤 里 荒井

藏屋敷 郷西 森後 九ノ内 犬殺 樋崎 沖

第一編 總 說

菅	壹	北	高	團	源	山	半	西	小	荒	山	森	欠	第
野	丁	根	井	戶	治	碕	場	間	割	子	畑	西	下	一
西	掛	南	明	北	立	向	長	八	明	貝	長	森	北	編
石	伏	根	治	立	出	山	割	ッ	治	五	仙	東	道	總
淵	水	根	出	出	本	城	三	田	村	ヶ	野	東	境	說
東	境	砂	德	彦	左	島	度	長	長	道	小	河	根	
石	目	子	原	廣	割	高	宮	割	合	脇	東	原	崎	
淵	西	上	五	見	高	犬	下	林	錢	東	大	大	境	
南	大	小	ヶ	野	根	殺	稻	東	入	田	島	池	連	
半	川	久	野	福	雨	欠	場	東	居	舟	大	仲	池	
場	榜	久	原	石	池	間	本	割	山	入	割	道	道	
北	示	戶	原	西	九	荒	鄉	仲	蒲	原	池	南	道	
半	木	下	石	之	根	子	西	山	會	前	田	道	溝	
場	堤	西	原	根	根	新	海	仲	會	前	入	入	畔	
東	防	級	原	北	山	井		會	根	田	舟	舟	畔	
家	東	級	原	西	新	井		會	根	田	舟	舟	畔	
下	大	級	原	級	井	井		會	根	田	舟	舟	畔	
渡	川	級	原	級	井	井		會	根	田	舟	舟	畔	
瀨	瀨	級	原	級	井	井		會	根	田	舟	舟	畔	

東出口 東石谷 北荒子 南荒子 西出口 南五左池 北五左池
 西石谷 長配 山畑 遠山 西石ヶ入 東石ヶ入

明治村大字東端

南五斗蒔 北五斗蒔 穴曾根 一本松 大久戸 内濱 南内濱
 脇江 淵鼻 毘沙田 切間 南山 山ノ鼻 中村
 中繩手 殿町 藪崎 主木 新井 住吉 鐘鑄場
 道城 天白 藪崎 蓮臺 祈禱 八劍 寺下
 新子 東稻場 大久手 蓮臺 祈禱 八劍 寺下
 小山 鴻巣 宮裏 新引 原山 東山 北山
 青山 西山 長田 山ノ崎 西大坪 中大坪 東大坪
 東荒子 北荒子 北大坪 新切 池田 中大坪 東大坪

明治村大字西端

八劍 半崎 前畑 劔先 吹上 日新町 下
 札木 上山 地藏山 大道西 鳥追場 北神田 尻無
 鷹所 北山屋敷 小清水 大清水 東外山 西外山 申田
 西屋敷 南神田 東神田 上後田 福會 彦市山 西山
 黒土 小林 七本木 猿待 小狹間 三度山 下山

坂口	坊領	荒井道南	荒井道北	朝拜	下後田	中
洲濱	道場山	東濱	下前田	見取	油ヶ淵	芦原
西濱	古川	立見	造白	荒井前	廣見	西田
小山田	上小山	西側	荒居	古江	上江	新林
立山	神明	荒子	北荒子	白砂	馬越	道々
中百々山	島池	東百々	上百々	西山	水溜	道若
山中	笹原	遠山	西鏡瓶	燒山	中用久	西用久
大久手	雁道	一谷	落雁	窪地	飛越	橋上
向山	南用久	東用久	井口	東鏡瓶	小周	牛渡瀬
赤瓦	山口	平山	調練	大竈	上大坪	下大坪
修理田	蟹淵	味口	白澤	權現下	權現	東山
澤渡	奧澤	北山	後畑	坂下	坂上	半崎濱
大江立	一本木下	半崎下	濱海	宮下	上前田	戸榎
井杭山	間屋	狐塚	北松原	西林	東林	東隱
中隱	西隱	南松原	井ノ上	道合	大納言	割田
下田	中長	南宮下	宮下	北榎	寒風根	北山

○櫻井村

大道	西山	南西山	南榎	內畑	向山
東山	高曾根	杜若	北大木	太七切	浦大海古
角兵衛狭間	十人組	東小塚	北梶	南梶	東庄司作
向畑	丸根	惣山	堤外	八兵衛田	下ノ松
西庄司作	八斗蒔	小塚	大上	大北	中北
井ノ下	宮ノ腰	宮下	井島	北本郷	上之切
西湫	中本郷	家下	日下田	三月田	南家下
下ノ切	大墟田	請堤	丁拜下	無畝町	大下
櫻井村大字藤井	南本郷	北本郷	阿原	東山	北山
西山	車塙	新切	新高切	東長先	立狭間
堀切	丸山	高根	南高根	五郎田	蟻塚
櫻井村大字野寺	外畑	蒲園	小山畔	野寺	前畑
大藪畔	寶殿	北新切	野寺	前畑	前左落古
第一編 總說					南新切

櫻井村大字寺領
 願 明 法 祐 喜座アラコ 佛供田 坂 口 久 祓 宗之下
 岩根前 サ、ラ町 クシ林 牛 家 源座アラコ 權兵衛アラコ
 孫兵衛アラコ 野寺東
 櫻井村大字木戸
 上無田池 下無田池 爲 門 中 畑 大 橋 惣 作 道 上
 平地 丸 池 東屋敷 北屋敷 西屋敷 阿 原 南屋敷
 櫻井村大字小川
 上川成 中川成 下川成 大 帳 野 池 西野池 姫 下
 寄 島 大帳前 定 成 福 地 馬場瀬 天 神 小 向
 高川原 上六反 西六反 菰 原 向 田 大 田 欠 下
 瓶ノ欠 下 懸 籠 田 下六反 百々日記 前 島 三反田
 五反田 岩根下 岩 根 大久根 大開道 南加美 北加美
 惡 原 堂開道 間 田 三日三升 志 茂 豆 喰 鳩 目
 清水道 北三ツ塚 的 場 金 政 南門原 石曾根 中三ツ塚
 北久手 中久手 南久手 東扇林 水 造 高曾根下 會 根
 西久手 南三ツ塚 入 道 半ノ木 丸 根 東山田 東久々井

山 中 新田山 高曾根 摺 鉢 和泉道 西山田 南曾根
 西久々井 北久々井
 櫻井村大字姫小川
 上池田 芝 山 下池田 北門原 野 池 館 出 姫 下
 遠見塚 惡 原 西門原 姫 半野木 堂開道
 櫻井村大字東町
 大 塚 西向田 東向田 下川原 八ッ塚 下池田 上池田
 才カチ 九反畑 北押切 南押切 龜 塚 獅々塚 荒 井
 屋 敷 大 橋 川島境
 櫻井村大字櫻井
 古井堤 宮 下 入越上 入越下 太 田 小 社 川島境上
 川島境下 大 橋 中狹間 二タ子 北阿原下 子 地 印内南分
 印内北分 櫻 林 宮 西 中開道 寒 池 塔ノ元 下 谷
 犬 殺 城阿原 城 向 阿 原 西町上 西町中 茶屋坊
 西町下 大役田 塔見塚 中新田 北新田 蓮 臺 貝戸尻
 雜用山 西雜田 蜂ヶ尻 狐 塚 北門原 林 シ 傳 左
 稻荷東 稻荷西 半 拔 三 尻 小三尻 西荒田 雨池下

藤野	楮林	沖	池	藤野原	北阿原上	南形谷	阿原	西新田	差ノクテ	蟻路	茶木原
北河原	櫻井村大字川島	前	畔	原	カラ桶	北下ッ	切欠	東新田	雨池山	坊主山	小原藪
八田		原	上ノ義呂	藤野元	羽開道	道下	高曾根	子リデン	天坊	横園	高見
川向		船付土	郷西	岩浦	西門	守下	山畑	福間	五ヶ野	グテ	三度山
横堤		折戸	楠浦	長畑	洲島	前山	西門新畑	水落合		立園	山ノ寺
出口		高山	洗澤場	洲島	狐穴	屋敷	善久	善久		東天上	小繩手
殿田		宮前	寄州	中田	善入	敷	瀨	北形谷		東德	藥師田
		大流	家洲	洲上	白山	西口	西下	西下		平右衛門山	

〇六ッ美村

六ッ美村大字下中島

上松原	東屋敷	大田屋敷	野中	天房	後畑	道海	井龍	鮫田	馬取池	道分	郷西	大久後
下松原	北渡合	松葉屋敷	宮山	長池	井ノ上	下長池	中道	藤屋	後屋敷	流	川田	川地
上屋敷	ニタ股	西側屋敷	土井ノ内	大屋敷	藤島	寺後	羽追池	新町	東ヶ坪	住吉田	内川田	蒲原
上四反田	林	山仗	東落合	七反	上長池	堀口	上九ノ内	川田	西ヶ坪	柿ノ木	下	池端
下四反田	談喜所	浦辻	西落合	上堤東	草加	上ノ木	中上野	本町	瓢覃	佐渡	川畔	代官屋敷
西屋敷	中田	善入	深池	中堤東	下井ノ上	藥師	荒子	境	荒井前	小園		桑ノ木
中屋敷	南渡合	白山	西河成	下堤東	上町	上町下ノ切	下九ノ内	町後	紅蓮	小園前		砂田

第一編 總說

六ッ美村大字合歡木
 平子 上郷間 土佐 高橋 屋下 渡島 下郷間
 郷西 池田 郷東 平池 野 中落 西落
 南落 下落
 六ッ美村大字高橋
 堤外 郷北 郷西 屋敷 中川田 宇多利 一二三
 士呂道 下川田 彌八
 六ッ美村大字上青野
 西市場 東市場 屋敷 稻前東 落 神明東 中屋敷
 上川原 青山東 新居西 稻前西 堤外 上川田 連臺
 甲下川原 中川田 乙下川原 甲場馬 八ッ田 天神 高畑
 乙馬場 城屋敷 甲舞野 乙舞野 丁田 伊場池
 六ッ美村大字在家
 東生道 西生道 上五反田 下五反田 竹戸 西浦 西五反田
 西前田 向前田 東前田 社口 山出 米野 宮前
 東浦 向イ 熊ノ居 上柳坪 仲柳坪 下柳坪

六ッ美村大字下青野
 郷東 喜昌島 柳田 太田川原 祐知 番城 永池
 川原崎 寶田 落 宮東 本郷 魚屋敷 竹戸
 南花木 北花木 天神 養源寺 法京 井戸尻 中川田
 上川田 西新居 東新居 柳原
 六ッ美村大字福桶
 上土作 下土作 柳原 宮越 菰原 壹町田 高畑
 折戸 下繩テ 小野 上三町 下三町
 六ッ美村大字野畑
 上川田 上川原 下川原 森越 藪下 郷東 北郷中
 南郷中 大堀合 北浦 龜井 堀之内 士平 馬々碕
 花ノ木原 須内 丸山
 六ッ美村大字下和田
 大島 尾ノ越 高畑 北浦 神宮司 花ノ木 馬々碕
 源八 吉ノ夫 蓮沼 生道
 六ッ美村大字坂左右
 堤下 堤上 上堀合 下堀合 伊ノ木 士平 西郷

第一編 總說

第一編 總 說

北 浦	堰 守	仲 丁 田	壹 丁 田	荒 田	葦 之 部	細 池
六ッ美村大字國正						
下 向 田	上 向 田	岸 田	花 ノ 木	畔 廻 ヲ	門 田	三 反 畑
西 浦	竹 ノ 下	上 川 田	新 田	下 川 田	稻 荷	須 成 ヲ
六ッ美村大字中						
下 川 田	上 川 田	殿 海 道	八 幡	屋 敷	大 坪	西 浦
觀 音	北 天 神	南 天 神	北 野	ギ 口	中 ギ 口	流 レ
上 向 田	下 向 田	沼 向 田				
六ッ美村大字定國						
上 川 原	中 川 原	鐵 炮 川 原	下 川 原	出 碕	馬 場	鄉 外
前 田	中 屋 敷	北 浦	西 浦	東 大 坪	西 大 坪	十 六 繩
ギ 口 落 鴨 ギ 口						
六ッ美村大字正名						
社 口	郷 外	觀 音	前 川 田	永 池	新 碕	上 ノ 畑
西 切	中 ノ 切	東 ノ 切	西 大 坪	西 明 寺	砂 田	ギ 口
秋 伯	枝 森	南 イ エ	八 畝 畑	吹 野	小 藏	上 三 丁
下 三 丁	貳 軒 屋 浦	芦 浦	咽 首	北 イ ュ		

六ッ美村大字上三ツ木

八ッ田	溝 口	市 場	南 稗 田	法 田	沖 田	築 山
南 社 口	正 永	北 社 口	北 稗 田	北 島	前 開 通	後 開 通
左 ノ 木	城 堀					

六ッ美村大字下三ツ木

城 堀	西 柳 田	南 島	築 山	大 島	砂 田	法 田
河 原	西 ノ 宮	藥 師	丁 田	田 中	南 浦	吹 野
東 柳 田						

六ッ美村大字牧御堂

水 洗	鳥 居	溝 畔	河 原	油 田	池 尻	郷 中
炭 燒	斧 越	郷 前	花 邊	唐 桶		

六ッ美村大字赤濵

垠 ノ 口	下 池	干 反 原	西 河 原	郷 東	上 河 原	下 郷 中
寺 前	田 中	落 藏	上 池	野 中	北 浦	上 郷 中
本 屋 敷	道 本	藏 西	袖 廣	下 河 原		

六ッ美村大字上和田

荒 野	切 戸	北 浦	觀 音 堂	上 川 田	下 川 田	ヒ ハ 畑
-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------

第一編 總說

北屋敷	竹屋敷	森崎	南天白	馬捨	高見	松原
正見	御喰	下川原	南屋敷	城前	サジ	猿町
北天白						
六ッ美村大字中ノ郷						
北千福	宮ノ腰	上荒子	東新田	西下明	北米野	東中村
寺畔	西袖廣	上藤ノ木	南千福	堤下	下荒子	西新田
東下明	東米野	天神	西中村	北浦	東袖廣	東屋敷
寺南	地藏	下藤ノ木	池田	五反田	砂田	溝田
西島	大聖寺	東八幡郷	邊梨	六供	野添	吟口
若圓	屋外	元山				
六ッ美村大字宮地						
天白	度屋敷	郷西	柳畑	北浦	天神	郷東
宮西	高座	馬場	前畑	寺北	八天	川田
六ッ美村大字井内						
上川田	上河原	下河原	上堤	龜井	櫻井	伊豫
風見	西浦	下川田	中河原	下堤	殿街	須田
野原	六反	高野	九十世	北浦	東水洗	東手保

○矢

矢作町

蜂尾	下源五郎	馬場崎	西水洗	西平保	上源五郎	植竹
六ッ美村大字法性寺						
出口	百目	郷前	大道東	荒子	猿待	北浦
色子	上屋敷	柳之内	柳畑			
六ッ美村大字土井						
東河原	牛地	東丸山	西丸山	東原田	西原田	北番城
東善道	西善道	西河原	神子田	南丸山	東金城	九落
西番城	三太畑	炭焼	荒井甲	荒井乙	南赤部	北道
生堂	地堂	駒ノ舞	辻	池田	南赤部	東社口
西社口	藤ノ木甲	北赤部	内煮池	池田	城屋敷	東社口
竹抱	池端	間堀	藏屋敷	西落	高畔	藤ノ木乙
矢作町大字上佐々木						
西鹿乘	下鹿乘	下切	中切	梅ノ木	蓮池	西勝
三田畑	上切	傳左	元島	大官	西和合	東和合
南山王	北山王	西屋敷	西河原	西新田	東屋敷	東菊田
金池	川成	金取池	如來寺	箱作	向良	油良

第一編 總 說

矢作町大字下佐々木

上河成 金取池 如來寺 北浦 神ノ木 箱作 三反田

油良 西浦 屋敷 東浦 池田 上小極 東河原

下小極 西河原 上藤野 宮畑 下河成 下藤野 小極

矢作町大字河野

藤野郷 内田 土井浦 河原 井ノ下 竹ノ花 小極

下リ道 藤野

川田 水塚 神明郷 西鳥山郷 東水尻

郷前 三本木 岸波 鷗子 鎌田 大辻 三平

茂中 河原 河野前 西三本木 扶藏 三本木 佐太郎

矢作町大字坂戸

上屋敷 毘沙門 西分 東分 扶藏 三本木 佐太郎

川ノ前 印田 木ノ元 郷前 道城 立長

矢作町大字館出

角田 花畑 坪田 三間 大畑 西堀 上中長

竹橋

矢作町大字西牧内

荒田 島ヶ城 川原 家下 中切 平野 一ノ坪

矢作町大字東牧内

甲田 日久東 日久 向野 堤外 二反田 荒井

矢作町大字小望

沖 日後原 上川形 下川形 堤外 二反田 荒井

天神 籠屋敷

天 神 籠屋敷 中屋敷 木舟 捧田 水向 狹間

観音 花ノ木

観 音 花ノ木 用土 河原 川田 水向 狹間

矢作町大字桑子

一ノ坪 上河原 平田 北組郷中 宮地 西六反 塗御堂

矢作町大字新堀

東小平田 西小平田 大庭 原木 前庭 彈正 本郷

蜂ヶ尻 前小望

蜂 ヶ 尻 前小望 中野 西小望 市草 院殿 妓楼

六反 松合

六 反 松合 中久後 宮ノ腰 中通 川間 口

矢作町大字富永

矢 作 町 大 字 富 永

第一編 總 說

七二

社本長悅六ノ内蓮沼乙尾三ツ島寺前
 棚池番大目平田福塚
 矢作町大字池端
 藥師高畑北浦神郷落合上川田下川田
 矢作町大字矢作
 寶珠庵貓田金谷赤池羽城小河原切戸
 西河原土井城盜人木竊樹毛呂祇園十兵衛荒井
 馬場割出北河原新田池田櫻海道中道
 出口尊所川乘馬乘橋塚西林寺八釵
 神居加護畑堂佛市場三反田下川成高繩手
 矢作町大字暮戸
 宮岸流赤池北川畔蓮代霞野南中井
 南川畔注元社口
 北岩戸西岩戸山下和志山南岩戸東岩戸社口
 宮地御立山谷長田蓮沼水門船原
 宮崎座主川原田平田

矢作町大字東本郷

北浦五反田北田二又一丁田芝田御用田
 中道土井ノ内清水鹿乘米野川原田長道
 平田荒井前桑ノ木古塚古屋敷西屋敷高畑
 矢作町大字北本郷

矢作町大字筒針

河原北河原神明川田御用田壹反半赤池
 下寄野添茂呂川田

矢作町大字渡

池田元流河原上川田池尻上荒子下荒子
 大榎藥師畔熊光池田熊光前垠口立切
 塚腰大棚善國寺市場上高須下高須蛇池
 切戸荒居寺前鶯作城田荒井前上上辻
 西浦東浦下切宮西宮前八本松稻荷
 桑ノ木下辻繩手下桑子島三屋東猿待新田西
 新田道金頓堀諏訪井領鎗ヶ崎川田
 折角落合

第一編 總說

矢作町大字森越
 鄉前河原 三圓 吉原 與治山 伏森下
 山王宮前 淺倉 城屋敷 川端 上川成 下川成
 矢作町大字船越
 本郷地藏 治郎シ 座頭名 寺前 十王宮前
 稻荷東沖 西沖 神道 寺前 十王宮前
 朝倉 西沖 神道 寺前 十王宮前
 東浦三天 池田 川成 大繩 祇園 宮西
 宮前忠田 前河原 仲田 大エ 郷西 郷中
 六反欠間 松花 足鹿 西浦 稻葉 郷東
 矢作町大字東大友
 筆屋位式 塚本 並木測 堀所 稻葉 郷東
 川原土下 杭穴 俊反田 桃々木 寺山 コウヤ
 矢作町大字西大友
 天神諏訪 蓮花寺 堂後 小塚 深田

矢作町大字橋目

阿知加 請地 晚地 御領田 神田 東大向 西大向
 辻田 戶井崎 柄桶 長田 馬之助 茶之木原 大牛師
 昆砂門 勘助屋敷 東浦 東遠山 西遠山 竹之内 北牛轉
 牛轉 惠香 宮前 八反田 柳ヶ坪 山下 城畑
 上保 間見會 家下 屋敷 久々見 阿羅子 新屋敷
 山野河原 割塚 中水道 下水道 西畑 御茶屋 御小屋
 勘助山 中新切 郷前 御茶屋場 春畑 新切 北山野河原
 北新切 奥新切 新開 西家下 南新切 北山 八下堀
 西八丁堀 御小屋 西瓦屋敷 茶白 茶屋浦 中茶白 中茶屋浦
 北茶屋浦 新居林 茶白 茶屋浦 中茶白 中茶屋浦
 矢作町大字北野
 東山中屋敷 西山 南山 藏下 地蔵
 橙木桶塚 下池 上池 東河原 森待
 竹之内 西河原 木之下 山之間 荒地 古地 申待
 郷裏 小畔 鹽畔 大北 善左 西野山 花本
 狐畔 押廻 欠間 大善 左 壹番 貳番

第一編 總說

西山畔
 矢作町大字小針
 五反田 鍵田
 一シキ 松山
 的場 神田
 田明座 拾貳塚
 矢作町大字柿崎
 山崎下 半田
 向ヒ 和志取下
 權現道 宮ノ西
 勘定 大土井
 矢作町大字宇頭
 荒子 北裏
 西久屋名 東久屋名
 狐田 下堀所
 正萬 的場
 長谷 才六
 城跡
 土井畔
 龜ヶ淵
 井之元
 十二塚
 北屋敷
 南屋敷
 四十日
 和志取
 下リ坂
 三ッ譯
 佛供田
 神田
 西山
 竹久
 八幡
 猪ノ子
 大境
 寺下
 本丸
 馬々西
 北畑
 深田
 池藏
 三九郎
 西島
 油デ
 八枚
 中根
 佛供田
 神田
 西山
 竹久
 八幡
 猪ノ子
 大境
 寺下
 本丸
 馬々西
 北畑

瓢丹 新畑 西山 猪山 長者屋敷 東山

北亥池 南亥池 小繩 上大繩 西向 下大繩 下雁淵

西藏地 藏地 南畔 東向 池田 上雁淵 柳田

六助 丸田 池裏 堤下 新田 亥ノ子 宮前

西豊阿彌 平塚 南豊阿彌 北豊阿彌 中屋敷 西屋敷 市場屋敷

北裏 北屋敷 東屋敷 西大塚 東大塚 瓢丹 土取

西勘定 東勘定 長谷 宮前 道下

矢作町大字宇頭茶屋

大濱屋敷 北裏 南裏 宮前 道下

○上 郷村 上郷村大字福受新郷

池下 上長 八反 東廣畔 西畔 福廣 廣畔

西本譯 下田 荒切 郷前 西側 春与側 東側

休三 道下 山王前 狐畔 西山畑 一本木 北山

西山 源兵衛 下側 四ッ屋 松山下

上郷村大字廣畔新郷

第一編 總 說

第一編 總說

高根 上山 小總 長西 前田 宮畔 鄉南

下ノ切 中ノ切 上ノ切 辨天 中長 細古 長田

安古 中六畔 馬場山 南屋敷上 上屋敷 荒古 東屋敷

木ノ前 池下 稻荷前 大鳥手 樹塚 山下 東屋敷

九郎衛 鳥手 下南屋敷 隱田 石ナ畑 下大坪 郷前

彌エ山 中屋敷 池表 郷下 大田 大堪 道上 北屋敷

上大坪 東赤池 染屋田 田端下 田端上 高山 道上 北屋敷

五人組上 道下 山神西分 山神東分 大新古 新切 北山 北屋敷

山根 道 上 東畑 蓮臺 前畑 北新切 山 北屋敷

荒子 一本木 大荒子 東畑 起返 上折場 家下 紺屋田

石龜畑 五人組下 大田下 夕日本 中池田 東池田 東八幡 東八幡

中ノ坪 川井田 助後 五反田 忠兵衛 西八幡 東八幡

西鷺藏 沖折場 下折場 東山 島崎 野池 西郷

地石辰坊 南東郷 北東郷 上野道 畑先新切 養野東 中郷東

南郷東 北高根 南高根 上野道 畑先新切 養野東 中郷東

上郷村大字樹塚

東屋敷 萬吾 宮前 若宮 北屋敷 南屋敷 丸池

西栗島 重廣 油田 中落 下落 道下 松下北

松下南 下深田 上深田 北山 郷前 新畑

新林 下小畔 中小畔 小畔 北小畔 南小畔

本譯 築地 脊戸側 上荒子 井之本 鳥居 南下小畔

西浦 前畑 禰宜前 觀音堂 東浦 除東 竹ノ内

法宗寺 一色 上畑 貓音間 栗島 高道 大野

炮六桑ノ木 川原田 舊苗代 落合 余計 岡野

東松下 西松下 西郷前 中郷 東郷前 東郷前 大分

西郷前 寺前 馬場前 下分 西小畔 上譯 八分

大境 堀合 與三 松下 下田 郷下 丸池蟹

向イ 城下 市塲 藪ノ南 上新荒子 新高子

市久後 會下 會西 小畔 高子下東 高根下

高根 青畔 青畔 中青畔 北青畔 青畔北中 青畔北上

山畑 清畔 先道 大井道 馬場山 下長根 芝山 子荒子

第一編 總說

上郷村大字上野

荒神	德本	入口	宮裏	柳川	大存	油天	上河	大清	桑ノ	城下	稱五	鄉西	第一編
上郷村大字上中島	馬場東	東丹波	宮東	上郷村大字川端	通藥師	壹町子	上屋敷	下深田	中宮	四通	左宮	宮前	總說
	寺東	八反	茅場		高畑	大官分	寺西	上深田	本川	國江	森西	郷立	
	寺裏	垂原	西丹波		牛鼻	中乞	枯木	鳥羽免	南小須成	高畑	本山	郷前	
	寺西	三反	辰新田		池浦	土橋	南屋敷	大須成	北小須成	名場居	中山	下譯	
	下川原	則光	上丹波		稻荷	水戸	社口裏	大砂入	倉劉	伊勢島	御所名殘	本譯	
	堤外	馬場西	上光寺		堤外	麥歌	社口前		丸池	森下	郷東		

石藏 會下裏 譯畑 中里 西屋敷 茅場 丹波

郷東家下 神ノ木 大畑 壹納所 蓮臺 夕モノ木
 藏前 南屋敷 大屋敷 浦屋敷 前屋敷 飛ノ木 寺西
 稻荷前 中屋敷 溝向 石橋 西川原 矢通 辻 西
 本川 前田 道下 岩津畑 三藏前 西馬ノリ 川端
 東馬ノリ 片坂 池田 下吉原 大川原 中吉原 上吉原
 拾六通

上郷村大字國江
 過怠田 西喜路 簀下 中本川 上本川 砂田 東河原
 東本川 北浦 郷東 烏居 神主浦 郷前 城ヶ堀
 郷浦 宮西 川西 西浦 上五位 下五位

上郷村大字阿彌陀堂
 高正 東折場 西折場 西裏 大垣内 鳥居 石山
 昆布池 池田 簀下 屋敷 一川田 荒子 新田屋敷
 蓮臺 高畑 丹場 柳原 二川田 三川田 四川田

第二編 總 說

五川田

上郷村大字中切

長 亂 茂衛前

川 原 八反田

上 梅木 下梅木

へッ坂 上尾タリ

船 塲 石 神

荒 古 一ノ譯

上郷村大字隣松寺

郷 東 上 見

屋敷畑

上郷村大字永覺新郷

欠ヶ坂 荒 砂

欠 畑 北山畑

中 梨畔 平 子

中 長根 狹 間

芝 山付 北 譯

狐 塚

郷 東

鍛冶畑

下尾タリ

大 藪

二番譯

前 田

矢 通

稻前碕

山 西 寺 裏

欠 下

猫小路

須 池

芝 山

東 譯

大 道

寺 前

八幡郷

新 切

丹 羽

三番譯

池 田

柳川瀬

乎無捧

横 道

八ッ星

藏 東

新畑内

山 神

六 反

木 戸

麥 田

高 畑

池 田

山 西 寺 裏

東 坂

下山畑

山 合

百間垵

上 高根

見 取

山 神

千 田

藏 東

八ッ星

横 道

乎無捧

柳川瀬

乎無捧

山 西 寺 裏

下 山

山 合

百間垵

上 高根

見 取

山 神

中 越

藏 西

十 内

西 梅木

水 洗

押廻シ

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

山 西 寺 裏

上郷村大字駕鴨

天神前 郷 上

下川原淵 西川原

下本川 上本川

神 明 西屋敷

西長根 半 内

治 林 上石川

上大岨 白 山

東大清水 東 平

山ノ神

上郷村大字渡刈

北川原 計 貝

赤屋敷 下 田

上二反田 石 田

大明神 下河合

上引田 蜂ヶ尻

寶 藏 下大新田

第一編 總 說

元屋敷

冷 田

下葭池

中屋敷

東長根

深 迫

高岡山

中 原

河 原

井戸尻

寄 田

上河合

小狭間

下細畔

蓮 池

貳本木

上葭池

東屋敷

畑 林

下高根

西ノ根

棚引田

家 下

一町田

川 田

藤 藪

富士塚

上細畔

島 合

東川原

下石川

小畔屋敷

石 根

中高根

中ノ根

上引田

下郷中

下二反田

大屋敷

末野ヶ原

申 町

上大新田

沖 田

渡 合

向 山

新 林

高 岡

上高根

二重堤

西大新

郷 西

勝負池

北 田

西大新田

上郷中

鷹 戸

上川原淵

稻荷山

矢 迫

畔 畑

無 取

下大岨

西大清水

末野ヶ原

大 唐島

寺 前

下糟目

下引田

乘 藏

東大新田

池田 乾イ 荒古 後池 地樂 赤塚 愛宕
 段角 晴角 向ヒ 新池 申待 坂下 中道
 下白針 洞 猪ヶ洞 笹原 宗心 馬洗 白針
 末野ヶ原 山ノ神 上大岨 八ッ畔 高根 下田 七ッ田
 二タ俣 中島 神田 眞薦 寺屋敷 屋下 春山
 高岡村大字西田新郷
 上畔 大風 長根山 外林 本通 上家下 池下
 小分 上西山 中粒 下家下 南屋敷 天井 畔
 南山 東山 大粒 下西山 下畔 大繩場 大畔
 寺池 奥洞 飛越 神田 五反田 谷間 蔵福
 四反田 森元 新田 五斗 前拵 寸塚 茅ナ
 鹿ヶ音 八百山 庚申塚 八ッ根 山拵 寸内 上沖
 三ッ田 山畑 北田 丸山 山神 上元辻 大畔
 巖平 下元辻 土器田 新池 上中根 引越 上ノ山

前田 前邸 北邸 家下 宮下 下沖 隅ヶ崎
 後田 中郷 濱居場 橘畑 嫁木 中根 申待塚
 經塚 一本木 藏前 中前 鳴掛 向イ 山碕
 寺田 松拵 西山 谷口 八ッ田 丸林 外輪
 下田 赤羽根 竹ノ下 小畔 前田下 清水ノ上 一新色
 二ッ池 小田 福田 荒子 名寄山 十速 新畑
 小林 外田 寸越 細畔 小寸越 池ノ内 上ノ山下
 九良師 南島 高岡村大字堤
 大笹 大シケ 御竿 宮裏 二ッ池 宮前 八貫
 馬之頭 池挾間 東石根 釣鐘 上道田 下道田 六本松
 寺池下 東浦 新宮 青木 大堤 西大堤 伊勢堤
 野中 安保 流川 松葉 池端 池下分 竹後
 西浦 西ノ田 西川前 新馬場 長根 女松山 小山西
 東川 山畑 初頭 上リ山 巾著 平古 大山西
 上川 稻場 小島 立井 半ノ木 下川田 上定井
 前林北 櫻田 前林南 下定井 西大針 東大針 行田

十五夜	狐穴	下町	道仙	宮畔	落田	住吉	笠掛	石根	海老田	唐池	鴻巢	三軒屋	東流	隅田	京塚根	第一編
定林	上森	石原	寺ノ上	櫻ノ口	前ノ口	新池	深田	四池	長土井	保ヶ山	切畑	東大田	西流	八幡前	助十	總說
下小枝	中森	石原	新畑	東住吉	下町前	大木	廣池	龜井	土ノ山	地藏	裏畑	上見	西大田	北流	大陣田	中根山
八ッ田	下森	平松	御茶屋	野田	石燈籠	大郎治	西川	金池	北ノ脇	池下	二本木	森下	大辨當	大別當	東池	九根
乙中	北森	平松	御茶屋前	寺山	藏下	大見	金池	今泉	洞ノ脇	辨財	石畑	高見	ナカレ	上平地	小陣田	茨坪
甲中	油田	丸山	宮崎	一本木	家下	根岸	川井	金山	神明	白澤	西山	中根	元ノ山	前畑	松本	茨坪
宮前	大坪	神田	宮崎前	大塚	上町	海道	流越	山畑	本田	二イ池	前田	本多	行分	川畔	前越	平地

茶屋間	六反ヶ坪	赤池中	狸山	上三田	池ノ上	小山上	西山	西山	小根崎	高岡村大字北中根	高岡村大字吉原	西灰上	屋下
象面	赤池西	木ノ前	宮間	北山畑	西山畑	廣畑	向イ野	西藤池	町田	高岡村大字若林	東灰上	村内	
塚本	大根	象鼻	棚田	松本	西山	山神	屋敷畑	平子	永池	長根	東山ノ神	西山ノ神	
稻荷	外根	赤池	新屋敷	空池	北間	杵ノ口	里池	穴	大切	西	南廻間	中ノ坪	
池田	沖田	下西間	廣間	門田	長根	西ノ堂	細池	前田	奥西山	海老池	大下		
松間	高根下	東下間	東間	向屋敷	北山	上ノ山	馬脊	前田	上藤池				
千間	上ノ戸	赤池東	鴈股	宮下	丹後池	後口	霧喰	小譯					

第一巻 總説 八八

五反田 石臺 脇ノ田 小泉 屋敷 井田 一本木
 林 六月田 大切 才兼 下小松原 人呼 西野中
 高岡村大字駒場 東野中 五才田 波松 西野中
 東山 茶袋山 平古 中野山 向金 東切戸 西切戸
 横枕山 立入 山中 中土用林 北土用林 東新畑 源田挾間
 乳母子 祇園畑 南土用林 上欠淵 下欠淵 東新畑 源田挾間
 大坪 川戸 船原 北屋敷 東屋敷 一色 下馬
 山野中 山畑 南屋敷 北屋敷 東屋敷 藤池 尾片作
 田戸 四反田 西野山 落合 金山 不毛 南毛無
 小松脇 雲目 西野山 落合 金山 不毛 南毛無
 北毛無 大坂 西野山 落合 金山 不毛 南毛無
 高岡村大字中田 大別當 池端 上リ坂 東唐池
 高山 タガ井 西山 大別當 池端 上リ坂 東唐池
 西カラ池 池浦 中下 平子 前田 向畑 川向
 川グロ 大下 イリウ 古屋敷 荒畑 向畑 川向

○富士松村 富士松村大字井ヶ谷

細田 代官目 割目 山ノ花 石根 西石根 小堤西
 廣表 小堤下 具下 平地 池田 向割 西池田
 池下 神田 北畑 替田 天白 西天白 一本木
 山ノ神 原 山ノ上 部田ヶ崎 頭傲 出崎 大塚
 川原 西除 上ノ郷 青木 深田 清水口 丸根越
 戸ヶ口 東野中 野中下 西野中 神明東 大山下 今池
 札ノ前 伊勢藏前 寺前 中切 後口田 挾間 前田
 藏前 茶屋 後口上 中ノ島 下ノ瀬 欠花 山伏
 稻葉崎 阿羅畑 下島 草野 久傳下 池之浦 久傳原
 下前田 中前田 櫻島 井田 松根 寺山下 上池
 燒田 澤渡 戌沼 沼田 孫六 灰山 廣澤
 洲原 松ヶ崎 庄司 高部 丸岡 下山田 川瀬山
 富士松村大字東境 奥町屋 森西 町屋 高峯 大池下
 山ノ田 燒田 牛池 膳棚 龍ヶ根 申塚 塔ノ脇
 石神 松ヶ枝 山ノ間下 兒山 高山 伊賀淵 下池
 新林 新池下 狐穴 前田 樋ノ上 乙千田 坑河原
 池田 堀池 狐穴 前田 樋ノ上 乙千田 坑河原

第一編 總説

第一編 總說

間野四郎 藪下 向イ前 向イ郷 蛭田 大坪 新作
 澁田 安界土 合爪 手拂 南九山 曲 飲 島 砂 田
 登リ坂 丸山 大山 下 唐池 南九山 曲 島 砂 田
 滑田 松本 大下 唐池 南九山 曲 島 砂 田
 富士松村大字西境
 前山 下新田 池下 山外 御宮 島海道 花池
 藤塚 石根 兵九前 後口 清水 山ノ中 古井
 山ノ神 六メ目 荒井林 蒲生池 廣見 小堀口 森
 治右田 丸内 曲リ田 井田 廣見 小堀口 森
 富士松村大字逢見
 北丸ノ内 寺内下 駒ヶ淵 上西割 中西割 下西割 下中割
 上中割 南丸ノ内 上東割 下東端 西仲ノ河原 東仲ノ河原 九郎兵衛
 出崎 蒲塚 殿ヶ淵 井ノ東 半崎 乘未 西中濱
 大西 藏ノ下 吉野 下請台 上請合 下折戸 宮下
 中西 宮東 五月折戸 大久屋 向畑 畑中一色 高畑一色 北中濱
 伊勢倉 欠ノ上 法知山 大木屋 畑中一色 高畑一色 池ノ浦
 山 市場屋敷 上ノ門 發杭 觀音堂 繪下城 惣助改田

森裾 川通 蓮池 西會根 中會根 東會根 阿野前
 中矢戸 東矢戸 南矢戸 西矢戸 山ノ神東 山ノ神前 赤羽根
 繪下ノ東 中道 繪半 上大久傳 神戸 下大久傳 中割田
 山ノ端西 山ノ端 山ノ端前 山ノ脇 上割田 東割田 中割田
 西割田 一色下 間瀬口 西古和井 中古和井 東古和井 引船
 田地池 帆落田 土取 上池 下矢戸 上矢戸 境川
 藥研 井田 荒神山 下鍋田 上鍋田 花遠岡 兵九山
 上花 白羽根 荒神山 東高山 北坂口 宮本 上ノ山
 坂卷 西繩 東繩 小繩 西畑 宮本 上ノ山
 上手掛 日繩 野添 新繩 東吹戸 西吹戸 東畑
 新町 下掛 奧畑 林岸 東山畑 西山畑 東畑
 砂山 北本山 奧山 伐岸 南山 金山 池惣作
 長挾間 螺田 吹戸池 北大根 南大根 新屋敷 一里山
 北弘法 南弘法
 富士松村大字築地
 新田 西繩 向島 荒田 後田 矢田山 湫
 錢成 二反田 大日 山ノ畑 東屋敷 小山渡 新切道北

第一編 總說

長 辻 池 南 地 内 森ノ西 北 割 東 畑 東 山
 富士松村大字一ツ木
 上 流 深 田 下 流 家 下 東 石 根 西 石 根 柳 原
 落 合 岐 路 菰 池 茶 煎 坊 天 王 油 煎 坊 下
 沖 田 鷺 島 清 水 田 折 戸 若 宮 新 町 裏 天 王 前
 濱 場 裏 新 町 前 濱 場 西 小 定 野 坂 左 東 新 割 東 小 定 野
 尻 付 小 尻 付 西 新 割 西 小 定 野 上 海 老 池 朝 暮 一 本 木
 瓦 池 三 本 木 本 郷 前 本 郷 山 神 南 竹 下 大 坪
 神 明 東 荒 井 大 師 井 下 海 老 池 泉 田 道
 西 荒 井 荒 井 西 田 膳 山 神 南 下 カ ス 上 カ ス
 立 町
 〇知
 知立町大字知立
 牛 田 境 東 新 田 南 東 新 田 北 東 並 木 北 御 休 中 畑 大 山
 南 引 馬 野 八 ッ 田 道 西 八 ッ 田 道 九 山 新 田 東 豚 山 新 田
 新 田 裏 東 廣 見 西 廣 見 小 屋 場 山 町 向 田 北 引 馬 野
 櫻 馬 場 御 手 洗 四 組 大 林 山 尾 町 茶 碓 山 五 八 山
 霞 山 東 山 富 士 塚 山 屋 敷 桐 山 山 鼻 小 林

馳 狭 間 東 狭 間 中 山 町 東 新 地 吉 良 道 東 吉 良 道 西 東 長 篠
 古 田 番 割 長 篠 堀 切 西 新 地 中 町 家 下
 花 山 山 本 高 場 板 張 中 渡 瀨 水 揚 七 ッ 田
 櫻 木 本 町 中 通 申 松 池 端 鳴 摺 石 龜
 築 地 道 草 刈 狐 穴 落 合 龜 池 藪 搔 刈 谷 道
 西 町 神 田 宮 腰 柿 ノ 木 永 見 古 藥 師 宮 後
 新 川 妻 向 丸 坪 佛 器 一 里 山 道 瀨 山 鷄 山
 飛 尻 金 山 象 ケ 鼻 佛 器 一 里 山 道 瀨 山 鷄 山
 知立町大字八橋
 東 畑 西 東 畑 東 出口 西 出口 的 場 踊 場 前 畑
 高 通 狐 塚 牛 毛 原 藥 師 山 崎 半 ノ 木 町 田
 大 流 源 田 谷 池 下 山 田 谷 川 原 田 城 下 五 輪
 赤 羽 辨 財 天 神 戸 登 城 寺 井 戸 尻 上 井 場 取
 下 井 場 取
 知立町大字來迎寺
 晝 喰 場 沖 中 下 ヲ 戸 東 中 畑 西 中 畑 御 堂 道 廣 海 道
 古 城 外 山 足 輕 天 白 木 ノ 根 田 南 天 白

茶野	東新切	中新切	百度	北屋下	落合	曲	川	カト田	前田	稻場	ヤケ田	遠新切	知立町大字牛田
小深田	新林	中良	西街道	南屋下	九根新切	馬原	矢田良根	蟹原	小深田	社口	上流	裏新切	知立町大字八ッ田
欠藪	新池	荒新切	天神	川岸	篠歸	東新切	久根ノ内	新山	一新割	中新切	小池	コチハツマ	
	菴	北新切	祐古山	西ノ割	東長根	池谷	門前	原山	湯山	新池	東浦	下流	
	鮎野	北林	永崎	本林	西長根	マ捨場	マ捨場	扇原	東向山	六反	宮本	中流	
	本林	南新切	跡落		上空池		荒子	高根	ハサマ	尼子田	東前	西裏	
	平草	北吹戸	砂原		寶土		山		西向山	芋堀	西屋敷	地内	

○刈谷町

古新田	池田	重原境	恩田裏	西穀池	藥師	南屋敷	郷土	郷土	本郷	島間	西八鳥	上伊勢	遠田	知立町大字上重原
廣見	中恩田	三箇山	中新切	東穀池	八枚	北屋敷	白砂	白砂	腰前	返萬燈	恩田	間瀬口	弘法下	
東六反	細田	燒田	狐山	八軒屋	御弓挾間	西屋敷	川田	川田	中根	城後	丸山	藏福寺	弘法山	
壹番割	片坂	山池東	恩田西	中	燂硝倉	東屋敷	陣屋下	陣屋下	下伊勢	寺内	曇ノ	夕田	丁風	
北割	泉山	陣場	恩田	柳久手	西新切	中條	上新田	上新田	家下	花立	土取	長篠	小針	
沼	八幡下	棚田	恩田前	西	中新切	壹色	下新田	下新田	川向	鍛冶荒井	己ノ池	鳥居	小針下	
濱新田	新田屋敷	中恩田南	燒後	恩田	鐵丁	鍛冶荒井	間瀬口	間瀬口	中田	村上	野中	東八鳥	山居下	

第一編 總說

西六反	八ッ崎	石盛	圓右	天白	東浦	稻荷西
八ッ挾間	六ッ田	鐘山	覺圓	堀割	遠新切	日待
稻場屋敷	稻場	東屋敷	佐太屋敷	寺屋敷	中屋敷	角明
袖子作	中根山中	文左	湯山	中根山東	中根山	南田
西屋敷	日高	辰畑	出口東	猿振	中手山	神明
家下	試作					
濱田	南蕨	西向山	東向山	濱道	カケハタ	出口
一ッ橋	荒畑	涼松	山ノ神	池端	上ノ田	應別
原崎	官林	葎池	丸荒田	五反畑	人倉	久傳田
久根木	鳶根	錢龜	彌左	内林	滿瀬	鐵炮場
春戶山	家下	神明	濱畑	未濱新田	末濱新田	古新田
下堰	堰	油木	矢場	萩田	北矢場	神原美
與八新ラ田	與吉新ラ田	中通	寶前	古久手	鷺繩手	三代淵
向山	五反田	北屋敷	本屋敷	前屋敷	新々田	末濱新田

第一編 總說

中瀬	舊城郭	御茶屋	市原	緒川町北	緒川町南	下町
本町	赤横町	中町	末町	葎池町	十念寺裏	新中根
香町	正木新道	元中根町	元中根南	藤池下	二ッ池下	向ヒ畑
大坪	高須道西	高須道東	二本木	野田道南	野田道北	重原道北
芦野	瓦	角兵衛山	西日成	東日成	中山	花捨山
山屋敷	八丁南東	八丁南	八丁南西	八丁南裏	新町	八丁北裏
八丁北西	八丁北東	寺前	磧川	寺西	南寺山	北寺山
中磧	栗ノ木	滑畔	上磧	元山ノ神	岡溜池	山ノ神西
狐林	常慶	山ノ神	十三塚	八軒屋	切替	六地藏
大池	御靈山	西大溝	東大溝	北大溝		
刈谷町大字元刈谷						
後田	西屋敷	西中屋敷	北屋敷	東屋敷	南中屋敷	南屋敷
甲蓮臺	乙蓮臺	天王	小垣江道	山東	久保田	久保田道
中新畑	江口	小山	中根道	下屋敷	大堺	南大坪
西大坪	刈谷堺	上大坪	長羽作	中大坪	五軒屋敷	湯山
下大坪	荒濱	家中新畑	古新畑	深見	清池	粕根
未ノ新切	三角	法土前	大溝	己ノ新切	甲戌新畑	北山

第一巻	總	說							
彌陀坂	乙戌新畑	畦	山	新田新場	新田中島	中	割	前	橋
小川尻	新田大堤	八右衛門新田	中石新田	流作新田	角新田	中市新田			
郷下、試作場	乙鳥新田								

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

第一章 御大典ノ儀

第一節 即位ノ禮

皇位繼承

謹みて按ずるに、我大日本帝國は、其の建國の昔より、君臣の分、歴然として定まれり。天孫瓊々杵尊、天照大神の勅を受け、高天原より降臨ましませし時、天神の數々、各其の族を率ひて是れに隨從し奉り、地祇の數々、又各其の族を率ゐて、出で、高千穂の峰に、是れを迎へ奉りき。萬世一系の皇基茲に愈々固く、是れを保護し奉る、天神地祇並に其族、愈々是れに忠實なり。以て皇室は國家の中心となり、以て敬神は萬行の基礎となる。列聖の相承け給ひし御位は、天祖の授け給ひし御位にして、列聖の撫育し給ひし黎民は、天祖に仕へ奉りし、八百萬の神祇に出づ。然れば天津日嗣の御位は、一日も之れを曠うすべきものにあらず。億兆撫育の國政は、須臾も之れを廢すべきものにあらず。先帝崩御の後を享け、皇嗣即ち皇位を繼承し給ふは、實に皇國三千年來の恒例となす。

令義解に「天皇即位謂之踐祚」とあり。即ち即位是れ踐祚にして、萬世一系の皇位を繼承し、天津日嗣の寶祚を踐ませられ、大日本帝國を統治する、國家主權の本

踐祚 即位

即位の禮

位に即かせ給ふを云ふ。而して後、天皇日を定め、儀を整へて、是れを皇祖皇宗に親告し、竝に一般國民に宣誥し給ふ、是れを即位の禮と云ふ。實に皇室の大禮國家の大典となす。

踐祚の由

謹みて踐祚即位のこと其の由來を釋ぬるに、實に皇祖天照大神、三種の神器を皇孫の尊に授け給ひ、此の豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、吾子孫の世々王たるべき地なり、爾皇孫の尊、就て治らせよ、實祚の隆へまさんこと、天壤と與に窮り無かるべしと、宣ひしに始まる。而して列聖相嗣ぎまして萬世一系なり。

古儀の典

謹みて即位の禮に就き、其古儀の次第を按ずるに、上古淳朴の世に在りては、典儀亦極めて簡素に執り行はせられ、踐祚即位の禮其の區別を設け給はざりしこととは、古語拾遺、舊事記等の傳ふる所の、神武天皇即位の叙事に見て明なり。即ち神武天皇、大和の橿原宮に皇位に即かせ給ひし時は、紀伊の忌部は正殿を建て神籬を樹て、八神を率り、天の富の命は、忌部を率ひて、神鏡神璽を正殿に奉安し、天種子命は、天神の壽詞を奏し、可美真手命は、内の物部を率ひて、矛楯を報りて、威儀につき、道臣命、大久米命は、共に大伴部、久米部を率ひて、宮門を護衛しぬ。四方の國、天位の貴きを仰ぎ、率士の民、朝廷の重きを念ひぬ。天智天皇の御代に至り、初めて踐祚の後、時を隔て日を定めて、即位の禮を行はせらる。爾來孝德天皇、文武天皇の御代を経て、儀典漸く整備し、持統天皇の頃

讓位

までは、純粹の國風に據らせ給ひしも、清和天皇に至りて唐制を交へ、服飾、調度、漸く華美となり、貞觀儀式の制定ありてよりは、更に盛儀を極めたりき。中世以後、時勢の降替に伴ひ、儀式に繁簡の差ありしと雖も、大禮に於ては、唐風に據らせ給ひ、近く孝明天皇の御代に及びき。我國皇位繼承の異例としては、孝德天皇の皇極天皇の讓位を受け給ひしを初めとし、爾來受禪の事屢々起り、其例に乏しからずと雖も、這は一時の異例にして、建國以來の恒例には非ざるなり。先帝叡明の資を以て大統を繼ぎ給ふや、百事祖宗の宏謨に遵ひ、明治元年國風に復して、即位の禮を京都に行はせ給ひ、後大憲を制して祖訓を昭にし、典例を頌ちて永遠に率由すべき儀範を垂れ給ひぬ。

登極令

即位の禮は、實に皇室の盛儀國家の大典なるを以て、其期日定まりたる時は、天皇親ら是れを皇祖皇宗の神靈、天神地祇に奉告し、伊勢太廟、神武天皇山陵、

大禮期日

竝に前帝四代の山陵には、特に勅使を派遣し、幣物を齎して、是れを奉告せしめ給ふ。即位の禮を行はせらるゝに先ち、天皇神器を奉じて京都の皇宮に移御し給ふ。是れ神器は皇位と離るべからず、神器の在る所、即ち皇位の在る所なればなり。又即位の禮は、賢所大前の儀及紫宸殿御儀の二を以て其の本體とす。何れも

賢所大前の儀

登極令に定まる所なり。賢所大前の儀は、即位禮の當日、天皇御親ら賢所の大前に於て、皇祖皇宗の神靈に對し、萬世一系天津日嗣の皇位に即き、祖宗の遺業を

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

儀業宸殿の
御親賜の
事

繼がせ給ふ旨を告げ奉り、神祐を禱り、天壤無窮の宏謨に循ひ、列聖の遺業を紹述して、益々國家の丕基を鞏固ならしめんことを誓はせ給ふにあり。次で紫宸殿の御儀あり。天皇紫宸殿に出御、高御座に昇御ありて、文武百官を集めて、皇祖の遺業を紹ぎ、一般臣民を統治し給ふべき天職を享け給へる御事を、中外に宣せさせ給ふ。而して臣民を代表したる、内閣總理大臣の奏する壽詞並に諸員の三唱する萬歳を受けさせ給ふにあり。即位の禮終るや、後一日天皇賢所大前に出御し、御神樂を奏せしめ、神靈を慰め給ふ。次で大嘗祭の御儀あり。是れを訖りて天皇皇后と共に伊勢大廟、神武天皇、御陵及前四代の山陵に親謁ありて、寶祚の無窮を禱らせ給ふ。

大正四年十月十日今上天皇陛下即位の禮を京都に行はせ給ふ。吾人幸にして生を皇上に享け、此の千載一遇の盛典に遭ふ、宜しく至誠を捧げて聖壽の無窮を禱り、邦家の隆盛を祝福し奉るべきなり。

第二節 大嘗祭

大嘗祭

大嘗祭は、天皇即位の後、初めて其年の新穀を以て神饌神酒を調じ、其他の神饌と共に、皇祖天祖大神を始め天神地祇に捧げ給ひ、又御親らも聞食し給ふ御親祭にして、皇室恒例の祭祀中、最も重きものとなし、諸祭祀中大祀と稱するは此

の祭に限れるものとなす。其の準備の鄭重にして、儀式の盛大なること他に其の比を見ず。其の式典は實に我國純粹の古儀にして、萬事唐風に倣ひ給ひし時代にありても、神代ながらの古風を傳へられたる程にして、實に嚴肅を極めしものなり。謹みて此儀の古を按ずるに、大嘗或は新嘗と曰ひて其の區別なかりしが、神武天皇の御代に至りて、年毎に行はせ給ふを新嘗と稱し、代毎に行はせ給ふを大嘗と稱するに至りぬ。蓋し御世始の新嘗は、特に其準備を鄭重にし、御儀式を盛大にし給ひて、御一代御一度の大祀と定め給ひ、毎年行はせらるゝ新嘗祭に對して更に大嘗祭とは稱へさせ給ふ。故に大嘗祭を行はせらるゝ御年には、新嘗祭を行はせらるゝことなし。

大嘗祭の
起原

大嘗は古語に「オホニヘ」と曰ひ、後轉じて「オホムベ」とも曰へり。「ニヘ」は新嘗の約にして「オホニヘ」は即ち大新嘗なり。嘗は秋祭の儀にして借りて以て大嘗新嘗に充てしなり。或は節會の方よりして、大嘗會とも云ふ。此の大嘗祭の起原は、皇祖天照大神三種の神器を皇孫瓊々杵尊に授け給ひ、勅して吾が高天原に御す所の齋庭の穂を以て亦吾兒に御させ奉るべしとて、此豊葦原の瑞穂の國を遠長に知行さん國と封じ給へるを畏み、尊、即ち其年に收穫したる新穀の初穂を以て、是れを天祖に供し、御親らも聞食し、現つ御神の御位に即かせ給ひしことを明にし給ひしにあり。

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

古儀を按ずるに、大嘗祭は、上古の風は極めて簡朴にして、大寶令に載する所の制となり、降りて清和天皇の貞觀式、醍醐天皇の延喜式に至りて其の制愈々整備し、前帝の崩御を承け、新帝、新に帝位に即かせらるゝ時は、諒闇の期満つるの後、大嘗祭を行はせ給ふの例なりしが、武門政權を執るの世に至りては、此儀漸く式微となり、後土御門天皇の正文元年十二月に行はれし後は、兵亂つゞき爲めに中絶すること二百二十年にして東山天皇の貞享四年に至りて、一度再興せられたるも、中御門天皇の御代には、又故ありて行はれず、櫻町天皇元文三年復再興せられ、爾來代々の天皇之れを廢し給ふことなし。

大嘗宮は、悠紀殿、主基殿の二に分たれ、他に廻立殿並に膳屋の設あり。何れも特に御造營あらせられ、共に萱葺、黒木造の古風に據らせ給ふ。大祀の本體は悠紀殿、供饌の儀及主基殿供饌の儀より成り、總て古式に則り、崇高森嚴を極め悠紀殿供饌の儀は宵に於て御親祭あらせられ、主基殿供饌の儀は其の曉に御親祭あらせらる。先帝は、明治四年を以て、東京吹上御苑に之を行はせ給ひぬ。尋で皇室典範及登極令の制定ありて、臣民永く祖宗の恒典を拜するを得、後代絶へず列聖の遺謨を仰ぐを得るに至りぬ。

大正四年十一月十四日、今上陛下は大嘗祭を京都に行はせ給ふ。其の大嘗祭の前一日鎮魂式を行ひ給ふ。此の鎮魂式は、神聖なる大嘗祭を行はせらるゝに先ち

先づ天祖の御魂を鎮め給ひ、以て玉體の安全長壽を祈り給ふの御儀なり。大嘗祭當日には、勅使をして伊勢大神宮、皇靈殿、神殿並全國の官國幣社百七十二社に奉幣せしめ給ふ。此は敬神崇祖の意を申へ、以て其の事を鄭重にし給ふものにして、大奉幣使派遣の古例に則り給へるに出づ。

此の日夕暮れ、陛下廻立殿に御幸あり。齋戒沐浴の上、祭服に御更へ御手に笏を握らせらる。此時なり稻春の歌ゆるく膳屋より開ゆ、是れより陛下悠紀殿に成らせらる、葉薦を敷きたる上を靜に歩ませらるゝ御音、愈々森嚴に、神代ながらの國栖の古歌亦聞へ悠紀地方の風俗歌亦奏せらる。膳屋にて出來上りし神饌、黒酒、白酒は、此所に運ばれて、陛下是れを神々に御供へあり、御拜禮の後御告文を奏し給ひ、茲に御親らも御膳につかせらる。悠紀殿供饌の儀了りて主基殿に御幸あり、同じ儀式の内に主基地方の風俗歌特に靜に開ゆ。御儀全く了る頃夜は灰と明け渡る。

畏しとも畏し齋火幽に、御庭の白砂に流るゝ寒夜、御衣手を夜露に濡らさせ給ひて、御親ら祭事を執らせられ、報本反始の誠を申へ、庶民安穩、國土豊饒を、神々に御祈念ありて、霜天の曉を徹し給ふ。我等國民は慎み敬ひて、神徳の深きと、皇恩の厚きとを感謝し奉らすしてやあるべき。古來輦轂の下に在りては、大嘗、新嘗の夜は、都民寢ずして夜を守り、寒食して火を禁じ、是れを烟止と稱し

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

御親祭の御大儀に御障あらせじと相警めたりと聞く、寔にさあるべき事なる哉。尙ほ當日賢所に於ては、特に大御饌供進の儀を行はせ給ふ。此は大嘗祭に於ては、天皇御親ら天祖を請饗し給ふも、賢所は皇宮内春興殿に御在すを以て特に此所に供饌して、天祖に奉事するの道を苟もし給はざるの御意に出づ。又此の日大嘗祭庭積の御机代物は、是れを諸國より献納せしめ給ふ。此れ亦悠紀主基兩齋田よりの献穀と其主旨を同じうす。始め先帝大嘗祭の時、中山忠能、坊城俊正、福羽美靜、門脇重俊の四卿、上奏して一般臣民より献納する産物を神前に供へ奉らんことを請ふ。御允許ありてより竟に登極令附式の規定により永代の制となる。此度の大嘗祭には、皇土の内残れる隅なく、各府縣、北海道、樺太朝鮮、臺灣より精米一升、精粟五合、宛を供納せしめ之れを本殿南庭の帳殿に安置かしめ給ふ。聖旨の程ぞ有がたき。

第三節 大嘗祭と齋田

大嘗祭には、天祖及天神地祇に供へ給ふ、神饌神酒の御料に資すべき其年の新穀を供納し奉るべき、大嘗祭悠紀主基兩齋田を卜定し給ふ。而して悠紀の齋田より穫たる新穀を以て、悠紀殿の祭儀に供し、主基の齋田より穫たる新穀を以て、主基殿の祭儀を營み給ふ。

齋田卜定の起原は明ならざれども、古は鹿と或は龜とによりて是れを卜定し、此事を名づけて國郡卜定と稱しき。古書に、天武天皇二年十二月に「供奉大嘗中臣忌部及神宮等並に播磨丹波二國郡司又以下人夫等悉賜祿」とあり又紀に五年九月、大嘗の爲に國郡を卜ひて、齋忌には尾張國山田郡、次には丹波國河沙郡の卜食に當りし由を載せたるを見れば、悠忌主基兩齋田卜定の作法、既に此の頃より行はれしこと知るべきなり而して悠紀とは忌清の義なりと謂ひ、又齋忌或「イツキ」「イハヒキ」「ヨマハル」の義なりとも云ふ。主基は禊の曾岐と同じく濯清の義に出ず。要するに何れも神聖なる祭事に供する新穀を奉るべき地方なれば、共に潔齋を意味する語にして、甲乙なきものと解すべし。

兩齋田は皇都の東西にありて全國を代表したるものなりしが、延喜以後は、近江國を以て悠紀の齋田に、丹波備中を交番に主基の齋田に定められ、唯其の國內の郡のみを卜定するの例となりぬ。明治天皇、皇室の諸禮を古風に復され、其の大嘗祭を行はせらるゝに當りては、甲斐國を悠紀の齋田に、安房國を主基の齋田に定め給ひき。登極令に依れば大嘗祭の齋田は京都以東以南を悠紀の地方とし、京都以西以北を主基の地方とし、其の地方は之れを勅定すとあり。附式に齋田點定の儀あり。悠紀主基兩地方卜定の法は龜卜による。

大正三年二月五日、立春第一日の吉日を以て宮中神殿に於て齋田點定の御儀あり。

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

り。神殿の前に幄舎を設け、南面して神籬を奉安し、高案を据へ、其の前に素薦を敷き、庭上に白砂を盛り、卜定の座定まるや、神樂歌を奉し、祝詞を奏したる後、波々迦木の神火、高く燃え上るを待ち、龜甲四枚を此の神火にかざし、甲の龜裂の方向によりて卜合したる結果、悠紀の地方は愛知縣に、主基の地方は香川縣に勅定あらせらる。

悠紀主基の地方既に勅定あらせらる。即ち宮内大臣は其の地方長官をして、齋田を定め、其の所有者に對し、新穀を供納するの手續を爲さしめぬ。而して此の光榮ある選に當りしは左の二となす。

悠紀 齋田

愛知縣碧海郡六ツ美村大字下中島字上九の内四段歩

其所有者

同 村 早川定之助

主基 齋田

香川縣綾歌郡山田村大字山田字田頃四段四歩

其所有者

同 村 岩瀬辰三郎

式 齋田拔穂

齋田の稻實成熟の期至りたる時は、勅使を派遣し齋田に就き、拔穂式を行はしめらる。勅使は所謂拔穂使なり。拔穂式は、齋田の西に齋場を設け、此所に神殿稻實殿及饌殿等の齋院を建て、是れを行ふ。古は八月神祇官に於て、宮主卜部の中より拔穂使を卜定して、兩齋國に遣はされぬ。拔穂使其國に至れば、國司と共に齋郡に赴き、郡司百姓を集へ、大祓を修し、齋場に齋院を建つ、九月に至り川

邊に於て拔穂式大祓の儀を行ひ、齋田に入りて御稻を抜き取る、訖れば若干束をなして齋院に乾し、先づ抜きし四束を別に納めて、供御の飯に擬し、自餘を黒酒白酒の料に擬し、一束宛籠に盛り、二籠を一荷とし、荷毎に足を着け編茅を蓋とし、神を挿し、木綿を着け、駈使丁に荷はしめ、卜部國郡司等前後を檢校して、是れを京に輸しぬ。されど登極令附式に所謂齋田拔穂式の儀は單に儀式に止まり供納すべき米は精米の後、是れを京都に輸すものとなす。

第二章 悠紀齋田の儀

第一節 悠紀齋田の點定

大正三年二月五日、宮中神殿に於て齋田點定の御儀あり。其の結果悉くも我愛知縣を悠紀の地方と勅定せらるゝの光榮に遇ひ、縣民皆感激歡喜謹みて此の大任に膺り、以て聖旨に副ひ奉るべく、縣は直に齋田地の選定に着手し、仔細に其の要件を定めて、各郡市長の調査報告を徴し、候補地十一を得たり。中に就き實地調査の結果、六候補地を選び、更に之れを三とし、知事は自ら之を踏査し、農商務省と協議の末、三月六日名譽ある悠紀齋田は茲に其の位置を決定せられぬ。

告示號外

悠紀齋田の點定

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

來る十一月十三日行はせらるべき大嘗祭の悠紀齋田は左の通り相定む
 大正三年三月六日 愛知縣知事法學博士 松井 茂

- 一、齋田の所在地 愛知縣碧海郡六ツ美村大字下中島字上丸之内
- 二、齋田の面積 四反歩
- 三、齋田の所有者 愛知縣碧海郡六ツ美村大字下中島五十九番戸
 平民農 勳七等 早川定之助

翌三月七日知事は齋田點定の公示をなし、並せて左の心得書を齋田所有者早川定之助に交附せり。

心得

- 一、齋田の取扱耕作等に關しては總て縣の指揮を受くること
- 二、供納すべき新穀は白米一石とす
- 三、供納の日は大正三年十月十八日迄とす
- 四、供納の場所は京都皇后内宮内省出張所とす
- 五、其他供納に關する手續は總べて縣の指揮を受くること

斯くして齋田の點定さるゝや、早川定之助氏は村民の助力を得て、注連繩を調製し、自己屋敷内の竹藪より清淨なる青竹四十本を切出し、笹着きの儘之に注連繩を張りて、齋田の周圍百五十間に立て廻はし更に竹柵を設けぬ、此の未曾有の光榮を浴せし村民は、宛然欣喜の色眉間に溢れたりき、縣に於ては悠紀齋田委員を設置し、石原内務部長を委員長に、其他井深碧海郡長以下各委員を任命しぬ。六

悠紀齋田
 點定地
 状況

奉料者

六ツ美村に於ても亦齋田委員を設置し、野々山卯三郎氏以下數名を委員に擧げぬ。郡に於ては各町村に對して通牒する處あり、縣に於ても諭告する所あり、以て我が愛知縣が神慮に基き悠紀の地方に勅定せられ、此の大典に於て、用ひさせ給ふ新穀を供納すべき、大命を拜し得たるは、實に無上の榮譽にして、又至大の責任なることを知らしめ、悠紀とは潔齋の儀なれば、土地の所有者たる者は宜しく神祇に奉仕する心を以て農耕に従ひ、隣保は同一の心を以て之れを扶け、一般縣民亦協同恪勤、摯實、醇厚の美風を作興し、悠紀の地方として無上の榮譽を全ふし至大の責任を果すべく、懈怠なからんことを諭さる。誰かは此の趣旨に戻ふべき六ツ美村青年會員並に在郷軍人會は一致協力先づ齋田警備の任に當りぬ。

三月二十七日、郡に於ては、齋田を耕し奉るべき齋田奉耕者選定に着手し、郡内各町村長へ向け左の通知を發しぬ、
 大嘗祭悠紀齋田を本郡六ツ美村大字下中島に點定相成候に就ては、廣く光榮に浴せしむるの主旨を以て、優真なる青年男女を選抜し、耕作に従事爲致度候間、貴部内に於ける該當者二三名御選拔、左記事項詳細御調査の上、本月末日迄に御内申相成度候也。
 追て期中に御申出無之候節は該當者無之ものと認定可致探否は來月中旬に御通知可致候間、御了承相成度爲念申添候。

資産	教育	素行	技藝	家庭	表彰	身分	住所	氏名	年齢

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

備考

資産は大地主、地主、自作、自作兼小作等の區別、技藝は、織仕事、苗取、田植、除草、刈取、架掛、調製等特に巧なる事項、家庭は家族何人にして、戸主何男何女の區別、表彰は何農會、青年會、小女會等に於て表彰せられたるにあらは其の事實、女子に對しては未婚、既婚の別記入を要す。

知事以下各員は、或は齋田に出張して訓示をなし、或は講話をなし、又縣及郡に於ては技師技手を齋田に遣して、村民及青年會員、在郷軍人會員等の助力を得て、道路の修繕をなし、齋田附近の整理をなし、或は用水路の検査を爲す等、悠紀齋田に係る計畫、着々として其の歩を進めぬ、

圖らざりき四月十一日、皇太后陛下崩御あらせられし報あるや、内外齊しく悲歎の涙に暮れ、國民皆大喪に服することとなりぬ。同日官報號外を以て、即位の禮及大嘗祭は、之れを曩に勅定の日に於て行はせられざる旨告示せらる。更に悠紀の地方齋田の地に於ては、此の名譽ある齋田の點定を、爲めに取消さるゝことあらば如何にすべきかと、人皆痛く憂慮しぬ。然るに同月十五日、宮内省より即位の禮及大嘗祭は、十一月に於ては行はせられざることに定められたるも、大嘗祭の齋田は、曩に勅定の儘存置のことに決定せし旨通牒あり、次で同月十八日、愛知縣知事より、悠紀齋田所有者早川定之助氏に對し、農第二二五六號を以て右と同旨の通牒ありき。是れを聞くや、齋田の地に於ては、人々始めて愁眉を開き、

大喪

一先づ齋田の計劃を中止し、謹で國の大喪に服しぬ。

第二節 齋田地附近の概況

六ツ美村

悠紀齋田點定の地、碧海郡六ツ美村は、上古宇麻志麻治命の後裔、三河國造知波夜命の治下に在り、後玉柱屋姫命に治めらる。王朝の比は三河守源兼信、同大江定基、同源頼綱等の治下にあき。後鎌倉の頃は三河守源範頼、梶原景時、守護分國奉行安達盛長等に統治せられ、下つて戰國の世となりては、吉良、西郷、斯波、鶴殿、大久保、板倉、水野、松平、鳥居、等の諸族に屬し、徳川幕府の時代は、本多、板倉、笠原等の諸家に領せらる。明治昭代を経て大正の御代に至る間は行政區劃の變更數次にして、近くは明治卅九年、糟海、中井、青野、令歡木、占部、中島の六ヶ村合併して一村となる、六ツ美の稱は地の利と人の和とは遂に一團となり、和衷共同して睦合ひ自治の發達を期する謂に出づ。

六ツ美村の位置

其の位置 碧海郡の東南端に位し、東と北は額田郡に、南は幡豆郡に境し、西は川を隔て、矢作、櫻井の兩町村に隣す。象頭、最明寺、萬燈等の青巒東に起伏し、淺井、大郷、八ツ面等の諸山は西南方を點綴す。又往古日本武尊の矢を矧がせ給ひし矢作川の流は、本村西域を走り、筏の下るあり白帆の上るあり、かゝる山水の間に、天然の一區劃を爲せる一千餘町歩の地は、平坦且つ肥沃にして、加ふ

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

るに灌溉排水の利便多く、農耕最も盛なり。
 土質は第四紀新層沖積層に屬する砂質壤土にして、肥沃なるを以て各種の作物を栽培するに適す。灌溉水は何れも矢作の清流を以てし、占部、高橋及高落の三用水路あり。排水極めて便利にして、安藤川の改修以來、悪水の排除極めてよし、總戸數千六百七十五、人口一萬八千五百七十七、多くは農家にして耕田の面積は九百六町餘、畑三百八十町歩を有し、村内殆んど隈なく二毛作行はれて、麥及菜種を栽培し、又牛耕盛に行はる。米を主なる産物として、麥、蕎麥等に次ぐ、春より秋にかけて、農家は四回若しくは三回の養蠶をなす。其上簇期に至りては、全家を蠶に明渡して露宿するものも多し。繭の産額は實に十數萬圓に及べり。寒月、牙ゆる夕、霜凍る朝、村内到る所に聞ゆるは、勤勉なる村民が、農閑時の副業として、蓆織る篋の音なり。藁叩く槌の響なり。此の音此の響は年額一萬圓の蓆となりて、廣く地方に使用せらるゝなり。又近時養鶏次第に隆盛に赴き、鶏卵の如きも共同販賣をなし、村の重要な産物の一となれり。一ヶ年農産物の總生産額は六拾六萬圓に上る。

西は矢作川に白帆去來して舟楫の便あり。東は東海道線の岡崎驛に近く、同驛を起點として西尾町に至る西尾鐵道は、東より南に廻りて村内に中島驛及占部停留場あり。又岡崎町より西尾町に通ずる縣道は、村内を南北に貫通し、郡道は東

西に通じて、西に美矢井川の長橋ありて、安城知立に通ず、實に四通八達して、交通の便最もよく備はれり。

明治二十三年耕地整理規則の發布せらるゝや、直ちに工事を起して先づ第一に收め得たるは本村大字下中島なり、爾來各大字續々之に倣ひて、今日にては整理地の面積は實に五百町歩に及べり。

村内に三ツの小學校あり、第一尋常高等小學校は中央部にありて兒童數五百七十外に晝間の農業補習學校二學級を附設す。第二尋常高等小學校は北部にありて兒童數四百八十、第三尋常高等小學校は南部にありて兒童數三百七十、三校互に相提携して教育の進歩を圖れり。殊に就學並出席の督勵に意を用ひ、其結果就學並出席歩合良好なり、從來各小學校に農業補習學校を附設し、補習教育に力を注ぎつゝありしが、今回學則を變更し晝間の授業となし、修業年限三ヶ年、毎週の授業時間三十六時間、以て完全なる農村公民を養成することとせり。

尚ほ村内には村農會あり、村教育會あり、産業組合あり、其他青年會、在郷軍人會等ありて、一致協力、善く圓滿なる進歩發展を遂げつゝあり。

第三節 悠紀齋田記事

大正四年四月十二日、諒闇の雲晴れて春光初めて麗はし。大禮使官制の公布せ

縣委員

悠紀齋田奉贊會設立

奉贊會郡會

水口祭 祝式

式納穀示達

第二編 大嘗祭悠紀齋田點定紀念編

らるゝや、縣は曩に選定せる悠紀齋田に關し、改めて諸般の設備に着手することとし、耕作及供納に關しては、縣は直接齋田所有者を指揮監督する爲め、内務部長を齋田に關する委員長とし、警察部長を同委員副長とし、委員補助十五名を指定して、主として之れに當らしむ。尙別に同月十七日、齋田所在地碧海郡六ツ美村を中心とし、有志より成れる悠紀齋田奉贊會の設立するありて、愛知縣知事を總裁に戴き、碧海郡長を會長とし、庶務、式典、接待、警備及會計の五部長、其の事務を分擔し、委員は其下に分屬するの制とし、他に知事より指名されし同會顧問二名あり、縣の監督の下に、着々齋田に係る、各種の施設に奔走せり。尙同月開會の臨時郡會にては、先に既決せし豫算齋田費裏費を、悠紀齋田奉贊會補助費に更正すると同時に、金壹千圓を増額し、合計金貳千圓を同會に補助することに満場總起立の中に敬意を表しつゝ議決しぬ。

四月二十二日、齋田地に於ては祝式を翌二十三日には水口祭を舉行されぬ。五月三日、本縣廳に於て、納穀示達式舉行に就き、本縣知事は齋田所有者早川定之助、齋田所在村長早川龍助兩名を招き、其他の諸員參列の上示達式を執行し、示達書を交付せらるゝ、左の如し。

愛知縣碧海郡六ツ美村大字下中島五十九番戸
平民農勳七等 早川定之助
慶應二年九月生

齋田主に對する命令書

大正三年三月六日示達したる其所有地、碧海郡六ツ美村の悠紀齋田より供納すべき新穀は、白米一石にして、供納すべき期日及場所は左の通り心得へし、
愛知縣知事法學博士 松井 茂
大正四年五月三日

一、供納日、は大正四年十月十八日迄とす
一、供納の場所は京都皇宮内臨時宮内省出張所とす
五月二十六日に至り本縣知事より齋田主に對し、更に左の命令書ありき、
命令書
愛知縣碧海郡六ツ美村大字下中島五十九番戸
平民農勳七等 早川定之助
慶應二年九月生

本年十一月十四日行はせらるべき大嘗祭に際し悠紀地方より納付すべき玄米白米藁を供納すべし
但し左記の通心得へし

- 一、玄米 六 升
- 悠紀齋田より收穫したるものにして納期を十月末日迄とす
- 一、白米 若干
- 悠紀齋田より收穫したるものにして納期を十月末日迄とす
- 但數量は追て通知すべし
- 一、藁 八百五十枚
- 悠紀齋田の藁を用ひ不足を他より補ひて製したるものにして藁の大きさは巾は可成廣く長さ六尺位とし納期を十月十日迄とす
- 一、藁 七百束(束の周圍約三尺)

第二編 大嘗祭悠紀齋田點定紀念編

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

悠紀齋田の業に不足を他より補ふこととし納期を十月十日迄とす
一、供納の場所は京都皇后内宮内省出張所とす
其他納期に關しては總て縣廳の指揮を受くべし
大正四年五月二十五日

愛知縣知事法學博士 松 井 茂

御田植式

奉賛會と
縣費補助

奉賛會の
事業

供納田拔
式

六月五日御田植式を舉行せられ、本縣松井知事以下來賓一千名に達し、一般拜
觀者十三萬人を越へ、式終りて御田植執行あり。絹雨靜に注ぐ中に、男女奉耕者
は、謹みて今年の早苗を植付けぬ。翌六日其翌七日、引續き御田植を執行せらる
六月十八日日本縣指令農第二一四號を以て、縣費補助金貳千圓を悠紀齋田奉賛會
に交付せられ、同時に悠紀齋田奉賛會は、其の目的を達すべく、齋田式御田植
式を舉行し、齋田を説明すべき書冊、齋田の經過を記述したる書冊、繪端書を發
行し、潔齋所、見張所、收納舎、農具舎、調製舎、竹柵門、標識、注連繩を建設
し、耕作並に調製従事者に、一定の被服を給與し、齋田及用水路に警備人を置き
齋田の基礎工事及拔穗式附隨の施設をなし、其他知事の承認を受くべき事項に關
する規定及知事に於て必要ありと認めて發したる命令は是れを遵守すべき旨の命
令書を交付せらる。

六月十九日供納田の式あり、六月三十日は大祓に付き、齋田所有者奉耕者其
他奉賛會、關係者一同、午後六時より、矢作川美矢井橋の東端大聖寺河原に於て

齋場地鎮
祭

大祓式を舉行せり。

悠紀齋田の稻は青々と涼しく、心地よき色に伸びて、既に穂を孕みぬ。八月上
旬、大禮使事務官木子敬三郎氏齋田に出張檢分さるゝ所あり。越へて十四日齋場
地鎮祭、祭官子爵川館掌典一行は、岡崎驛に到着、休泊、翌十五日、齋田地に到
り、齋田地鎮祭を執せらる。式は午前八時半に始まり、一時間にして終りぬ。
此の日丸茂本縣警察部長、井深本郡長以下、各員を始め、早川六ツ美村村長、早
川齋田所有者、奉耕等式場に參列し、六ツ美村役場員、在郷軍人、青年會員、
小學校職員生徒を始め一般拜觀者數百名なりき。同月二十九日金子大禮使書記は
土田大禮使雇の案内にて齋場建築物を視察せられ、九月一日土田大禮使雇は大聖
寺河原の大祓場を實地踏査せられ、九月四日加瀬大禮使書記は齋院建築工事監督
並に大聖寺河原大祓場檢分の爲齋田地に出張せらる。

拔穗式
大祓ひの
儀
祝穗式

萬燈山上秋色見へ初めて、悠紀齋田拔穗式は、愈々數日の後に迫りぬ。悠紀の
稻見事に實りて、黄金の波を漂はしぬ。六ツ美村なる齋田の地に於ては、大禮使
書記、縣委員、奉賛會委員等協力一切の準備を整へて、拔穗勅使の下向を今かと
待ちぬ。九月十九日拔穗使北郷掌典、其他の一行は、同日午後四時安城驛に到着
安城町役場内なる齋館に入りて休泊さる。翌二十日は緋の袍、垂纓の冠、矢作の
清流に臨み、大聖寺河原に於て、拔穗式大祓を執行し、人間の罪と此の世の汚れ

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定紀念編

とを、根の國底ツ國へ流し給ひ、式終りて六ツ美村なる齋館に入りて休泊さる、
明くれば二十一日は、悠紀齋田最後の式典拔穂式の日なり。此の日式は最も崇嚴
に執行されぬ。

第四節 悠紀齋田の主なる式典

一、悠紀齋の祓式

大嘗祭悠紀齋田の祓式は、四月二十二日午前十時半より、三河碧海郡六ツ美村
大字下中島字丸之内に於て舉行せられぬ。夜來の豪雨霽れて空も長閑に、齋田に
近き四方の山は翠將に滴らん許りなりき。潔齋所の設けある齋田事務所より齋田
に至る迄の道路には、軍服又は和服に會員章を佩たる在郷軍人、一間宛を隔て、
佇み、道行く人々を改て警戒いと嚴重なり。新しく敷詰めたる、小砂利を踏み行
けば一足毎にざくざく音して踏み心地よきに、既に敬虔の念を起さしむ、齋田は青
々したる竹の矢來に圍まれ、近く淺井山の翠巒と相對す。道路に沿ひて南面した
る正門勅使門前に祭壇あり、來賓席之に連る道家農務局長香川縣知事代理松井愛
知縣知事を始め十數名の來賓及神服を纏へる村長早川龍介氏威儀を正うして控ゆ
來賓席を少し隔て、一方には白の單に、緋の underwear を着け、淺黄のタツツケ女は丸
袖に緋の袴下衣藍を穿てる百餘名の奉耕者及一般來賓あり、諸學校生徒其の周圍

齋田投式

播種式

に參列す。纏て、長阪大岡神社々司祭壇に進み、祓詞を奏して元の座に復するや
齋官の一人は大麻を取りて來賓及神籬神饌齋官を祓ふ。續いて又壇、湯を執つて
祓ふ事前に同じ。かくて一同最敬禮の裡に降神の式を終れば、嘯唳たる樂の音起
り、齋官進んで神酒、神饌を供ふ。供饌終り樂の音止むや、齋主神山知立神社々
司、シヅ／＼と祭壇に歩を進め恭しく齋田祓の祝詞を奏して退く。續いて齋田委
員長代理石口本縣理事官及來賓道家局長以下玉串を献げぬ。次に二人の齋官大麻
を取つて祭壇を中央に左右に分れ、最初南より北面して齋田を抜ひ、次で四方よ
り齋田を祓ふ、更に鹽湯を以て同じく祓ふ。やがて又樂の音して神饌は齋官によ
りて撤せらる。かくて悠紀齋田祓式は、平和と壯嚴の氣の中に終る。時に午前十一
時二十分

二、播種式

四月二十三日播種の式行はる。此日午前六時、耕作従事者男十三名女八名は、
各々所定の服裝を着け、新緑滴らんとする社前に立ちて、森嚴なる祓を享け、齋
田地に向へば、正門前には既に祭壇の設ありて、茲に水口祭の儀あり。播種了り
て、豊稔祈念祭あり。時に午後五時。

御田植式

三、御田植式

六月五日を以て莊嚴なる御田植式を舉行せらる、式場は齋田正門に接し、南面して神籬、祭壇、其他附屬の建物設へ、其前面左右に一千人を容るべき幄舎兩棟を建て、祭壇兩面に齋竹注連繩にて、約二反歩の地を劃して廣庭を設け、潔齋所に充てたる村社八幡社境内より式場に達する東西二條の通路に、踏めばさく／＼として清々しき迄に白砂を敷き、諸般の設備いと嚴かなり。此日夜來の雨名残りなく霽れ、南の風雲を送れども、薰風麥隴の波を立て、長圓寺山の翠巒は、漸く夏深からんとすなり。

定刻前一般參觀席は神宮皇學館、縣立第二三各中學校、女子師範、郡内各學校生徒約七千人、青年會、在郷軍人會員約三千人、一般參觀者約一萬人并々として詰掛く、午前九時三十分湯地委員長以下各委員、其他來賓夫々所定の位置につけば、齋主岡部熱田神宮々司は、卅餘人の祭員俗人舞人を従へ式場に參着、松井知事以下各關係者、植女、耕作者等の入場を俟ちて大麻行事鹽湯行事ありて後、神山副齋主、降神の祝詞を奏し、奏樂中に、和稻を始め十餘臺の神饌を供し、次いで岡部齋主祝詞松井知事以下玉串を奉獻の後、田植の舞に代へたる倭舞に移りぬ次で齋主知事並に關係者は耕作者二十九名植女十九名を率ひて式場より齋田に進む。

田植を行ふもの男女各十二名、苗取男六名、女三名、唄方男女各四名、太鼓一

四、拔穂式

名、苗配り六名、各部所に着くや、先づ「デデンデン」と打つ太鼓の合圖に、田を植うべき耕作者植女は打連れて田に下り、一齊に田植歌を唄ひ出せば、太鼓方之に合せて太鼓を打つ、太鼓の調子毎に一株宛の苗を植え、齋田東南の一號田中央より、頭を東にして西へ西へと植へ、下かる事、約三間、豫定の植付終るや、植女の一隊は中央標識の下に二列となり、節面白く田植唄を合唱しつゝ、腰を撓め双手を左右に振翳し、五歩に一回轉をなし、手足の振り鮮かに踊りながら、齋田より式場に復歸し、之にて田植式を終る時に午後零時二十分

當日式後齋田附近に於て寄贈煙火を放揚す。頗る盛にして此地方としては前代未聞の出人出をなし、其數無慮五萬餘と註せられき。當日植へられたるは其一部にして、猶殘部の田植は五、六、七日を以て行はれたり、最後に祭祀ありて式を終る。

河原の砂は玉を篩て敷けるが如し。參集所の繞りに張りたる鯨幕は、初秋の河風に煽られてハタ／＼と波打つ。齋場には木の香新らしき高案を並べたるのみ。其繕はざる所に自ら莊嚴の氣満つ。午後二時半大禮使、高等官、仙石、阿部兩事務官は錦輝燦爛たる小禮服にて先着し、次で燕尾服の松井知事をはじめ着床、次で拔穂使の參着を待つて、松葉色の布衣着たる星野掌典補、大被式の詞を讀む。拔穂使、大禮使、高等官、松井知事以下を被ひ、次で二名の掌典補は、被所より河に進む。ザク／＼と砂を踏む音、澄み切る秋の空に冴へて、いと々神々しく、並居る諸人感に打たれて咳だにする者なし。聞ゆるはた々琴瑟を繰るが如き川音の聲のみ。掌典補岸に繋げる船に上れば、雜色來りて船を中流に進む。掌典補大麻贖物を河中に投じて、人間の罪と汚れとを根つ國底の國に流して茲に目出度大被式を終る。時に午後三時半。拔穂使六ツ美村に向ふ此の日沿道の町村、戸毎に國旗を掲揚し敬意を表し、郡内青年團、在郷軍人、夫れ／＼拔穂使を送迎せり。拜觀者一萬以上に達す。

拔穂式

翌二十日悠紀齋田拔穂式場に於ては神代の面影偲ばる、黒木の柱に草葺の屋根、周壁には近江莖を張りたる二間に二間半の神殿、其右側には神饌殿、左側には稻實殿、之れと並で參列員の幄舎二棟あり。何れも古代の式にて其周圍を矢來にて圍み齋竹に注連を張りて木綿をかけたる櫛を四隅に樹つ。松葉色の布衣着けたる掌典補は、朝未明より之れが舗設に従事せり。正面の神殿には眞櫛を樹て神殿前に木の香新しき高案を置き、齋院の舗設成れる比ひ、小禮服を着けたる仙石大禮使事務官の指示にて松井知事其他の縣高等官を始め井深郡長、太田主、雜色等設けの席につく、待つこと暫時緋の袍に垂纓の冠を戴ける拔穂使北郷掌典は四名の警部に警衛せられ各掌典補及雜仕を随へ式場に着床、星野掌典補祓の詞を奏し、次で二名の掌典補は齋田、神殿、神饌殿、稻實殿並拔穂の器具を被ふ。降神の式ありて後掌典補、神饌殿より御酒、御饌、鰯の廣物、鰯の狭物、奥津藻菜邊津藻菜、甘菜、辛菜の供物を取出し、四名の掌典補より神前へ傳供せられぬ。是次で拔穂使徐ろに神前に進み、拍手高らかに打つて恭しく祝詞を奏して退く。是に於て拔穂使、松井知事に拔穂を命ずれば、知事は更に之を太田主早川定之助氏に傳達す。白丁に黄の單衣の下衣を着けたる太田主は、雜色十名を従へて稻實殿に進み、太田主は三寶を取出して捧持し、雜色は手に手に鎌を取り出で、齋田に向ふ。其處には絶大の光榮を荷へる悠紀の稻見事に實りて黄金の色穂フサ／＼し太田主は雜色と共に三名宛(一組は二名)四方に分れて齋田の四方(東西南北)四箇所より周圍一尺四束を刈り取り之れを三寶に戴せて、齋院に持ち歸りて、神前に供へ其旨を知事に申す。知事は之を拔穂使に執奏し、拔穂使乃ち刈稻を檢分す。檢分終るや太田主は稻を稻實殿に納む。次で松井知事以下參列員一同拜禮し終るや、

太田主雜色を率ひて參拜、此時齋院門前の奉耕者一同拜禮す。それより掌典補神饌を撤し、拔穂使昇神の祝詞を奏して、茲に全く當日の式を終る

五、新穀供納

新穀は之れを精米して五個の唐櫃に奉安し、知事の下檢分を終り太田主早川定之助之を奉じて安城驛より汽車にて西下十月十六日京都御所内宮内省出張所に到着市來宮内書記官の檢分を終り午後二時半目出度齋庫内に供納しぬ

第五節 齋田に關する施設

齋田の區劃

齋田の區劃 齋田四反歩は、幅一間の十字路を以て之を四區に區劃し、一號田より四號田に至る。周圍一間幅は之を不淨除とし、其内側約四尺を矢來敷並に通路となすを以て、本田各區の耕作地反別は七畝十五歩宛なり。門及竹矢來 南面中央に正門を設け、東面及び北面の中央には耕作に従事するもの、出入すべき通用門あり、門は黒木造とし、觀音開の門扉を附す、竹柵は高さ六尺二寸の矢來形とし、其延長百二十八間、齋田の外廓には二間毎に葉付の齋竹を樹て、之に注連繩を張れり。標識 齋田中央には幅三尺五寸高二尺三寸制札型の標識を建て、正面中央には大

標識

嘗祭悠紀齋田の七字を謹書し、兩側に位置及反別を記し、裏面には年號及齋田所有者の氏名を記せり。尙四隅には五寸五分角の標柱を建て四面には大嘗祭悠紀齋田の文字を書き、根元に榊を植へ皮付松丸太を用ひて根固をなせり。

右標識の材料は總て篤志者より提供せる清淨なる檜材を用ひ、潔齊したる場所に於て、信用厚き工匠に謹製せしめたるものなり。

收納舍農具舍 作業用の建築物は、收納舍一棟、農具舍一棟とし、何れも八幡社境内に在り、收納舍は、間口六間半奥行三間此建坪十九坪五合、正面に板屋葺庇四尺二寸を附し、農具舍は、間口四間奥行二間半此建坪十坪にして、二室に分たる、右二棟共十尺建にして屋根は萱葺の切襖造り、壁は眞壁にして、正面を兩戸とし、周圍を硝子窓とせり。

潔齋所

潔齋所 齋田耕作従事者の潔齋用として、附近に新に井戸を掘鑿し、方一丈の屋形を設け、別に間口六間奥行三間の潔齋所あり。

其他の設備 齋田及用水の警備に従事する者のために、見張所二ヶ所を置く、一は齋田地の東南隅に、他は大字福桶地内の用水堤防に、而して共に九尺二間の萱葺とす。なほ參觀人の便を圖らんがために、附近各地に指道標及參觀人心得を掲出し、東に八幡社々前に間口三間奥行二間の休憩所境内に天幕張の休憩所を設く氣象觀測用としては、別に十五坪の地をトして百葉箱を設け、觀測器具を備へて

氣象觀測所

奉許者

毎日二回氣温、地表温度、降水量、風向等を觀測し、縣立測候所と連絡を保ちて天候の異變に備へ、構内には害虫豫察燈一個を備へて、日々之に集まる稻螟虫等の數を検し、其多少を考察して、害虫驅除施行上機宜を失せざらん事に勤めたり耕作従事者 耕作従事者の選定に就ては、特に慎重なる注意を拂ひ、且汎く之が光榮を分たんが爲め、郡内各町村に於ける青年會員、處女會員又は篤農者にして地方に於て信用篤き篤行者中より選抜することとしたるに之が選に與らんと志願する者數百名、中につき町村長の意見に徴し、本人の資産、教育、素行、技藝、家庭、經歷等につき調査を重ね、優秀なる者を選抜し、細密なる健康診斷を行ひたる上男九十一名女三十名を採用せり

服裝

之等は各自就業の日を定め、定日に至れば未明居村を發して齋田地の潔齋所に集り、身體を清拭し作業服を着し、通用門前の盥水を以て清祓を享け、謹嚴熱誠以て其任に當りぬ

服裝 齋田地に入るには、一般に禮服又は作業服を用ふることとし、齋田所有者はセイゴ地、白の淨衣を着け、烏帽子を冠り、耕作従事男は赤の下衣に白丁を着け、白の短袴を穿ち冠をかむり水色の脚絆を用ふ。耕作従事女は下げ髪とし、上衣白に緋の袴を用ひ、白の脚絆を穿つ、なほ補充として藍色地に菊菱と、稻の丸とを型染にせる古代模様の上衣を用ひしめ、之れには赤の袴に茶と白の手網染の

警備

帶を纏はしめ、並に菅笠を戴かしむ

警備 警備區域は齋田を中心とし、東西三丁南北三丁とし、見張人は晝間二人、午前七時より午後四時迄、六ツ美村青年會員三百七十五名夜間三人、午後七時より午前七時迄同村在郷軍人、會員百九十三名、一時間毎に輪番交代して之に當り同時に齋田用水たる高橋用水沿道の主要場所には、標札を建て注連繩を張り、是が見張は六ツ美村民晝間四人、夜間六人交代して之に當り、水源地より齋田に至る間一里を絶へず巡視して、用水路の清淨を保つ。

第六節 齋田に關する作業一斑

種子

種子 齋田に栽培すべき水稻種の撰擇に就ては、慎重審議の末萬歲種を以てする事となれり、本稻はもと郡益と稱したりしも、今回の名譽を永遠に記念せんが爲め、聖壽の萬歲を祝し奉らんとて新に萬歲の名を附したるものにして、元來島根縣に於て、地方原種に改良を加へ、明治十七年に至り漸く選出したる一品種なるが、其特質、稈長きを以て倒れ易く、且つ螟虫の被害多き欠點あれども、無芒中粒、品質優良なること他に比類なく、蓋し早稻種中の逸品なり。始め本郡、其他西三河に栽培せられ、熟期は年に依りて多少の差はあれども、農事試験場既往十ヶ年の成績によれば、早きは十月二日にして晩きは十月十四日なり、今回の種

第二編 大嘗祭悠紀祭田點定記念編

一三〇

子は農事試験場に於て採取せる純粹系統のものを用ひ、比重一・一四の食鹽水にて選別し、充分に洗滌したる上浸種せり。

農具 農具の選定には製作者の身元、經歷、技術に重きを置き、調査の末數名を選定して製作を命じたり。用命を受けたる者は皆特に優秀の職工を擇び、齋戒沐浴、製作場を清掃し、或は特に祓除を爲し、注連繩を張り、材料を擇びて、之が製作に従ふ。其他農具を謹製して其採納を申出づる者頗る多く、蓆繩の如きは、總て昨年齋田地に於て收穫したる藁を用ひて六ッ美村青年會員の謹製したるものなる。

浸種 清澄なる水中に五晝夜浸漬す、容器は本桶とし時々水を取換へ。都度攪拌して平等に飽水せしむ、播種の前日正午頃籾を揚げ箆に入れ、室内に置き萌芽せしむ、

苗代肥料 一坪につき鯨粕三合、藁灰三升の割を以てし鯨粕は之を粉細し、藁灰は三分目位の篩にて篩ひ共に均等に撒布す。

苗代整地施肥 苗代は幅四尺の短冊形となし、周圍に低き手畔を設け、相互の間隔を二尺とす、整地は播種八日前四月十六日より行ひ、先づ土塊を碎き均平した

る後區劃をなし、手畔を作り、之に藁灰を撒布して淺く耕起し、水を灌ぎて土を練り、平鍬にて表面を均らし、鯨粕を施し、小間浚を以て淺く土をかき、再び平鍬にて均らし少しく灌水したる儘放置す。播種前日に至り一旦排水し小間浚にて淺く床面を掻き、更らに鍬又は均し棒にて充分均らしめたる上、一寸許り水を満へ、翌朝下種す、

苗代歩數及播種量 苗代は本田一反歩に付廿三步の割合とし、一坪に付浸種後の籾二合を播下し、竹箸にて籾を齊一に行き渡らしむ。

苗代灌排水 播種後三日間はやゝ深水に保ち、種子の萌芽するに至りて毎日午前十時頃排水し、田面を温め、午後四時頃温き水を灌漑す。但し風雨の日は終日深水を保たしむ。かくすること十日許苗伸長するに至り常に淺く灌水せり。

本田整地 本田は四月中旬に打起し、挿秧四五日前鋤返し、刻み藁灰を施用し、挿秧の前日灌水し、一旦荒代播をなし、鯨粕、過磷酸石灰を施し、再び代播をなし、區劃を整理して、挿秧に供す。

苗取選別 數本宛丁寧に抜取り、よく根を洗ひ後不良苗を除去す。

挿秧、株數、及苗數 一坪に付五十四株(縦一尺横六寸六分七厘)一株の苗數八本肥料 左の如し

一	號	田	銚	十一貫	過磷酸石灰	五貫	藁灰	二十貫
二	號	田	同	十一貫	同	同	同	同
三	號	田	同	八貫	同	同	同	同
四	號	田	同	七貫	同	同	同	同

除草 五回とし左の時期に行ふ

一	番	除草	(雁爪打)	六月二十日
二	番	除草	(手取)	七月二日
三	番	除草	(同)	七月十日
四	番	除草	(同)	七月二十日
五	番	除草	(同)	七月三十日

灌溉水

灌溉水 生育中は絶へず淺水とし、田面を温め、肥料の分解を促し、九月上旬に至り落水し、各田の周圍に淺溝を設けて田面の乾燥を計る。
病虫害の防除 苗代本田を通じ、病虫害の發生の時處置す。
稻螟虫に對する驅除の豫防左の如し

- 一、移植十日前より六月三十日迄に數日被害莖切取を行ふ。
- 一、誘蛾燈數個を具へ、螟蛾を誘殺し、且つ豫察燈を點じて、蛾の發生の時期程度

を檢す、

- 一、六月二十一日より七月三十日迄に數日被害莖切取を行ふ。
- 一、八月二十五日より九月十日迄五日毎に被害莖を切取る。

收穫 九月二十五日二十六日に行ふ。其方法は周圍道路に接したる二三列を除き最も優良なる部分約一反五畝歩を刈取り、一把十八株づゝに束ね、收納舎の前庭に運搬し、一般稻架に懸く、殘餘のものは續て刈取り、齋田内に架掛をなす。
扱落し乾燥 架掛は三日間にて終り、扱落し、篩ひたる後、直ちに藁上にて粃乾を行ふ。粃乾は晴天二日間とし、日中數回手返をなす。
粃磨調製 粃乾を終れば直ちに粃磨を行ふ。粃磨臼は従來型の土臼を用ひ。其一番挽のみを採りて用に充つ。
搗精 電力棒杵精米機を用ひ、約二十時間搗精し、途中數回糠を去る。
糠除選別 搗精したるものを白布にて作りたる長き袋に約一升五合宛入れて二時間許り揺りて糠を去り、黒盆上にて選別して不良米夾雜物を除く。

第七節 齋田點定に於ける郡村の状況

郡の状況 大正二年の秋、今上天皇陛下第一次の陸軍特別大演習を、尾三の野に舉行せらるゝや、本郡は大元帥陛下御駐蹕の上、親しく軍を饗はせ給ふの光榮

を荷ひ、郡民の歡喜措く能はざる所なりき。而して其の翌三年には、大嘗祭悠紀齋田を此地に點定せらる、郡民の感激其の極に達し、民心新に作興の氣運に向ひぬ。即ち郡民均しく悠紀齋田の事を奉賛し、謹みて其の大任に當り、以て聖旨に副ひ奉らんと期したるは更なり、此の千載一遇の光榮を、永遠に紀念すべく、新に業を起し、或は有形に、或は無形に、銳意其の事に當りてより、嘗て一日も休まず倦まず、其の成績將に見るべきものあらんとす。先づ立ちたるを青年會となす。各固の修養と體力の練磨とに一層の勉勵をなし、更に協同一致の精神を養ふべく、郡内百餘の青年會は舉りて其の然るべき方法を立て着々其の歩を進めつゝあり。又各町村に於ては、宅地利用の目的を以て、近來漸く盛になれる、果樹の植栽を奨勵し、又其の農會に於ては稻採種田の反別を増し良種子の普及と其の耕作の改良とに努力して將來に絶へざるものとなし、農事の進歩改良を期しつゝあり又各部落に於ける御神田は、是れまた一層の擴張をなし、益々優良米を産出し、一般農事改良の模範を示さんものと覺悟しぬ。特に目覺しきは産業組合の結束にして郡内三十四の組合申合をなし、齋田點定記念事業として、有限責任碧海郡購買販賣組合を設立し、同組合の事業として、北海道より鯨粕の直接購入をなし多大の効果を納め、又販賣部の事業として第十五師團と契約し、精米納入の途を開く等設立日尙ほ淺きに拘らず、着々良成績を收めつゝあり。又各産業組合に於

ては事務の刷新及集合時刻の確守を誓ひ、新に記念事業を開始する等、益々内容の改善に力を注ぎ、將來の發展を期しつゝあり。

尙ほ記念事業としては、新に公會堂を建設したる町村あり、文庫を開設したる部落あり、道路の改修を爲せる町村あり、其の他各種團體の記念事業には、文庫の開設、夜學會の開催、植樹、植林、協同事業の擔任等あり、其の數擧げて數ふべからず、何れも奮發勉勵之れに當り記念事業の名に反かざらんことを期しつゝあり。

是等の外、固人の擧とし、團體の業とし、齋田點定以來、美事善行として傳へらるゝもの頻々たり。即ち是れを永遠に記念すべく、或は齋田の事業を補助し奉るべく、居村の學校基本財産の内へ金員其他を寄附せるものあり、齋田竹矢來用の竹材供納を申出でたる團體あり、或は門柱を、或は齋竹の根杭を、或は土管を、或は葎簀を、或は風除菰を、或は齋竹を、或は齋場の白砂を、或は耕作従事者の用ふる草履を、供納する等其數枚擧に遑あらず、而して是等供納に就ては一も名を街ひ功を誇りたるものにあらず、眞に誠意に出で、一事一物も、苟もせず、齋戒沐浴敬虔の誠を以て致しぬ。

第三編 碧海郡の沿革

第一章 郡の沿革

第一節 郡の制定

抑々郡と云ふことの見ゆるは、日本書紀成務天皇四年二月國郡立長縣邑置首とあるを以て初とす。されど茲に郡とあるは日本書紀選定の時に於ける制によるものにして、成務天皇の御代に於ては未だ郡の制定は是れあらざるなり。其後孝徳天皇大化の御代に至りて制度革新の詔あり、是れまでの國造縣主の制を廢して、國司郡司に任じて地方を分轄せしめらる。茲に於てか是れまでの氏族制度は遂に滅びて、郡縣の制新に興り、國と云ひ、郡と云ふ、政治的區劃初めて成る。

郡とは、日本書紀孝徳天皇大化二年正月甲子朔宣改政之詔、其二曰、郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、とあり。また令義解には、凡郡以二十里以下十六里以上爲大郡、十二里爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲下郡、二里以上爲小郡、延喜式には凡郡、不得過千戸、若餘五十戸以上者、分隸比郡、地勢不宣分者、隨狀、立別郡、其不滿百戸者。他郡、若不得已而應分別錄申官、とあり時に制度の變遷ありたりとするも當時に於ける郡の如何なるもの

郡の制定

郡

里

郡

なりしかは是等の規定によりて大凡知らるべし。次に郡の下にある里とは如何なるものなるかを窺ふに、同じく日本書紀孝徳天皇大化二年正月甲子朔宣改政之詔其三曰、里初造戸籍計帳班田收授之法、凡五十戸爲里、每里置長一人、とあり、また令義解には凡戸、以戸五十爲里、每里置長一人、若山谷阻險、地遠人稀之處隨使量置、とあり里の如何なるものなるかはまた以て凡そ知らるべし。即ち大化革新の制によれば中央に八省百官ありて國家の政務を掌り、地方は是れを國々に分ち國司に任じて是れを管轄せしめ、其の國はまた是れを郡に分ち郡司に任じて是れを管轄せしむ。而して國の長官を守次官を介判官を大小椽佐官を大小目となす。郡にはまた大領小領史生主帳等の司官ありき。官職は總て才能に任じ食封を授けて土地人民を私有せしめずとなす。

王制の世、里を以て郡に係しことは以上是れを述べたるが如し。されど其の後里の外に更に郷の稱起りぬ。和銅の詔によれば諸國郡郷名著好字二とあり、出雲風土記には竟宇郡郷壹拾壹別里參とありて、右件、郷字者、依靈龜元年式、改里爲郷、其郷名字、被神龜三年民部省口宣改之と記し、郷を以て直に郡に係ぐ、また令義解には凡國郡界内、所部受田、悉足者、爲寬郷、不足者爲狹郷、凡狹郷田不足者、聽於寬郷遙受とあり、尙ほ正倉院文書常陸風土記等によるには、前には里と稱せしを後に郷と稱せし例數多あり、また大唐の令に依れば諸戸以百戸爲里

第三編 碧海郡の沿革

五里爲郷、あり。我國に於ける郷里の稱また之れに倣ひしものなるべきか、後世に至りて郡縣の制亂れ、地方には莊園愈々大に武士また勃興するに及びては古の郡郷里の制は遂に明ならざるものとなり、更に村の稱は最も普通のものとなりて莊郷村を以て一般の呼稱となすに至りぬ。

第二節 碧海郡の建置

新撰姓氏錄に記する所によれば、本郡は往昔青海郡と書したるもの、如し、即ち其の右京皇別上に、御立史、持統天皇御代、依居參河國青海郡御立地、賜御立史姓、日本紀漏、とある是れなり、此の事の實否は今是れを知るに由なきも、文意の如くば持統天皇の御代には既に青海郡の稱ありしこと知るべきなり。また續日本紀稱徳天皇天平神護元年四月丁亥參河國、碧海郡人、從八位上、石村村主、押繩等九人、賜姓坂上忌寸、とあるは是れ碧海郡なる郡名の見ゆる初めなり。倭名類聚抄には碧海を阿乎美と訓めり、而して本郡の名を「ヘキカイ」と呼びしは何時の頃よりなるかは詳ならざるも、本郡篠目村天正十八年九月吉日田方帳の表に、ヘキカイなる郡名の書に現はれたる初なりと云きありのヘキカイは後世本郡通常の呼稱となり、碧海の文字を是れに充て以て今日に至りぬ。

碧海なる郡名の起りに關しては一般の説として此の地往昔海水深く灣入して海なりしが故に斯くは碧海郡と呼びたるなりと、されど碧海郡の地たるや既に是れを説きたるが如く、其の大部分は洪積層の地にして嘗ては海なりしにもせよ其は人智の及ばざる遠き昔のことにして此の地を以て往昔海たりし所なりとするは直に信ずべき説にはあらざるべし、只だ上古には河道に堤防なく、今日云ふ沖積層の地は悉く其の河水の流域たり、且つ海水もまた今日よりは稍々深く内地に侵入せしが故に、一見蒼海の觀を大ならしめしものあるやも知るべからざるなり、碧海郡の郡名を以て姓氏號に出づとなすの一説あり。即ち古姓氏に青海首あり椎根津彦命の裔孫なり。此の氏人夙に越後國蒲原郡に居る、故に蒲原郡に青海郷あり、倭名抄に其の郷名を記す、また其の地に青海神社あり、延喜式神名帳に其の社名を載す、此の青海神社は正に其の地に居りし青海氏の氏神社にして、其の鎮座地なる青海郷はまた青海氏の住地たりしにより此の名稱あるものとなす。此の氏人また早くより參河に來住し、其の居地を青海と呼びしにより、郡名、此所に起り、後改めて碧海と書したるなりと、倭名抄なる碧海郡碧海郷は正に郡名の起る所にして舊と青海と書し阿乎美と訓むを正しとし、往昔、青海氏人此所に住し其の姓氏號遂に其の地の地名たりしものなりと云ふにあり。

第三節 碧海郡境域
第一項 境域

境域

本郡建置の初に於ける境域は、其の記録の徴すべきものなくして、之れを知るに由なきも、郡縣の制整ひ國に國司あり郡に郡司ありて、地方統治の機關備はりし時に於ては、其の境界稍々確定せしものありしか如し。されど其の後郡縣の制漸く亂れ地方には莊園愈々大に、武士また勃興するに及びては、領主の權漸く大に、其領地の境界のみ愈々嚴にして、國司郡司の實權は從て頽れ、國郡は遂に何等の發動力なきものとなり果てぬ。されば武家時代を通じて、國郡の名は尙ほ是れを舊によりて稱すれども只だ單に地理上の名稱たるに過ぎざりき、其の境界の如きもまた、單に郡縣の制行はれし古の國郡の殘骸たるに過ぎざりき、斯の如く中世以後莊園大に武家勃興して、國郡の名は單に地理上の名稱となり、鄉村の規定も明ならざるに至れりと雖も先人の其の國郡の名を稱へ來りし跡を尋ぬるに、尙ほ其の區域には時によりて廣狹あり、從て其の境界の變遷また屢々なりき、されど文書の據るべきもの少くして之を詳にするを得ざれども、徳川氏以降に於ては其の境界の變遷境域の出入等稍々明なるもの數多あり

第二項 舊鄉村

舊鄉村

倭名抄に記載する所によれば、平安朝の中葉に於ては、本郡の地域は是れを智立、采女、刑部、鷺取、依網、谷部、大市、碧海、稻禮、皆見、河内、櫻井、大岡、薺野、驛家の十五郷に分てり。而して此の十五郷の内、其の所在の明なるあり、明ならざるあり、以下少しく是等の所在に就きて畧述し、當時に於ける本郡の境域を知るの参考に資すべし。

智立郷

智立郷 今の知立町大字知立附近を總稱せしものなるべし。今日に至るまで知立の郷名を傳承し來れるは今の知立町大字知立のみなれども、智立郷の地は知立の地のみに限れるものにあらず、其の附近重原一ツ木花園駒場今八橋牛田來迎寺等の地は總て智立郷たりし地なるべし。郡郷考云、「智立の傍訓チタチとあるは訛なり、知里布にて今の池鯉鮒に同じ、但かく唱へ誤れるは後世の事歟」と、知立神社の鰐口の銘に尾張國智多郡智立神社とありし由乘穂錄に見えたり、然れども三河國神名帳に正一位池鯉鮒大明神とあれば中古までは郡界も誤らざりしなり、

采女郷

采女郷 和名抄一本には築女に作り、高山寺本には采女に作る、今の上鄉村字中切、宗定、川端、中島等の地は古へ一郷にして畝部郷と稱せり、或は宇野邊郷とも書し、また一説には阿彌陀堂、鷺嶋、渡刈、配津等の地をも併せたるものなりとも云ふ、後應永年中分村するに及びて其の郷名絶へ、明治二十二年に至り、川端、宗定、中切、中島を併合して再び畝部村と稱しぬ。畝部と采女とは國訓相

第三編 碧海郡の沿革

第三編 碧海郡の沿革

近し、後世畝部郷と稱せしは當に倭名抄采女郷の地なるべし。

刑部郷 今詳ならず、讀方は「オサカベ」なるべし。今の富士松村大字東境、西境等の地を以て是れに充てんとするものあるも、此は境界の意より出でし名にして刑部とは全く其の語原を異にせり。古蹟考云、「刑部郷今詳ならず八名郡長彦村菜宮明神の鰐口に明德三年刑部御厨云々の銘あり。」と。

依網郷 與佐美と訓む、高山寺本には依細郷とあり、與流美と訓む、其の何所なるや詳ならず、參河古蹟考には篠目「サ、メ」を以て依網の轉訛なりとし、今の安城町大字篠目邊を以て古の依網郷の地なりとせり。また今の刈谷町大字高津波、は口碑には同地を以て古の依網の原なりしと相傳ふ。柿本人麿の遠淡海の國司に任ぜらるゝや、其の下向の途上に於ける、「青角髮依網の原に人もあはぬかも石走の淡海縣の物語りせむ」の萬葉集の古歌を以て、三河國依網原にて詠めるものなりんとする者あり。又堀川百首に嵐吹く夜寒の里のねさめにはいと人こそ戀しかりけれとありて、夜寒の里を以て諸書には尾張國の名所とし、熱田高藏宮の邊を夜寒の里なりと云ふものさへあり。されど此のよさむの本歌は萬葉集の依網の原の什なるべければ、夜寒の里は是れを尾張國に求むべきものにあらず。當に三河國に求むべし。後世安城ヶ原と稱し、野田原と稱したは或は古の依網の原の一部にして、高津波邊より野田、篠目、安城等に亘る地を總稱して依網郷と稱せしも

のなるべし。而して篠目を以て依網の轉訛なりとせば依網の郷名を傳承し來れるは此の一邑なりと云ふべきなり、されど高山寺本に依細郷とし與流美と訓みたるは亦更に一考を要するものなるべし。

鷺取郷 和之止利と訓む、延喜神名式に參河國碧海郡和志取神社あり、而して鷺取郷は其の神社の所在地たりしにより此の郷名ありしものなりとする者あり。和志取神社の所在に就ては數多の說あり、されど素より確證あるべきものにあらず、されば今に至りて和志取神社の位置を確定し而して鷺取郷の位置を明にせんは至難の事に屬す、されど宇頭藥師堂の古位牌中に志貴莊鷺取郷と記せるもの數多あり、また當堂所藏の鰐口にも志貴莊鷺取郷と記す、また柿崎白山社を古より和志取神社なりと云ひ傳へ其の社の附近に和志取なる地名を存し、また高取專修坊藏幅の脊書に寛永十二年本願寺宣如の署名にて志貴莊鷺取郷專修坊の文字あり是等によりて窺ふに、鷺取郷の地は柿崎、宇頭、附近の地を總べしものにして、南は高取附近にも達せしこと知るべきなり。

谷部郷 谷部は長谷部の畧にしてハセと訓むべし、舊事本記に景行天皇皇子五十狹城入彦命三河長谷部直祖とあり、また續日本紀神護景雲二年九月勅今年七月得參河國碧海郡人、長谷部文選所献白鳥付所司令勘圖牒、白鳥是中瑞、長谷部文選授小初位上賜正稅五百束とあり。長谷部氏の此の地に於ける名族なりしや知

第三編 碧海郡の沿革

るべきなり。古來西本郷の神社を瀬部大明神或は谷部宮と稱す、五十狭城入彦命を奉祀せり、長谷部氏の氏神たりし神社なるべきか、而してまた本郷とは長谷部郷の本郷たりし地と見るを得べきか。また橋目とは長谷部の轉訛なりとし長谷部郷の古地として橋目を指摘するものあり。是等の事情に據る時は、長谷部郷の地は今の西本郷、東本郷、暮戸、大友、橋目、小針、等の地を總べしものものと云ひ得べきか。

大市郷

大市郷 於保以知と訓む今詳ならず古來上條村の白山社を大市社と呼べり、或は大市郷の遺稱なるべきか記して参考に資す、

碧海郷

碧海郷 阿乎美と訓む、今詳ならず、現今の六ツ美村の地を古へ碧海郷と云へり、是れ或は碧海郷の遺稱なるべきか、一説には今矢作川の東なる青野村の舊名歟と云ふ。また碧海は青海にして本郡郡名の起れる所なりとするものあり。

檀禮郷

檀禮郷 高山寺本には檀禮とあり、其の何地を云へるものなりや今詳ならず、檀は玉篇に五貴切木也可爲枝とあればキレと讀むべきか、

櫻井郷

櫻井郷 現今の櫻井村大字櫻井及び安城町大字古井等の地是れなるべし。

大岡郷

大岡郷 現今の安城町大字大岡、高木、山崎、等の地なるべし。

薺野郷

薺野郷 高山寺本には薺野とあり、薺は薺の誤なり、倭名抄草名の部に薺を阿佐彌と註せり、薺野は正に阿佐木と讀むべし、今の西加茂郡萌生三好宮口逢妻等

皆見郷

の地是れなるべし。
皆見郷 今詳ならず、一説に皆は字彙に口毀と云ひ、あざけるの義あり、故にあざに假る、見を附してあざみと讀み、其の名義薺なりとし、皆見郷を以て薺野郷の附近なりとするものあり。

驛家郷

驛家郷 驛家とは往昔驛舎を置かれし地なり。延喜兵部式に參河國の三郷を舉ぐ、曰く、鳥捕、山網、渡津、是れなり而して倭名抄に驛家郷を擧げたるは、三河國にては寶飯、額田、碧海の三郡なり。一説に渡津を以て寶飯郡豊川の渡津なりとし、山網を以て額田郡山中村大字山網なりとする時は、鳥捕は正に碧海郡の驛家なるべしとなす。而して鳥は鷺の畧字捕は取の別字なりとする時は鳥捕の鷺取のことにして碧海郡の驛家郷とは鷺取郷を云へるものなりとするものあり。實に鳥捕の西驛は尾張の新溝なり、愛知郡杏掛村は其の址なりと傳ふ。而して又是等の地の里程を測るに古の官道は詳ならずとするも其の間凡そ五里にして、延喜の六町一里を以て測れば三十里毎に一驛を置くとある令制に適合せり、鷺取郷を以て鳥捕驛の驛家なりとする畧ぼ當れりと云ふべきなり。されど鷺取郷を以て直に驛家郷なりと云ふべきにあらず、鷺取郷中の一里を選みて是れを驛家に充てしものにして、碧海郡に於て驛家を指定されたる郷は、即ち此の鷺取郷なりと知るべきなり。宇頭の口碑に古來其の地を以て鳥捕の驛家たりし所なりと傳ふ、宇頭

第三編 碧海郡の沿革

小河郷

附近を以て鷺取郷なりとする上は此傳據る所なきにあらざるなり。

大川郷

小河郷 和名抄一本高山寺木に載する郷名なり、現今の櫻井村大字小川、姫小川、野寺、寺領、木戸、等の地之れなるべし。姓氏録に酒人小川真人、男大迹天皇皇子兎王之後世とあり、此の氏人の居れる地なるべきか。

大濱郷

大川郷 和名抄に幡豆郡大川郷あり於保加八と訓む、其の所在明ならざるも後世本郡に入れるもの、如し、猶考ふべし。

舊莊園

大濱郷 和名抄に幡豆郡大濱郷あり後世矢作川筋の改修に際し郡界改ありて本郡に入りしことに就ては既に是れを説けり現今の大濱町棚尾村旭村明治村の一部等是れなり。

是等の外猶ほ郷と稱せしもの數多あり。矢作郷、上野郷、蘆島郷、中島郷、卜部郷、和田郷、岩根郷、長瀬郷、泉田郷等是れなり。是等の諸郷に就ては猶ほ後に説く所あらんとす。

第三項 舊莊園

舊莊園

碧海郡の地には舊と數多の莊園ありき。其の時代及領主等は詳ならざれども、人語に傳へ、或は文書に残れるもの等を合して數ふるに、碧海、重原、志貴、枚田、上野の五莊ありしこと明なり。枚田は平田とも書く、尙ほ他に矢作、平貴等

の莊名を傳ふるものあれども明ならず。佐々木、上宮寺記によるに、承久以來、寛喜の際に至るまで、北條氏の命により、參河國の大半は安藤氏郡司莊司たりき安藤大郎信平は平田の莊司たりとあり。また同寺の系圖に志貴村越後の守の遠忌を吊ふことを載す。是れ當時、志貴莊に志貴村ありて、越後守其の莊司たりしものなるべきか。兩者共に明ならず。左に本郡に於ける舊莊園に就き、少しく説く所あるべし。

志貴莊

志貴莊 志貴莊の名は、早くより、京都楞伽寺記に見へ、三河國志貴莊下條とありて、觀應二年の頃寺領の莊園たりしもの、如し。其の區域は極めて廣大にして、西は小垣江高須より高棚、福釜、箕輪、東は上條、坂戸、宇頭、尾崎、柿崎、橋目等より南部、吉濱、榎前、和泉、高濱、高取、棚尾、鷺塚、西端、東端、根崎、城ヶ入、南中根、藤井、木戸、野寺、寺領、小川、東町、櫻井、堀内、河野、川島、村高、其他幡豆郡に亘りて、廣く是れに屬しき。而して其の中主なる郷としては、鷺取郷、櫻井郷、姫郷、小川郷、岩根郷、藤野郷等ありき。

枚田莊

枚田莊 枚田は平田とも書く。平田を以て普通とす。此の枚田莊は實に桑子妙源寺の寺領たりしもの、如く、同寺文書中に奉寄進參河國平田莊桑子左近五郎屋敷並伍事、右於島者爲大子堂職地之上者至于子々孫々不可成妨仍所奉寄進如

重原莊

碧海莊

上野莊

件、建武二年十二月五日、物部熙氏花押とあり。而して其の區域は、高木、大岡、山崎、別所、別郷、富永、桑子、新堀、東牧内、西牧内、東本郷、西本郷等の地を併せたるものにして、中に長谷部、大岡郷、矢作郷等ありき。

重原莊 平治物語に、平治元年十二月源氏勢揃の場に、參河國には重原兵衛父子とあり。重原莊の莊司たりしものなるべきが。また康正二年造内裏段錢並國役引付合の内に三河國重原莊段錢一貫百五十文堤新二郎殿とあり其の區域は、西は元刈谷、刈谷、熊、高津波、東は、重原、野田、半城土、篠目、谷田、八田等より以北西中、牛田、知立、八橋、來迎寺、今、里、駒場、花園、中根、若林、竹、乙尾、中田、堤、井ヶ谷等の地に亘りしもの、如し。

碧海莊 此は大部分は矢作川の東にありし莊園にして、中世に至り三條女御の御領なりき今の六ツ美村は全部其の内なりき。また矢作川の西に於ては中切、川端、宗定、中島、等の地は此の莊園たりしもの、如し。而して矢作川の東の部分には碧海郷、和田郷、卜部郷、中島郷、江原郷等に分れ西の部分に於ては畝部郷是れなりき。記録文書の徴すべきもの少くして、其の時代及領主等詳しくは知るに由なし。

上野莊 後宇多院御領目録に、「參河國上野莊を收む」とあり。寛正年中戸田彈正なるもの、三條家を本家として、此の莊の代官たりき。三河國二葉松に、「戸田

矢作莊

平貴莊

境域の變遷
知多郡

小法師、戸田は三條家庶流、尾州戸田道へ配流、其後三州上野村へ移るとあり其の區域は、上野、鴛鴨、渡刈等の地是れなるべし。

矢作莊 記録文書の徴すべきものなくして詳ならず、或は矢作、筒針、渡等の地是れなるべきか。

平貴莊 平貴とは舊莊名なりとするものあり、詳ならず。明治二十二年大岡、高木、山崎、上條、別所等を併せ平貴村と稱せしことありき。

莊園に就ては既に是れを説けるが如く、素と私人の土地所有に初まりしものにして、何等法令の制定あるにあらず。されど其の大なるに及びては、世人もまた是れを怪まず、遂には國郡と並べ稱するに至りしなり。世は戰國を過ぎ織田豊臣の時代となりて、全く其の跡を絶てりと雖も、世人は猶ほ舊慣の久しきにより、後世に至るまでも莊名を唱ふるを通常とせり。宇頭藥子堂に鱈口一個あり其の銘に「延寶六戊年志貴莊和志取郷村中」とあり。又同堂の算盤に、志貴莊和志取郷鷺王山藥王寺藥師堂江戸講社中寄進の文字ある等は、其の例なり。

第四項 境域の變遷

古來本郡の地域、境界に、其の變遷ありしことは、屢々なりき。耆老の説に、知多郡は往昔碧海郡たりし所なりと云ふ。今之れを書に徴するに

第三編 碧海郡の沿革

茶家醉古集、各國の下に、陶器を製する地名を録し、尾張の下には鳴海、志野、織部を掲げ、參河の下には常滑を載せたり。古來陶器の産地として名高き常滑は今知多郡の西海岸の一地にあり。茶家醉古集に云へる常滑もまた是れなるへし。又尾張國神名帳には、「從一位知里府大明神」とありて知立を尾張に入る。また大三河志、永祿三年の條下に、「從一位知里府大明神」と記し、節用集にも「知多郡知鯉鮒」と記せり。是等は何地を以て尾參兩國の境界となし、知多、碧海の郡界となしたるものなるかは、文書記録の微すべきものなくして、是れを詳にするを得ざるなり。次に本郡と、幡豆郡との境界には、古來屢々其の出入ありしが如し。佐々木上宮寺藏書、享保年間當寺住職眞光の記せる古今纂補抄に、「佛畫の脊書を引て、參河國波津郡志貴莊之内佐々木淨弘寺常什物也と蓮如書せり」と云ふことを載す。此の事信なりとせば、佐々木附近の地は、總て應仁頃には、幡豆郡に屬せし地なるべし。其後慶長十年に至り、吉田了以の矢作川河流改修の事ありて、新河道の開鑿より倭明抄に記載する幡豆郡大濱大川の二郷は、此時矢作川西岸の地となり、遂に碧海郡に屬せりとは、一般耆老の云ふ所なり。猶ほ降りて、徳川の中世に至り、元文五年、佐野知堯著「三河國二葉松なる一書」に記載する、本郡の村名は、當時に於ける、本郡の境域を知るに最も便なるものなれば、左に是れを摘録すべし。

三河國二葉松三河國碧海郡郷村

大濱	藤井	小蘭	宮地	青野	河島	城ヶ入	吉濱	小山	井谷	大井	宗林	柿崎	新堀	矢作	大丁
志貴庄				上										中	
棚尾	三木	在家	法性寺	赤瀬	小川	東端	小垣江	泉田	一色	渡刈	北野	宇頭	尾島	岩根	村高
鷺塚	木戸	和田	牧御堂	中の郷	寺領	西端	本刈谷	今岡	筋生	中島	森越	別所	上條	渡村	島村
		下					中	南	北			東	西		
米津	中島	野畑	土井	合歡	野寺	高島	熊村	駒場	黒篠	中切	橋目	別郷	遍越	牧内	河野
				木			同							東	
根崎	高畑	井内	福桶	高落	中根	高濱	高津川	西境	浮谷	川端	小針	立出	中立	佐崎	櫻井
	中島						同								

第三編 碧海郡の沿革

坂戸 古井 堀ノ内 泉村 一木 榎前
 高棚 野田 重原 築地 明知
 八幡 池鯉 東境 堤 土橋
 三吉 打越 本地 宮口 上野
 鴛鴨 灰津 阿彌陀堂 國江 富永
 馬場 粟寺 大友 本郷 安城
 筒針 桑子 爲生 池端 中村
 中塚 大岡 高木 林松寺 三輪
 小牧 赤松 福釜 半城士 牛田
 篠目 山崎 矢田 刈谷 若林
 來迎寺 今村 里村 花園 若林
 竹村 家原 大福寺

右三河國二葉松碧海郡郷村總て百三十八の中大濱、棚尾、鷺塚、高濱、高取、西端、東端等の地は、往古何れも海岸の地にして、彼の慶長十年、吉田了以の矢作川改修の後本郡に入れりと云ふ、倭名抄なる幡豆郡大濱郷とは、是等の地を云へるものなるべし。尙ほ同時に本郡に入れりと云ふ、和名抄幡豆郡大川郷の地は何所なるや詳ならざるも、佐々木上宮寺藏書、古今纂補抄の記事を信なりとせば

明和年間

佐々木附近を初め島、河野、村高、川島、大丁、木戸、野寺、寺領、藤井、米津等矢作川流域及其の沿岸に於ける地は、即ち舊と幡豆郡に屬し、矢作の大川に沿へる故を以て、大川郷と稱したるやも知るべからざるなり。記して参考に資す。尙ほ大川郷とは、知多灣に臨める高濱、吉濱、高取等の地是れなりとする一説あり。此は境川の下流なる知多灣を大川と呼びしことありとて、是れに臨める如上の地を以て、舊大川郷の地なりとするものなり。並に記して参考に資す。猶ほ降りて明和年間の著なる一書三川堤あり。内に本郡の村里を擧ぐるもの百三十二あり。是れを前の三河國二葉松所載の本郡郷村と對照せば、元文以來明和に至る間に於ける本郡境域の變遷は、自ら明なるが故に左に是れを摘録す。

三川堤碧海郡村里

○自街道南之村里
 平七新田 伏見屋新田 大濱
 棚尾 高濱 高取
 東端 鷺塚 米津
 城ヶ入 泉 榎前 赤根
 福釜 高棚 吉濱 小垣江
 野田 半城士 箕輪 長崎

第三編 碧海郡の沿革

笹目

八ツ田

小谷

城下渡至尾州小川海上十五丁
長方至池鯉鮒一里
磯至尾州横根
海上十三丁三間

筑地

藤井

野寺

櫻井

小川

河野

立島

嶋條

山崎

上村

新堀

八木

桑子

佐々木

別所

別郷

東

渡上下

○自川東之村里

淺井

合歡木或楳木

中郷

赤澁

和田

内

坂左右

國

正浦

一五四

本刈谷

高津波

泉田
境川男川共に此所に合て海に入る

堀内

大丁

村高

安城
或安條
安詳

高木

池端

富永

筒針

青野

土井

在野

高畑

三河二葉松には中島郡高畑と云ふ今改正す二ヶ村とす

中島

小島

中村

定國
三河二葉松には出郡田郡今改正す浦邊

正名

浦邊

今岡並芋川

至尾州河野四丁此間國界也

來迎寺

今村

宇頭

自是長に當て街道あり若林堤明智尾州通田祐福寺を歴て名古屋に出る是々新街道と云ふ

矢作

或矢矧

○自街道北之村

境東西

井ヶ谷

乙尾

若林

里針

大友

小野

梯崎

北野

馬場

隣松寺

國江

中切

川端

配津

渡

竹村

以上百三十二郷

池鯉鮒古知立驛

大濱茶屋

牛田

尾崎

吳渡

堤橋

八越

舳越

森越

下村

宗定

阿彌陀堂

大林

第三編

碧海郡の沿革

一五五

茲に元文以來明和に至る間に於ける、本郡郡界の異變を窺ふに、額田郡との郡界に於ては、三河國二葉松なる本郡宮地法性寺の二村は、三川堤には是れを額田郡の内に記して本郡より是れを省き、また三河國二葉松なる額田郡坂左右、中村、定國、國正、正名の五村は、三河堤には是れを本郡の内に入る。また幡豆郡との郡界に於ては、三河二葉松なる本郡高落村は三川堤には是れを幡豆郡に入れ、更に三河國二葉松なる幡豆郡淺井村は、三川堤には是れを本郡の内に記せり。次で加茂郡との境界に於ては、三河國二葉松なる本郡勤生、黒篠、浮谷、一色、明智本地、三吉、打越、宮口、土橋の十村は、總て轉じて三川堤には是れを加茂郡の内に記せり。郡界の出入以て知るべきなり、而して此の時加茂郡に入れる三河國二葉松なる本郡勤生、黒篠、等十村の地は、即ち前に記せる倭名抄碧海郡藤野等見二郷の地是れなるべし。猶は加茂郡との郡界に就ては、正保五年の新刻に係る今岡洞隣寺所藏の雲版に加茂郡泉田郷とあり。是等に據る時は、明和以前正保頃に於ては、現今の富士松村大字逢見、東境、西境、井ヶ谷等の地は、一帯に加茂郡の地たりし所なるやも知るべからざるなり。

猶ほ降りて明和以後明治に至る間に於ける本郡郡界の出入は、是れを明治の初めに於ける本郡の諸村に就きて窺ふに、法性寺、宮地の二村は再び本郡に歸し、淺井村はまた幡豆郡に復し、而して淺井村は再び幡豆郡に復したりしも、其の屬

明和以後

明治以後

地なる新々田古新田の二村は、引き續き本郡に屬して明治に至りぬ。
明治に入りては、其の初年、福島新田は、改めて額田郡に編入せられ、また新々田古新田の二村は、明治十七年八月四日、本縣布達第三十二號を以て、志貴村と改稱して幡豆郡に編入されき。更に同三十六年十一月七日、幡豆郡河崎村と、本郡中島村との境界を變更し、幡豆郡川崎村安藤川用悪水路中心より南大字西淺井字川端及東淺井字上川町の土地を、本郡中島村大字下中島に編入せり。以來本郡郡界の出入を見ず。

第二章 町村の沿革

(一) 大濱 棚尾 鷺塚

寛永二年の大濱村檢地帳其他二三の古地圖によるに、現今の大濱町、新川町、棚尾村等の地は、舊と一村にして大濱村と稱す。平七、伏見屋、前濱等の諸新田は、未だ築かれず、總て海濱の地にして、大濱村の名たるに恰も適へり。而して現今の旭村大字鷺塚の一部は其の海中に飛び離れたる孤島なりき。蓋し矢作川河口の地形は、彼の慶長十年、吉田了以の河流改修以來、實に著しき變化を來しき即ち其れ以前にありては、矢作川は現今の矢作古河によりて流れ、其の西岸なる幡豆郡の地は、現今の明治村大字米津、根崎等と地續きにして、米津、根崎、東

大濱村

端、西端は一帶の海岸をなし、棚尾、新川、大濱等、舊大濱村の地は其の西より南に海中に突出し、従て現今の油ヶ淵は一大入江をなし、鷺塚の孤島は其の江口に横はる、地形なりき。然るに慶長十年、矢作川河道の改修行はれ、米津の北なる木戸より米津に至るまで、里餘の間、洪積層の地を開鑿して、新河道を作り矢作川の水を之れに導き、米津の海に注ぎてよりは、其の河口には年を逐ふて洲渚堆積されて海を埋め、鷺塚の孤島は遂に地積となり、入江は海と絶たれて、油ヶ淵の池沼となり、平七伏見屋前濱等の諸新田次で開築され、幾多蒼桑の變を経て、遂に今日の地形をなすに至りしなり。現今平七村に字東浦の地あり。此は舊大濱村の海中に突出せし時に於て、其の東の海を東浦と稱せしによる。今日衣ヶ浦の海を一名西浦と稱するは東浦と相對しての名と云ふべきなり。亦油ヶ淵を一名北浦と稱するは舊に入江をなせし時大濱鷺塚の北に當りしによる。左の紀行文は大濱村附近往時の地形を知るに便なりと覺ゆれば、左に摘録す。

富士歴覽記云明應八年

緒川より舟にて三河へ行侍りしに、風かはりて島々にとままり(中略)大濱といふところへ舟よせて云々

谷宗牧東國紀行云(天文十三年)

閏十一月十二日、舟のこと、昨日よりいひつけられたれば、てまもいらす、暮

はて、大濱まで押つけたり。稱名寺の住持まで、渡らせ給ひ、おりはべる。十三日、岡崎までと急ぎ侍れば、住持も馬にて鷺塚までわたり給へり。道のほどおもしろし(畧す)などいひつゝ、鷺塚の寺内一見して別れたり。向ひは吉良大家の御里なるべし。こゝの眺望もいはれぬ入江の磯なり。船より馬ひきおろさせ、うちはへ行くほどに、武藏國まで思ひやられたる野徑打過ぎて、岡崎へつきけり。

寛永十三年、幕府代官鳥山鈴木の二氏所定の三河國六個の湊の内に、此の大濱鷺塚の二港を含む。三河國二葉松には碧海郡郷村の内、大濱、棚尾、鷺塚、皆磯とあり。而して倭名抄に三河國幡豆大濱郷とあるは、此の大濱、棚尾、鷺塚等を始め、西端、東端、根崎、米津、此の海岸の地を云へるものにして、其の本郡に入りしは、慶長十年矢作川下流改修の後なるべし。

(二) 平七新田 伏見屋新田 伏見屋外新田

前濱新田 葎生場

慶長十年矢作川河道の改修成りてよりは、其の流下する土砂は年を追ふて著しく、新河口、米津の海は忽にして埋められ、僅々三十五六年にして鷺塚の孤島は既に裾を裳げなば容易に此に渡ることを得たりきと。正保元年に至り幕府は更に米津より鷺塚に至る間に堤を築きて矢作川の河道を固定しければ、北浦の入江は